

訴 状

当事者及び代理人の表示

別紙各目録記載の通り

中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件

訴訟物の価額	金八億四〇〇七万七三七〇円
貼用印紙額	訴訟救助申立につき貼付せず

請 求 の 趣 旨

(主位的請求の趣旨)

- 1 被告国及び同株式会社間組は、各自、原告李万忠、同宋樹芝、同許徳明、同何成彦、同李樹槐、同李徳山、同王永益、同 金朋に対し、
- 2 被告国及び同古河機械金属株式会社は、各自、原告李倫、同劉忠三、同辛子峰に対し、
- 3 被告国、被告鉄建建設株式会社、同西松建設株式会社及び同株式会社間組は、各自、原告李祥、同李恕、同郭真、同韓英林、同侯振海に対し、
- 4 被告国及び同宇部興産株式会社は、各自、原告齋四徳に対し、
- 5 被告国及び同同和鋳業株式会社は、各自、原告陳大成、同張起宗、同呉慶長、同陳得志、同劉福清、同竇恩浩、同王漢廷に対し、
- 6 被告国及び同株式会社日鉄鋳業は、各自、原告李鴻徳、同姚山子、同劉清岑に

対し、

7 被告国及び同飛鳥建設株式会社は、各自、原告婁慶海、同張永旺、同王信忠、同宋元慶に対し、

8 被告国及び同株式会社ジャパンエナジーは、各自、原告畢兆亜、同畢兆倉、同劉玉洪に対し、

9 被告国及び同三菱マテリアル株式会社は、各自、原告温進翰、同呂福國、同張俊月、同谷大垣、同卜樹梓、同卜小嶺、同劉敬章、同李運徳に対し、

それぞれ朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞並びに人民日報（北京朝陽門外金台西路二号）、中国青年報（北京東直門内海運倉二号）、解放日報（上海市漢口路二七四号）、明報（香港柴灣嘉業街一八号）、河北日報（石家庄市裕華中路七号）、山西日報（太原市双塔東街二四号）、遼寧日報（瀋陽市瀋河区中山路三三九号）の各朝刊の全国版下段広告欄に二段抜きで、別紙謝罪広告文案記載の謝罪広告を、見出し及び被告の名は四号活字をもって、その他は五号活字をもって一回掲載せよ

二1 被告国及び同株式会社間組は、各自、原告李万忠、同宋樹芝、同許徳明、同何成彦、同李樹槐、同李徳山、同王永益、同金朋に対し、

2 被告国及び同古河機械金属株式会社は、各自、原告李倫、同劉忠三、同辛子峰に対し、

3 被告国、被告鉄建建設株式会社、同西松建設株式会社及び同株式会社間組は、各自、原告李祥、同李恕、同郭真、同韓英林、同侯振海に対し、

4 被告国及び同宇部興産株式会社は、各自、原告齋四徳に対し、

5 被告国及び同和鉱業株式会社は、各自、原告陳大成、同張起宗、同呉慶長、同陳得志、同劉福清、同竇恩浩、同王漢廷に対し、

6 被告国及び同株式会社日鉄鉱業は、各自、原告李鴻徳、同姚山子、同劉清岑に対し、

7 被告国及び同飛鳥建設株式会社は、各自、原告婁慶海、同張永旺、同王信忠、同宋元慶に対し、

8 被告国及び同株式会社ジャパンエナジーは、各自、原告畢兆亜、同畢兆倉、同劉玉洪に対し、

9 被告国及び同三菱マテリアル株式会社は、各自、原告温進翰、同呂福國、同張

俊月、同谷大垣、同ト樹梓、同ト小嶺、同劉敬章、同李運徳に対し、
それぞれ金二〇、〇〇〇、〇〇〇円及びこれに対する訴状送達の日から支払済
に至るまで年五分の割合による金員を支払え

三 1 被告株式会社間組は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対し、

2 被告古河機械金属株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対
し、

3 被告西松建設株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対し、

4 被告宇部興産株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対し、

5 被告同和鋳業株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対し、

6 被告日鉄鋳業株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対し、

7 被告飛鳥建設株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対し、

8 被告株式会社ジャパンエナジ―は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告
に対し、

9 被告三菱マテリアル株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に

対し、

それぞれ同目録の「原告名」欄に対応する「金額」欄記載の金員及びこれに対
する一九四五年八月一六日から支払済に至るまで年六分の割合による金員を支払
え

四 訴訟費用は、第一項及び第二項については、それぞれの被告らの連帯負担とし、
第三項については、それぞれの被告の負担とする

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

(第三項の予備的請求の趣旨)

三 1 被告株式会社間組は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対し、

2 被告古河機械金属株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対
し、

3 被告西松建設株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対し、

4 被告宇部興産株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対し、
5 被告同和鉱業株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対し、
6 被告日鉄鉱業株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対し、
7 被告飛鳥建設株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に対し、
8 被告株式会社ジャパンエナジーは、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告
に対し、

9 被告三菱マテリアル株式会社は、別紙請求目録記載の被告に対応する各原告に
対し、

それぞれ同目録の「原告名」欄に対応する「金額」欄記載の金員及びこれに対
する一九四五年八月一六日から支払済に至るまで年五分の割合による金員を支払
え

請求の原因

目次

はじめに	一頁
第一 本件訴訟の基底をなすもの―日本の加害責任と一五年戦争の概要	頁
一 日本の加害責任についての誤った考え	頁
二 一五年戦争の概要	頁
1 前史	頁
2 満州事変	頁
3 日中戦争	頁
4 アジア太平洋戦争	頁
三 一五年戦争における日本軍の残虐行為	頁
1 犠牲者	頁
2 中国での残虐行為	頁
第二 中国人強制連行の背景と政策決定に至る経緯―日本政府、日本軍及び日本企業の一体となった犯罪行為	頁
一 はじめに	頁
二 閣議決定	頁
三 朝鮮人強制連行の国の政策決定と企業の加担	頁
四 内地移入の前史―満州国への中国人強制連行	頁
五 日本への中国人強制連行―中国人強制連行の国の政策決定と企業の加担	頁
六 閣議決定の内容	頁
1 決定事項の内容	頁
2 決定事項の分析	頁
第三 強制連行は実際にはどのように行われたか	頁

第八 原告齋四徳と被告宇部興産株式会社について

第九 原告陳大成、同張起宗、同呉慶長、同陳得志、同劉福清、同竇恩浩、
同王漢廷と被告同和鉱業株式会社について

第一〇 原告李鴻徳、同姚山子、同劉清岑と株式会社日鉄鉱業について

第一一 原告婁慶海、同張永旺、同王信忠、同宋元慶と被告被告飛島建設
株式会社について

第一二 原告畢兆亜、同畢兆倉、同劉玉洪と被告株式会社ジャパンエナ
ジーについて

第一三 原告温進翰、同呂福國、同張俊月、同谷大垣、同ト樹梓、同ト小
嶺、同劉敬章、同李運徳と被告三菱マテリアル株式会社について

第一四 被告日本国の責任：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：頁

一 法的評価の対象となるべき被告国の行為：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：頁

1 違法評価の局面：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：～頁

(一) 政策自体の違法：：～頁

(二) 日本軍人等の個々の行為の違法：～頁

2 違法評価の規範（国際法と国内法）：～頁

二 強制連行・強制労働の違法性：～頁

1 奴隷条約及び国際慣習法としての奴隷制の禁止違反：～頁

(一) 奴隷条約：～頁

(二) 慣習法としての奴隷制禁止：～頁

(三) 条約・慣習法違反：～頁

2 人道に対する罪違反：～頁

(一) 新たな戦争犯罪としての人道に対する罪：～頁

(二) 人道に対する罪と極東国際軍事裁判所判決の国際的承認：～頁

(三) 強制連行・強制労働と人道に対する罪：～頁

(四) 人道に対する罪違反と加害国の賠償責任：～頁

3 ILO第二九号条約「強制労働に関する条約」違反：～頁

(一)	強制労働の禁止	頁
(二)	私人に対して強制労働を禁止する締結国の義務	頁
(三)	条約違反	頁
4	国際人道法（ハーグ条約及び附属規則）違反	頁
(一)	一九〇七年ハーグ陸戦条約	頁
(二)	ハーグ陸戦規則	頁
(三)	遵守されるべき占領地の法律、私権の内容	頁
(四)	総加入条項とハーグ条約、規則の適用、国際慣習法化	頁
(五)	我が国の判例の立場	頁
(六)	国際人道法の成立	頁
(1)	一九四九年ジュネーブ第四条約	頁
(2)	国際人道法における文民保護の内容	頁
(3)	役務提供強要の可否	頁
(4)	国際人道法違反	頁
5	中国国内法の違反	頁
(一)	準拠すべき国内法	頁
(二)	損害賠償に関する中国法の規定	頁

三 債務不履行責任（安全配慮義務違反） 頁

四 被告国の損害賠償責任 頁

1	国際違法行為による国家責任と個人の権利	頁
(一)	国際違法行為と国家責任のあり方	頁
(二)	国家責任の客体の変容（誰に対して責任を負うか）	頁
(三)	国際人権法の深化と個人の国際法上の主体性	頁
(四)	国際犯罪の被害者の賠償請求権	頁
2	ハーグ条約第三条により創設された個人の損害賠償請求権	頁
(一)	ハーグ条約による個人の損害賠償請求権の明示	頁
(二)	ハーグ規則と個人の権利	頁
(三)	ジュネーブ条約追加議定書によるハーグ条約の原則の確認	頁
3	条約、国際慣習法の国内法的効力	頁
(一)	条約等の国内法的効力	頁
(二)	直接適用の問題	頁
(三)	国内法としての請求	頁
4	中国国内法による損害賠償請求権の成立	頁
5	債務不履行責任（安全配慮義務違反）の成立	頁

第一五 被告企業の責任：：：：： 頁

一 法的評価の対象となるべき被告国の行為：：：：： 頁

1 違法評価の局面：：：：： 頁

(一) 強制連行への加担：：：：： 頁

(二) 各事業所における強制労働：：：：～ 頁

(三) 被告企業従業員の個々の行為の違法：：～ 頁

2 企業の責任と被告国の責任と関係 頁

3 違法評価の規範（中国法と日本法） 頁

(一) 準拠すべき国内法：：：：～ 頁

(二) 損害賠償に関する中国法の規定：：～ 頁

(三) 被告企業従業員の個々の行為の違法：～ 頁

二 中国国内法による損害賠償請求権の成立 頁

三 債務不履行責任及び不当利得返還請求権の成立 頁

1 安全配慮義務違反 頁

2 賃金請求権 頁

3 不当利得 頁

第一六 蹂躪された原告らの名誉の回復 頁

第一七 原告らの損害 頁

一 不法行為、安全配慮義務違反による損害 頁

二 原告らが請求する賃金の額 頁

三 原告らが有する不当利得返還請求権の請求額 頁

はじめに

この事件は四二人の中国公民が、一九四四年四月から翌五年一月にかけて、当時の大日本帝国の閣議決定により、華北の故郷にあった親子兄弟から無惨にも切り離されて、祖国から日本国内に強制連行され、日本の企業の子山や木工事現場、また精錬所などにおいて過酷な奴隷労働をさせられたことについて、国と各企業を被告として、謝罪、未払賃金又は不当利得の支払い、損害賠償を求める訴訟である。祖国中国は当時、日本軍の侵略を受けてこれと戦う十五年に亘る戦争の最末期にあつた。従つて日本のために働くことは利敵行為であり、原告らがこれを行つたことを強いられたのは耐えられないことであつた。原告らは約四万人の同僚とともにこれを強制的に生活条件も保障されず、消耗品の扱ひの文字通り容れられ、衣食住などの最低限の結果一年間に約七千の同胞の生命が奪われ、残酷な強制労働をさせられた。この結果だけの者が障害を負ひ、重病にかかりその後、生命を奪われなかつた。計り知れないものがある。原告らはこの五十年間何も忘れてはならない被害について、責任のあるものを否定するような、忘れようとしても、原告らは、このことを五十年経つた今ようやくこの法廷に訴えることができる。原告の第一は、日本国を代表して首相、企業を代表して各企業の社長にその犯した罪を謝れと言いたい。原告らは五〇年間の長きに亘つて、人格も名誉も蹂躪されたままになつて、働かされたのである。

金額は僅かなものだ。しかし道理を通せと言いたいのだ。要求の第三は、責任を認めて損害を支払えと言うことだ。これらは当然過ぎる要求であり、日本国及び各企業が直ちに応ずることを要求する。

今年（一九九七年）九月四日、日本国の橋本龍太郎首相は、北京において中国の李鵬首相との会談に当たつて、歴史認識問題で「過去の日中関係について『痛切な反省の意を表し心からのお詫びの気持ちを表示する。』とした九五年の村山富市前首相の談話を引いて、『日本政府の立場の表明であり、私の認識でもある。』と強調した。」と報じられている。この「過去の日中関係」の重要な一つが、原告らを含む約四万人の強制連行・強制労働の問題である。

また被告企業の多くが、現在原告達の祖国中国で事業を展開している。五〇年前はともかく今では被告企業は日中の友好を望んでいるはずである。友好関係が基礎にない事業展開は危ういからである。

冒頭に、日本国も各企業も首尾一貫した態度でこの問題の解決に臨むことを強

く要望するものである。

第一 本件訴訟の基底をなすもの――日本の加害責任と一五年戦争の概要

戦争被害の回復は、戦後五〇年を超えた今日においても、なお加害国であるわれわれの責務であり、この問題を直視することは我が国司法にとっても避けることのできない義務であることを銘記しなければならない。また、原告が被った損害の本質及びそれに対する被告国の法的責任を考える場合、日中一五年戦争に関する基本的な歴史の理解は不可欠である。以下には、本件強制連行・強制労働の実態をみる前に、戦争責任に対するこれまでの我が国政府の姿勢と、一中国農民に過ぎなかった原告の運命を翻弄した、日中一五年戦争という大きな歴史の歯車の流れを概観する。

一 日本の加害責任についての誤った考え方

「罪の有無、老幼いずれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません

ん。全員が過去からの帰結に関わり合っており、過去に対する責任を負わされているのであります。

心に刻みつづけることがなぜかくも重要であるかを理解するため、老幼たがい助け合ねばなりません。また助け合えるのであります。

問題は過去を克服することではありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」(ヴァイツェッカー演説、永井清彦訳『荒れ野の四〇年』岩波ブックレット一六頁)。

これは、一九八五年五月八日、当時のリヒャルト・フォン・ヴァイツェッカードイツ大統領が、ドイツ敗戦四〇周年にあたって連邦議会で行った有名な演説の一部である。このヴァイツェッカー大統領の演説は、内外の人々に深い感銘を与えた。この演説に象徴されるドイツの自らの戦争責任と加害責任に対する真摯で誠実な反省と謝罪の姿勢は、戦後五〇年を通じて終始一貫している。ドイツは敗戦後間もない一九四九年から謝罪と補償を始め、これからも続けようとしている。

このようなドイツの多年にわたる一貫した謝罪と補償の積み重ねこそが、諸国民のドイツに対する信頼と更には尊敬の念をさえ育んできたことは周知の事実である。これに対して、ドイツと同じ侵略国の立場に立つ日本政府の侵略と加害行為に対する対応は、これまであまりにも誠意に欠けていたといつてよい。そしてこの日本政府の姿勢こそがアジア諸国民の日本に対する信頼を損なってきたことは、国内外の多くの人々が指摘し続けてきたところである。

日本の保守党政治家や閣僚が、植民地支配や侵略戦争を正当化したり日本軍の残虐行為を否定する発言を性懲りもなく繰り返し、その都度アジア諸国の厳しい批判を浴びて発言を撤回し、あるいは閣僚を辞任せざるをえないという醜態を繰り返してきたことも周知のとおりである。また昨年六月の衆議院の「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」も、敗戦後五〇周年という重要な節目の年に、過去の歴史に決着をつけるという謳い文句でなされたものであったが、その内容には遂に謝罪の文字が入られず、わが国の植民地支配や侵略戦争の正当化しか理解できないような文言が含まれていたため、中国をはじめとするアジア諸国から厳しい批判を浴びたことは記憶に新しい。

このように日本が厳しい批判の眼で見つめられている状況の下で、政治家たちが果たしえなかった日本への信頼回復が、日本の司法の手によって可能とされるか否かが、本件訴訟で問われているもっとも基本的な問題なのである。この訴訟の成りゆきは、中国その他のアジア諸国はもとより、世界の国々から注目されるといつてよい。原告は、本件審理にあたって貴裁判所がこのような本件訴訟が持つ歴史的な意味、国際的な意義を強く自覚されることを希望する。

アジア・太平洋戦争における日本軍によるアジア諸国民の犠牲者は実に二、〇〇〇万人にのぼるといわれている。一九三一年以来一九四五年まで、一五年の永きにわたって日本軍の侵略を受けた中国の犠牲はとくに甚大であった。一九三七年の盧溝橋事件以降だけでも中国軍民の死者は、約九〇六万人にのぼった。日本軍は、南京大虐殺をはじめ中国各地で中国人数を極めて残忍な方法で殺傷し、強姦し、財産を奪い、「従軍慰安婦」と称して中国人婦女を拉致して性的奴隷とし、あるいは中国人を日本に強制連行して極めて悪劣な条件の下で過酷な労働に従事させるなど、中国の人々に甚大な被害を蒙らせた。その残虐さは、多くの中

国人捕虜などを「マルタ」と称して細菌兵器開発のための人体実験に供した七三一部隊の所業に象徴的に示されている。それはまさに悪魔の仕業というに相応しい非人間的行為であった。

このため、生き残った人々や被害された人々の遺族は、戦後五〇年を経過した今日もなお筆舌に尽くしがたい精神的・身体的痛苦を味わっている。これに対し、日本政府は個人の被害者に対する謝罪と賠償を戦後五〇年もの間全く行っていない。なかった。

しかしながら、自国の犯した罪科について、被害者に対し、政府として謝罪と賠償を行うことは、人道上の道義的義務であるばかりでなく、今日の国際法上の法的義務である。

戦後五〇年以上が経過し、既に謝罪と賠償とが遅きに失していること、及び被害者やその遺族が高齢に達していることを考慮すれば、右の謝罪と賠償とはできるだけ速やかになされなければならないことはこれ以上多言を要しない。

二 一五年戦争の概要

1 前史

日本の対外膨張政策は明治期以来一貫したものであったが、その最初の本格的な現れは、一八九四、五年の日清戦争であった。この戦争は、朝鮮支配を目指す日本が、当時朝鮮の宗主国であった清国の影響力を朝鮮から排除するために行なった闘いであり、朝鮮に対する侵略戦争であった。この戦争に勝利した日本は、下関条約により朝鮮国の「独立自主」を清国に承認させ、遼東半島・台湾・澎湖列島を割譲させ、邦貨に換算して約三億円という巨額の賠償金を得た。ついで一九〇一年には、北京議定書により、日本は列強と共に公使館防衛のために公使館所在区域内に常置護衛兵を置く権利及び首都・海浜間の自由交通を維持するために必要な各地点を占領する権利を獲得した。これにより日本は、同年清国駐屯軍（一九一二年に支那駐屯軍と改称）を編成し、司令部を天津に置き、天津・北京・山海関などに陸軍部隊を配置した。これより先一八九八年に日本は天津に専管租界を設置している。

一九〇四、五年の日露戦争により、日本は、先に日清戦争後の露・独・仏の三国干渉により放棄させられた大連・旅順を含む遼東半島先端部の租借権を獲得し、ここに関東州を設け、関東都督府（のち関東庁）を置いた。また帝政ロシアが所有・経営していた東清鉄道のうち南滿支線の長春・大連間、安奉線（安東―奉天）その他を獲得し、一九〇六年にはその経営のために南滿州鉄道株式会社を設立した。また右の沿線地方の行政権・警察権を得て、鉄道警備のための鉄道守備兵駐屯権をも取得した。この関東州の防備と鉄道守備のために配置された日本軍が後の関東軍である。そして、一九一〇年に日本は韓国を併合し、これを植民地とした。

これが一九三二年のいわゆる満州事変に始まる日中一五年戦争の前史であり、以上によって、日本は対中国全面侵略への基礎を固めたのである。

2 満州事変

その後日本（関東軍）は、謀略を用いては軍事的介入を試み、満蒙全域の支配を狙うが、その最も典型的なものが、一九三一年九月一八日の柳条湖事件に始まるいわゆる満州事変である。これが一九四五五年の日本の敗戦によって幕を

閉じることになる一五年戦争の発端であった。

一九三一年九月一日午後一〇時過ぎ、奉天（現在の瀋陽）から東北約七・五キロの柳条湖で、「支那正規軍」が南満州鉄道を爆破したという口実の下に、関東軍が柳条湖北五〇〇メートルにある中国東北边防軍の兵営である北大營を攻撃した。しかし南満州鉄道の線路上に爆薬を仕掛けたのはほかならぬ関東軍（独立守備歩兵第二大隊第三中隊の将校及び兵卒）であり、爆発音を起こしただけで線路は破壊していなかった。事件は完全に関東軍の謀略であった。

侵略を開始した関東軍は翌一九三二年には満州の主要部を占領し、関東軍に帰順した各省長らによる「東北行政委員会」なるものを設置し、同年三月一日、同委員会をして「満州国」建国宣言を行わせた。関東軍は、第一次天津事件（一九三一年一月、奉天特務機関長土肥原賢二大佐の謀略により天津で暴動が起こされた。）に乗じて天津から連れ出した清朝廢帝の愛新覺羅溥儀を満州国執政に就任させ（後に満州国皇帝）、日本は、国際連盟が派遣したリットン調査団の報告書発表の直前の一九三二年九月に先手を打って満州国を承認した。満州国は、日本の傀儡国家であり、植民地にほかならなかった。同年一〇月に発

表されたリットン調査団の報告書は、日本軍の軍事行動は合法的な自衛措置と認めることはできず、満州国は自発的な独立運動によって成立したものと考えられないとし、日本側の主張を完全に否認した。翌一九三三年三月に日本は国際連盟を脱退し、国際的な孤立化を深めた。同時に日本はその後次第に米英との対立を深めてゆき、一九四一年に勃発するアジア太平洋戦争への道を突き進むことになる。

関東軍は更に熱河省の満州編入を図り、一九三三年一月以降熱河省に侵攻し、同年四月以降長城線を突破して河北省に侵攻した。この戦闘は同年五月の関東軍・国民政府軍間の塘沽停戦協定で停戦に至ったが、日本の膨張政策にとっては、それはあくまでも一応の停戦でしかなかった。

他方「満州」国内では、日本による支配からの解放・独立を求める反満抗日闘争が随所で起きた。関東軍はこれを「匪賊」と称し、「匪賊」討伐に乗り出す、その際に無辜の住民を虐殺することが少なくなかった。一九三二年九月に発生した平頂山の全住民虐殺事件はその代表例である。

これより先、一九三二年一月にはいわゆる第一次上海事変が起こされた。同

月、上海で日本人居留民と中国人との間で衝突を生じたが、この事件は、板垣
関東軍参謀から列国の注意を満州からそらしてほしいという依頼をうけて、上
海駐在公使館付陸軍武官補佐官田中隆吉少尉が仕組んだ謀略であった。これを
契機に、日本政府は、軍艦・海軍陸戦隊を増派し、後には陸軍からも上海派遣
軍が出動し、中国軍と激しい戦火をまじえるという事態を生じさせた。

3 日中戦争

その後も日本の支配欲は飽くことを知らず、一九三三年の塘沽停戦協定の後、
一九三五、六年には河北の資源・市場の獲得を目指して河北の中華民国政府か
らの分離工作を進めた。こうした情勢下で一九三七年七月七日夜、支那駐屯軍
が蘆溝橋北方永定河東岸で演習中、中国軍の陣地のある竜王朝の方向から数発
の実弾が飛来した。これをきっかけに日本軍は中国軍を攻撃し、蘆溝橋付近で
日中両軍の戦闘が繰り返された。同年八月一二日には上海で海軍が陸軍の派兵
を要請し、翌一三日、日中両軍は交戦状態に入った（第二次上海事変）。こう
して日中両軍の武力衝突は日中間の全面戦争へと発展したのである。

一九三七年一月七日、中支那方面軍（司令官松井石根大将）が編成され、
南京に向けて急進撃した。同月一七日に国民政府は首都の重慶移転を決定した。
日本軍は南京への進撃途上の至る所で住民に対する略奪・暴行・虐殺・放火を
行い、同月一三日に南京を占領すると、虐殺・略奪・強姦・放火など、後に「南
京大虐殺」として世界を震撼させた残虐行為を繰り返した。このとき南京城内
外で殺害された中国軍民は実に二〇万人を下らないといわれている。

しかし一九三六年一二月の西安事件を契機に、いわゆる第二次国共合策が行
われた中国軍民の救国抗日の意思は硬く、日本は泥沼の長期戦に踏み込むこと
となった。

4 アジア太平洋戦争

中国戦線が膠着状態にあるという情勢の下で、日本は南方の資源獲得を目指
して南進政策をとった。一九四〇年九月に日本軍はフランスがドイツに敗退し
たのに乗じて強引に北部仏印（現ベトナム北部）に侵攻した。次いで一九四一
年七月には南部仏印に進駐した。この間一九四〇年九月には日独伊三国同盟が

結ばれている。

この南進政策は日本と米英等との対立を決定的なものにした。その結果、北部仏印侵攻直後にアメリカは日本に対する屑鉄輸出を禁止し、南部仏印進駐の前後に米・英・オランダが相次いで日本資産の凍結を行い、一九四一年八月にはアメリカは対日石油輸出禁止の措置をとったのである。それまで日本はアメリカからの屑鉄や石油といった軍需物資に依存して戦争を遂行していたから、仏印進出は自らを窮地に追いつめることにほかならなかった。ここにおいて窮地に追いつめられた日本は、自衛のためと称して対米英蘭戦に踏み切るという重大な誤りを犯したのである。

このようにして一九四一年一月二日にアジア太平洋戦争が開始された。しかしそれは軍国主義日本の破滅への最後の歩みであった。戦争初期の段階でこそ日本は華々しい成功を収めたが、早くも開戦翌年の一九四二年六月に日本軍はミッドウエー海戦で大敗北を喫し、これを境に日本軍は次第に劣勢に追い込まれていった。同年八月のガダルカナル戦を契機にアメリカ軍の反攻が開始され、ニューギニア・ソロモン・タラワ・サイパン・テニアン・フィリピン・沖

繩と順次失陥させ、一九四五年八月六日と九日に広島・長崎に原爆が投下され、九日にはソ連が対日参戦し、遂に八月一五日に日本はポツダム宣言を受諾して降伏した。柳条湖事件に始まる一五年にわたる日本の侵略戦争は、ここに幕を閉じたのである。

三 一五年戦争における日本軍の残虐行為

1 犠牲者

一五年戦争を通じて日本国民は大きな被害を蒙った。その犠牲者は軍人・軍属・民間人を合わせて計約三一〇万人にもものぼった。

しかし日本軍の侵略がアジア諸国民に与えた犠牲はそれをはるかに超え、実に二、〇〇〇万人もの多数に及んでいる。当時日本の植民地であった朝鮮・台湾の人々の犠牲も甚大であったことはいうまでもない。

2 中国での残虐行為

一五年戦争の間、日本軍（及び出先官僚・企業）は中国各地で残虐行為を繰り返した。既に述べた南京大虐殺や平頂山事件のほか、満州における資源収奪のため、中国人労働者は炭坑・鉱山・ダム工事などで劣悪な労働条件の下で酷使され、死者、時には重傷者が生きたまま捨てられる万人抗が各所に出現した。一九四一年から一九四三年にかけて中国共産党軍が頑強に戦っていた華北では、北支那方面軍は「中共勢力剿滅」を呼号し、焼きつくし殺しつくし奪いくすという「三光政策」（焼光・殺光・槍光）を行い、住民の大量虐殺・村落の焼き討ち・強姦が至るところで行われた。

また日本軍は、国際法に違反した毒ガス・細菌兵器を使用した。例えば一九三九年一〇月から一九四〇年一月までの翁英作戦では、二九四発のイペリット弾、一九四一年一〇月の宜昌攻防戦では一、〇〇〇発のイペリット弾をジフェニールシアンアルシン弾とともに使用し、中国軍民に多数の死傷者を出した。石井部隊（七三一部隊）などによる細菌戦は、一九三九年のノモンハン事件のほか、一九四〇年寧波、一九四一年常德、一九四二年浙江作戦で細菌攻撃が行われた。

蘆溝橋事件以降だけでも、中国軍民の死傷者は二、二六万余人、そのうち死者は九〇〇万人の多数にのぼっている。

以上の事実を、帝国日本の「大東亜共栄圏」スローガンの欺瞞性と、昨今の一部官僚や保守党議員の「日本が行った戦争はアジア諸国民を欧米の植民地支配から解放するための闘いであった」という趣旨の発言の虚偽性を何よりも雄弁に物語っている。一五年戦争が日本の侵略戦争であったことは、何人も否定し得ない歴史の真実である。そして日本軍の残虐行為は、一五年戦争が侵略戦争であったことの当然の帰結であった。

（注） 以上に関する歴史的文献としては、

家永三郎『太平洋戦争 第二版』岩波書店、江口圭一『一五年戦争小史』青木書店、藤村道生『日清戦争』岩波新書、大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地 1』（特に同書、8 江口圭一「帝国日本の東アジア支配」）、『昭和の歴史』小学館『第四卷 十五年戦争の開幕』（江口圭一）、『第5卷 日中全面戦争』（藤原 彰）、『第六卷 太平洋戦争』（木下順一郎）、『近代日本の軌跡』吉川弘文館『第三卷 日清日露戦争』（井口和起編）、『第五卷 太平洋

戦争』（由井正臣編）、高嶋伸欣『旅しよう東南アジアへー戦争の傷跡から学ぶ』岩波ブックレット、参謀本部『満州事变作戦経過ノ概要』敝南堂書店、室井兵衛編著『満州独立守備隊』（非売品）その他多数のものがある。

第二 中国人強制連行の背景と政策決定に至る経緯―日本政府、日本軍及び日本企業
の一体となった犯行為

一 はじめに

1 多数の中国人が、中国国内から日本軍と国民政府（王兆銘政権）によって捕らえられ、日本に連行されて苛酷な労役を強いられ、虐待、暴行及び栄養失調などによってそのうちの多数が死亡した事実が今日判明している。

この中国人強制連行は、日本政府自身の報告書によって明らかにされている。日本政府は、一九四六年三月一日、中国人の強制連行問題について、強制連行により配属された日本国内三五社一三五事業所の事業場からの華人労務者就労顛末報告（以下「事業場報告書」という）を基礎に華人労務者就労事情調査報告書（以下「外務省報告書」という）を作成し、現地調査を実施して中国人強制連行に関する事実の概要を認めた上で、その責任の所在を明らかにしている。

2 右外務省報告書によれば、「戦争の進展に伴う労務需給の逼迫に対処し昭和
一七年一月二七日の閣議決定を以て華人労務者を移入するの方針を決定」し、
「右方針に従い移入せられたる華人労務者は昭和一八年四月より同年一月迄
の間に移入せられたる所謂試験移入八集団一、四一名及び翌昭和一九年三月
より昭和二〇年五月に至る間移入せられたる所謂本格移入一六一集団三七、五
二四名総計一六九集団三八、九三五名に上れり・・・、移入を見たる華人労務
者は閣議決定の方針に従い、国民動員計画産業中、鉱業、荷役業及び国防土木
建築等に就労せしめたるが、其の雇用主数三五社配置事業場一三五事業場の上
れり・・・此等事業場に於ける華人労務者の配置期間は平均一三・三ヶ月、最
長二八・四ヶ月、最低一・三ヶ月にして港灣荷役及び土建業にありては事業場
を移動せるもの多きも鉱山等にありてはほとんど移動を為さず送還に至る迄同
一事業場に定着就労せるもの大部分なり・・・華人労務者が移入時現地諸港よ
り乗船して以来各事業場において、就労し送還時本邦諸港より乗船する迄の間
生じたる死亡者総数は六、八三〇名にして移入総数三八、九三五名に対し、実

に一七・五パーセントと云う高死亡率を示し居れり、これを場所別に見れば、
移入途次の死亡八一二名、事業場内死亡五、九九九名、集団送還死亡後一九名
なり・・・不具廃疾に付見るに総数四六七名にして特異の現象として失明が圧
倒的に多く二一七名四六・四パーセントを占め視力障害之に次七九名一六・九
パーセント視力に関するもの合計二九六名六三・三パーセントの多数を占め肢
指欠損又は其の機能障害は合計一六二名三二・六パーセントなり・・・移入華
人労務者にして契約期間満了せるもの及び疾病其の他の事由により就労に適せ
ざるものは戦時中といえども之を送還すること、せるが船舶関係等の事情もあ
り事実終戦前送還せるものは一、一八〇名に過ぎず大部分たる三〇、七三七名
は終戦の送還に属す・・・一八八名が残留者なり・・・」(外務省報告書「要
旨篇」)とされている。

3 かかる大規模で継続的な中国人の強制連行は、以下に述べるように日本政府
及び日本軍が企業の要請に応える形で官民一体となって行ったものであって、
一九四二年一月二七日に為された「華人労務者内地移入に関する件」につい

てと題される閣議決定がその出発点となっている。

二 閣議決定

1 右閣議決定は、第一「方針」、第二「要領」、第三「措置」の三項目からなる本項及び備考から成り立っていて、その内容を一言で述べれば、第一の「方針」に集約されているように、侵略戦争下の戦時経済を支え戦争を遂行するため重筋労働部門における労働力不足を補うために中国人を強制連行するという政策を採用したのである。

2 閣議決定がなされた背景には、当時、日本の中国に対する侵略戦争が長期化するだけでなく、加えて一九四一年からは太平洋戦争に突入し、戦争拡大のなかで戦争を維持し続けるために戦時経済の矛盾がますます激化していたという事情がある。

とりわけ、戦争遂行に必要な不可欠なエネルギーの確保という点では、石炭産業に対する増産確保は至上命題であったのである。

これを、北海道炭鉱汽船株式会社の「七十年史」にみると、「事変にともなう労力の不足の解消策として、華人労働者の移入問題が表面化し、昭和十五年三月、商工省燃料局内に官民合同協議会が設置され、さらに陸軍省戦備課が積極的に斡旋に乗り出すこととなったのであるが、当時は労務管理、治安保持の点から実施に至らなかった。ところが、増産の要請はますます加重され、朝鮮人労働者の移入にも限界があったので、華人の使用もやむなしとすることに、陸海軍、企画院の意見が一致し、十七年十一月の閣議において華人労働者移入の件が正式決定をみるに至った。」とされている。

右「七〇年史」によれば、中国人労働者の移入は日本政府と日本軍が決定したもので日本企業はその政策決定に何の関わりもなかったかのようなのである。しかし、実態は日本政府及び軍が企業の要請に応える形で官民一体となって行ったものであり、日本国と企業の共同責任を免れることはできない。以下、中国人強制連行の政策決定に至る経緯をその前史たる朝鮮人強制連行に遡りながら見てゆくこととする。

三 朝鮮人強制連行の国の政策決定と企業の加担

1 一九三七年七月、日中戦争が勃発し、日本の中国侵略は本格化した。日中戦争の勃発は軍需工場と関連諸産業の急激な発展を促し、労働力不足を招いた。炭坑、鉱山、土建業ではそれは特に深刻であった。このような中、同年七月、石炭鉱業連合会は商工省の諮問に答えて一九三七年以降五カ年間の石炭需要増を二、五七六万トンと見積もり、そのために一万七八〇名の人員補充を要請した。だが、砵夫の増員は容易ではなく、福岡鉱山監督局の調査によれば、同監督局管内だけでも、日中戦争開始後における労働力不足は大炭坑で一万一、三九〇名、中炭坑で三、九四一名、小炭坑で三、三五九名、必要必要労働者に対する不足率にはそれぞれ一〇、二〇、二六パーセントにも達していた。労働力不足の最大の原因はいうまでもなく砵夫の軍隊への召集であった。

こうした中で、筑豊の中小炭鉱主で組織された石炭鉱業互助会は、日中開戦直後から前後七回にわたって朝鮮人労働者の「移入」と女砵夫の入坑制限及び深夜業の禁止緩和を陳情した。また西部産業団体連合会も、一九三七年八月、「労働者の補充に関する件」で常議員会を開き、砵夫労役扶助規則の適用緩和、朝鮮労働者の誘致及び内地労働力の余裕ある地方よりの労働者の誘致等に付き協議し、石炭鉱業連合会を通じて善処方依頼を決定した。これを受けて、筑豊石炭鉱業会は一九三七年八月、石炭鉱業連合会・全国産業団体連合会・鉱山懇話会の三団体に「陳情書」を送り、その中で、「朝鮮人労働者の団体的移住は昭和九年閣議の決定により禁止せられたる所なるが、時局に鑑み労働力補充の一対策として、此際該閣議決定の方針を緩和し之を内地に誘致し得る様取計はれたきこと」を要請した。それと同時に、筑豊石炭鉱業会は原田常務理事を上京させ、石炭鉱業連合会の決議を取り付ける一方、関係省庁に強力に働きかけその実現を図った。

2 日中戦争の開始とともに軍事施設、軍需工場等の新設・拡充・水力発電所の新設のため、土木建築事業の分野でも重労働力が極度に不足していた。これに対して、鹿島組、間組、大成建設・熊谷組等をはじめとする大手土建会社加盟

の土木業協会は、日本発送電の工事施工業者と対策を協議の結果、「労務委員会」を設け、厚生省に対して、労務不足により工業に支障を生じている実情を訴え度々請願を重ねて朝鮮人労働者の内地移入を要請したのである。

3 だが、日本政府は、石炭業界や土建業界のこうした要請をすぐには受け入れようとはしなかった。むしろ、内務省社会局長が各鉱山監督局長に宛てた一九三七年一月二二日付の「通牒」によれば、同社会局長は「公益社会機関をして能ふ限り砒夫の充足を為さしむる」とともに、実効を挙げるために「労働条件の改善を促し砒夫の生活の安定を図ること」が緊要だとして、(1)納屋制度を廃止し会社の直轄制に改めること、(2)稼働条件の不利な箇所就業する砒夫に対しては、賃金決定の際に考慮すること、(3)日給二円五〇銭未満の採炭夫に対しては、平均一割程度を目標に漸次賃金を引き上げ、併せて福利厚生施設の拡充により収入の増加を図ること、この三点を指示し、さらにこれと関連して職業紹介所の国営化を図った。日本政府が、石炭鉱業連合会や土建業界の主張する朝鮮人労働者の団体的移住を受け入れず、逆に朝鮮人労働者の内地渡航を制

限し、その一方で、職業紹介所の国営化を図るとともに労働条件の改善を業者に求めたのは、日本国内の治安保持と朝鮮国内の産業開発のためであった。一九三八年三月一日付の『日本鉱業新聞』の「社説」「半島労働者移入を断行せよ」によれば、その理由は、朝鮮人の「大量移入は各種の社会問題発生の因をなすおそれがあり、また朝鮮自身の産業開発に労働力を必要とする」として、内務省と朝鮮総督府が反対したことにあつたとされる。

4 にもかかわらず、職業紹介所の国営化は炭砒や土建業における労働力不足の解消策とはならなかった。労働者の募集を「縁故募集」か「募集従事者」に依存していたこれらの産業では、それは労働力調達をかえって困難なものにしていった。こうして一九三九年七月二八日に至り、厚生省・内務省・朝鮮総督府の三者の話し合いがようやく成立し、朝鮮人強制連行政策が決定された。その背後には、在日朝鮮人の統制と同化を課題とした社団法人中央協和会が成立し、治安対策の見通しが立つようになったことが背景にあった。朝鮮人強制連行政策の断行は、こうして石炭鉱業聯合会や土建業界あるいは全国産業団体聯合会

の突き上げをその契機として日本政府により決定された。

5 朝鮮人「移入」についての石炭鉱業联合会等の政府への働きかけはその後も執拗に続けられた。一九四〇年七月、日本工業倶楽部において開催された石炭鉱業联合会「第貳回労務担当者会議」での決定はその一例である。三井鉱山・三菱・北海道炭硯汽船・古河鉱業・住友鉱業等最大手の本社代表二八名、筑豊・北海道・常磐所在の各鉱業所代表二三名、各地石炭鉱業会代表六名、石炭鉱業联合会七名によつて構成され、厚生・商工両省と企画院の官僚一二名、中央協和会主事を「来賓」として迎えたこの「労務担当者会議」において、業界側は朝鮮での募集の手続きの簡素・迅速化、縁故募集の容認、「朝鮮人労働者内地渡航阻止ニ関スル通牒」の撤廃、朝鮮人労働者「移動阻止法令ノ強化」等、朝鮮人強制連行の阻止要因となっていた諸問題の解決を強く求めた。これに対して厚生省引田業務課長は、(1)朝鮮人労働者の募集手続きは出来るだけ敏活に取り運ばれるよう朝鮮当局に指示する、(2)許可員数の範囲内なら全部縁故者を雇い入れても差し支えない、(3)「朝鮮人労働者内地渡航阻止ニ関スル通牒」は、

近く廃止することに内定している、として業界の要望を全面的に受け入れ、「移動阻止法令ノ強化」問題についても、厚生省において「目下研究立案中」として、前向きな姿勢を示した。「移動阻止法令ノ強化」は「移入朝鮮人労働者逃亡防止対策要綱」として整備され、一九四二年八月、厚生・内務・商工各次官連名で地方長官及び関係官庁に通達された。一九四〇年一〇月に開催された石炭鉱業联合会「第三回労務担当者会議」においては、さらに、「半島人募集許可ノ円滑敏速ヲ図ル為メ联合会ノ駐在員ヲ朝鮮ニ置クコトトシ其取扱事項等ニ関シテ厚生省及総督府ト打合セヲ為スコト」を決定し、また機関決定には至らなかったが、中央協和会によつて提案された「半島逃亡者ニ対スル全国一斉検査」、あるいは連行朝鮮人労働者に対する再契約の強制問題等が議論されるに至るのである。

6 一九四一年八月、石炭鉱業联合会は金属鉱山会との連名で企画院総裁および商工・厚生両大臣に宛てて「鉱山労務根本対策意見書」を提出し、「労務資源の開拓」の一助として、「朝鮮農村に於ける農耕技術の改良農業集約化策を計

り、之に依り生ずる半島労働力の内地移入に一層の努力を為すこと」を要請するとともに、中国人の労働力にも言及し「支那苦力の移入に付いても積極的に促進すること」を要請した。

以上の事実経緯から明らかかなように、朝鮮人の強制連行は、その形態を「募集」（一九三九年）―「官斡旋」（一九四二年）―「徴用」（一九四四年）と歴史的にエスカレートさせて行くが、これは、石炭鉱業聯合会を中心とする経営者団体の朝鮮人労働者内地移入への突き上げによって日本政府の政策に高められ実現されていたのである。

7 一九四一年一月二日、被告国は太平洋戦争へと突入してゆく。侵略戦争下の戦時経済を支え戦争を遂行するための重筋労働部門における労働力不足はますます深刻化していった。ちょうどこの頃、すなわち一九四一年秋には、第一期連行朝鮮人の雇用契約が満期となり再契約の問題が発生していた。「集団移入朝鮮人労働者」の契約期間は二年とされていたが、期間満期を認め朝鮮国に帰国されては日本国内の生産部門は深刻な打撃を被る。こうして、一九四一

年秋から、各事業署は再契約又は期間延長に全力を注ぎ、厚生省や社団法人中央協和会を中心に各省関係者と民間関係業者間で「定着督励班」が組織され、再契約が強制されてゆく。もちろん再契約の強制は、朝鮮人労働者の抵抗、拒否にあい「暴動」の一因ともなった。しかし、日本政府、日本軍及び各企業は、警察、特高、憲兵を動員し再契約を強制した。

朝鮮人労働者への再契約の強制は、総力戦を戦い抜くための国家の要請でもあるが、単にそれだけではなく、労働力確保、募集費の節約という企業側の利害とも密接にからんでいた。再契約の強制が企業の利害と深くかかわっていたことは、再契約強制の法的根拠とされていた一九四四年四月二六日付けの「満期移入朝鮮人労働者契約期間延長指導要綱」そのものが、石炭鉱業聯合会の突き上げによって作成されたことから知られる。例えば、一九四〇年一〇月開催の石炭鉱業聯合会「第三回労働担当者会議」において、北炭雄別鉱業所代表は「北海道は雇用期間二カ年なるが後一年にて全部送還となれば大問題故是非契約を継続することとしたし官辺の斡旋を希望す」（「第三回労働担当者会議事録」）として、国家による契約期間の延長を要請した。翌一九四一年三月の石炭鉱業聯合会「増産

対策打合せ」では「満期半島人労務者に対する対策」が提案され、「事前工作」としては家族の呼び寄せ、「供出地」に対する炭砒事情の宣伝、定着指導、就業地での再契約の強制、「事後工作」としては賞与・手当の支給、再渡航手続きの簡素化、協和会との連絡の緊密化、期間延長は「二カ年を原則」とする、会員章（労務手帳）の交付等について協議がなされた。一九四一年五月の石炭鉱業聯合会「第四回労務担当者会議」では、北炭本店労務課長前田一が、「石炭山に雇用せる契約満期鮮人に対し国策協力期間設定の件」を提案し、「契約満期鮮人にして帰還せるものに対し満期後三ヶ月間を『国策協力期間』として従前の労務に服せしむる様厚生省並びに朝鮮総督府より強権的志達を発動せられんこと」を要請し、協議の結果、「企画院より関係当局に其主旨を通じて貰う」ことになったのである（「第四回労務担当者会議事録」）。

しかし、こうした措置にも関わらず日本国内の労働力は太平洋戦争の拡大とともに枯渇化していた。こうして次に日本企業及び日本政府、日本軍が目を付けたのが敵国中国の労働力、すなわち中国人労働者の内地移入であった。

四 内地移入の前史―満州国への中国人強制連行

1 日本政府、日本軍及び日本企業は、こうして日本への中国人の強制連行を企てたが、日本への強制連行の実施までにはそれなりの理由があった。それは満州国への中国人強制連行の歴史である。

日本国は、一九三一年柳条湖事件を契機に中国へ全面的な侵略戦争を開始したが、当時中国東北部では傀儡政権である満州国を樹立したうえ日本が支配するという形をとっていた。

当時の関東軍の支配は、各主要都市をその都市と都市とを結ぶ地域に止まっていたに過ぎず、いわば点と線の支配ともいえるべきものであった。広大な中国大陸の中のごく一部分を支配したに過ぎず、かつその支配も極めて脆弱なものであったのである。

日本政府と軍部は、戦争を維持拡大しながら支配を確立するため考えられるあらゆる政策をとった。支配確立のために、強大な国家基盤に裏打ちされた国家の建設を迫られていたが、そのためには、多くの労働力が必要とされていた。

しかし、中国東北部の満州国の国家建設に必要な労働力としては、日本からの開拓団だけでは不十分であった。そこで、満州国建設のために満州国人はもとより華北さらには揚子江地域から中国人民を駆り立て満州国建設にあてることを考え出したのである。

その政策の裏づけとされたのが、満州国政府における「満州国産業開発五年計画」（一九三六年作成、三七年より着手）や「国民勤労奉仕公法」並びに「国民勤労奉公隊編成令」の制定に見られる、満州国版、国家総動員法とでもいふべき体制であった。一九三八年一月には満州における労務統制の必要から全国的労務統制機関である満州労工協会が設立され、騙し募集や供出に当たることになる。しかし、このような方法をもってしても満州国の必要な労働力を確保することは不可能であった。そこで、一九四一年以降、華北からの強制連行が計画的に実行されることになる。

2 当時すでに、日本政府及び軍部は中国人を人として見るのではなく単なる資材や消耗品として見ていた。日本軍は一九三五年以降本格的に華北を侵略していたが、一九四〇年には華北で殺戮・破壊・収奪を目的とした「燼滅・肅正作

戦」「三光作戦」を行ってきた。それが、一九四一年からは大量の虐殺や破壊ばかりでなく人的資源の略奪を目的として「労工狩り」「兎狩り」作戦を開始して無差別強制拉致を実施することになり、四二年以降この作戦の規模はさらに拡大されていった。捕らえられた一般住民、農民、俘虜は俘虜収容所へ送り込まれ、「特殊工人」として満州へ連行され労役させられ満州国建設に駆り立てられた（一九四二年一月二二日、「特殊工人并国外緊急募集工人に関する件」）。一九四一年七月には、俘虜収容所と密接な関係をもつ華北の労務統制機関である華北労工協会が設立され、華北の労働力を華北と満州国へ配分した。その実態は華北労工協会と企業との間の「特殊工人」の売買であったが（一九四二年五月二二日、「石門俘虜収容所工人供出に対する謝金支出方の件」）、もちろん中国人労働者の合意などあるはずもなく逃走も多発した。そしてまた、例えば、興安嶺の築城工事に駆り出された五、〇〇〇名にもものぼる中国人は築城完了と同時に日本軍によって全員殺害されたという痛ましい歴史的事実も発生したのである。

3 この間における中国人の労働の実態はどのようなものであったのか。一九四

○年以前の満州への中国人労働力移入は騙し募集、供出によるものであったが、その労働の実態はすでに契約労働とは名ばかりの無権利労働であった（満州劳工協会『劳工協会報』第三卷、四卷）。一九四一年以降行われた「劳工狩り」によって拉致された中国人「特殊工人」は、すでに人間としての扱いを受けなかった。満州の炭鉱では、把头（封建的な労働親方）による請負制度によって労働者は管理されていたが、「特殊工人」に対しては把头制度に代わって軍隊方式の管理が行われた。二〇〇人を中隊、五〇人を小隊とし、管理、逃亡の防止が図られた。「特殊工人」は一般労働者とは切り離され、指定された区域に集められ、日本人係員が管理した。宿舎から現場への間も監視され、監視の下に護送された（一九四二年五月七日、「特殊工人管理に関する件」）。その悲惨な結果が、劣悪な条件の中で使い捨てられた人々が「人捨て場」に投げ込まれ殺された「万人坑」であったのである。

以上のような経験があったことが、日本国内に中国人を強制連行する計画を容易に生み出す背景となったのである。

五 日本への中国人強制連行―中国人強制連行の国の政策決定と企業の加担

1 中国人労働者の「移入」を求める日本企業の運動として記録されている最初のもものは、一九三九年七月に、北海道土木工業連合会が厚生、内務大臣に陳情のために提出した支那労働者移入の「願書」である。同書は、冒頭において、「平年に於いて恒に不足を感じつつある労働者の需要は頗る円滑を缺き為に国運の進展に重大なる関連を有する事業の成否に影響する虞多く、吾々其業にある者日夜痛歎是が応急手配に奔走し居るも如何にせん、全国的なる労働力不足は姑息なる方法にては到底打開し難きを察し、茲に支那本土より労働者を移入し此問題を根本的に解決するの外無しと愚行仕り」と述べて、「理由」の中で次のように開陳している。

「千金にも代え難き我等の同胞は大命の下に故国の産業戦線より各自の持つ重要な職責すら放棄し東洋永遠の平和の確立のために遠路満蒙の広野の酷暑極寒を嫌わず奉公の誠を致す。自然我国の労働力は減せざるを得ず。其枯渇せる労働資源を支那人の有する最も簡易なる奉仕を以て代位するは極めて当然な

らずや、吾等は想ふ、彼等の如き低廉なる労働賃金を以て甘んずる労働者を我本土に連行し、我国内の発展力を示し之に相当なる労銀を支払い之を貯えしめ一定の期限に之を本国に送還せんか彼等は声を大にして我日本の実力を謳歌し予てより試みられつつある、百の宣撫工作より優れるものある可しと信ず。」

「中央政府の指導方針の一として低物価策を高唱せらるる秋に当たり労働者の不足より生ずる賃金の高騰を防ぐには低賃金に甘んずる労働者の一時的移入をなす外なきは論を俟たず。此の見地よりしても支那人に優するものなし。・・・特別の御詮議により旧慣習を破り御許可被成下度」

「簡易なる奉仕」「本土に連行」との言葉には、安価な労働力を日本本土に移入し戦時利潤を目論む土木工業連合会の本音が表れている。

この願書が提出された後、北海道の土建業界だけでなく中央の土木工業協会も政府に「支那苦力」の使用を要請する。土木工業協会の一九四〇年一月の調査部臨時委員会で同協会菅原理事長は講演の中で次のように述べている。

「今現に鉾山や何かには、土木にも多少入つて来て居るやうですが、朝鮮人を入れて居るやうですけれども、朝鮮が既に苦力が欠乏してゐる。ですから逆(とて)も

これは長く朝鮮から苦力を募集して来るといふことは、ある程度のものはいいが逆も沢山の人夫を連れて来る譯には行かず永続させぬ。さうしたらどうするかといふと、これはどうしても支那人を入れるより外途はないと思ひます。実は先般もある友人を介して永井通信兼鉄道大臣に私は一石二鳥策を進言したことがある。それはどういふことをするかといふと、ここで支那苦力を五万人許りこつちへいれて貰ひたい。その永井君の管轄である日発会社でも却々請負が決まらぬ。何故決まらぬかといふと、請負人が今のやうな時節で安い単価では逆も引き受けられない。・・今日では支那人を入れるといふと間諜の虞がある。或は如何にも労力がなくて敵国人迄使つたといふことを見透かされると甚だ困るといふ説の方が多し。併し乍らその支那人を使うにしても、これは一ヶ所へ五万人来たからといって纏めておくといふことはいけない。これは幾個所に分けて使ふ。そうして大体山間僻地である。従つて寄宿舎も置いてその取締りもしなければならぬから、その点に於ては間諜とかどうかといふ心配はない。それから又腹を見透かされるのどうの、そんなことは全く愚にも付かぬことじゃないかと思ひます。それでその支那人をこつちへ連れて来て使えば、この五万だけが労働者が増えたばかりの利益ではない。今日のやうな労働者

の缺乏による争奪を幾らか緩和することが出来る。又内地の労働者に対しても能率が挙がるやうになる。それからその支那人に毎日一時間とか三〇分でもいいから、謂はばこの新東亜建設に就いて日支親善の講話でも聴かせば、その労働者にしても一年の中には多少頭に残る所があるに相違ない。」（「土木工業協会沿革史」三九四頁）。

右菅原理事長の発言は、「労働力がなくて敵国人まで使ったということ」が見透かされるまでに、中国人労働者の内地移入が強制連行、強制労働による他ないことが巷では公然の事実であったこと、にもかかわらずそのようなことは「愚にも付かぬこと」と一蹴する土木工業協会の厚顔ぶり、企業利益獲得に向けたなり振り構わぬ身勝手な姿勢が露呈している。

一九四一年八月には、土木工業界だけでなく石炭・金属鉱業両連合会が「鉱山労務根本対策意見書」を政府に提出し、「支那苦力移入積極促進」を訴えた。

2 こうした状況の中で、一九四〇年三月には、華人労働者移入に関する官民合同協議会が商工省燃料局内に設置され、石炭産業における中国人労働者の移入

についてここに官民一体となった協議、対策が図られてゆき、一九四二年には、興亜院が極秘文書「華北労働者の対日供出に関する件」を作成する。その骨子は、「日本内地に於ける労働力不足の現況に鑑み華北労働者により之が充足を図り以て戦時経済の円滑なる運営に資すると共に、供出労働者に対し将来華北に於いて必要とする労働技術の習熟を併せ達成せしむるを目的と」して、募集、輸送、就労中の労務管理の一部並びに帰還を一貫して華北勞工協会が行う、また募集は華北勞工協会が新民会（一九三七年中華民國臨時政府の成立と同時に北平で設立された思想啓蒙団体）、華北交通その他の関係機関と緊密な連携を保持し、これらの機関組織を通じて募集工作を実施する、供出に要する一切の費用は事業者の負担とし、募集費は一人当たり単価を協定し華北勞工協会に一括前納する、というものである。供出に要する一切の費用が事業者の負担とされていることは、これが企業の要請、突き上げによって実行に移されるものであることを示すものであるが、このカムフラージュされた募集といわれる実態がどのようなものかはすでに考察した点から容易に判断できる。

3 右興亜院の動きを受けて一九四二年一月二〇日、土木工業協会は極秘文書「華北労務者の使役に関する件」を作成する。その中で、「(興亜院の)『華北労務者の対日供出に関する件』の方針に基き土木工用労務者の移入を実施せん」とし、「移入要領」を定めている。

土木工業協会のみではなく、石炭統制会も興亜院の方針を受けて「華人移入」の具体化を図る。石炭統制会は一九四二年一月一日、各支部に対し、極秘文書「炭鉱に俘虜並に苦力使用の件」を発した。その中で、「苦力使用に関しても現在企画院と種々交渉中にて未だ具体的の結果を見ざるも各業者の熱意如何に依りては此れも使用可能となる見込みあるにより交渉の資料として右俘虜と同様十月五日迄に各社より希望数並に希望条件を徴取することに本日決定した」として、並々ならぬ熱意のほどを示して統制会の決定を伝えている。これを受け、一九四二年一月五日、石炭統制会東部支部は、磐城、古河、大日本、入山の各炭鉱の俘虜希望人員合計は八〇〇人で、「苦力」の希望人員は各炭鉱とも後日報告と統制会に早速回答している。石炭統制会は一九四二年一月二四日、札幌・東部・福岡の各支部と大阪出張所、京城事務所と住友鉱業宛に秘

密文書「苦力使用に関する件」を送っている。この文書には、「首題の件に関し過般来より関係当局と交渉中なることに付ては曩に本月一日開催の当地各社労務担当者会議に於て其経過御報告申上げたる処なるが其後企画院、興亜院、其他関係官庁と連絡折衝中の処今般別紙の如く苦力使用に関する具体的条件の指示有」とあり、二五日までに希望員数、使用の場所、使用開始時期を回答するよう求めている。これに対し、磐城炭鉱は一月六日、希望人員一〇〇、使用場所・福島県内郷町、使用開始時期・昭和一七年一二月と回答している。

こうして、一九四二年一月二七日の閣議決定以前に、それとほぼ同じ内容が企画院・興亜院によって、土建・石炭業界に知らされ、業界はその方針に従って中国人連行の具体化を図っている。その後の一九四二年一月の閣議決定は、日本企業、日本軍、企画院、興亜院によってそれまで進められてきた中国人連行政策を東条内閣が日本国家の正式な政策として閣議で確認し決定しただけに過ぎない。

4 一九四二年末、企画院の主権によって厚生省、商工省、内務省、運輸省、外

務省の各省関係官と民間からは石炭、鉱山、海運、土建の各統制団体及び企業中視察希望者が参加して華北労働事情使節団が組織され、華北労働事情の調査と各業界使用条件を華北側関係者に具陳し検討することを目的に中国への視察を行った。翌四三年一月には右使節団の他に、北京大使館関係者、華北劳工協会幹部、華北運輸会社関係者、北支開発者華北石炭関係事業主らが北京大使館に参集し、華人労働者対日供出に付き協議し、その後、石炭採掘方面と華北の各港運荷役関係に分かれて労働事情を視察し、あるいは石門劳工訓練所を視察して中国人労働者の日本移入について具体化を図っている。

この経過も日本政府と日本企業の官民一体となった中国人内地移入への熱意を表している。北京に着いた視察団は北京大使館で協議をもつが、意外にもここで、華北の労働力不足に加え食糧難と華北の物価高騰のため日本への移入は困難であるとの意見に遭遇した。しかし、是が非でも中国人労働者の内地移入を目論む一行は、一部の港湾荷役と石炭山に試験的に少数の集団的移入を行い、その結果本格的移入をするかどうか決定することを表向き約したものの、最初から良い結果が得られるような試験が望ましいとして全体の移入計画に障害に

なる要素を極力排除して試験移入を実施させた。一九四二年一月二七日の閣議決定から一年余り後になされた一九四四年二月二八日の次官会議決定「華人労働者内地移入の促進に関する件」は、「試験移入の成績は概ね良好なるを以て・・・本格移入を促進せんとす。」としているが、この条文は最初から予定されていたものであったのである。しかし、この「試験移入の成績は概ね良好」とされた真の実態は次のようなものであった。一九四三年七月から実施された試験移入の事業場となった日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所においては、外務省報告書ではその契約数を一三三名、乗船数を一三三名と同数にしている。ところが、日鉄鉱業二瀬鉱業所の事業場報告書は厚生省の割当許可数二一二名を契約数としている。石門俘虜収容所から塘沽までの移動中に多数が「逃亡」したため門司上陸後三井鉱山田川鉱業所一三四名、日鉄一三三名に折半したというのである。その後、日鉄鉱業は契約者数二一二名を補充するため、さらに七九名を連行したが、船中死亡一名、門司・飯塚間死亡一名を除いた七七名を二瀬に連行している。三井鉱山株式会社田川鉱業所の事業場報告書も同様に契約者数二一二名で、六三名の「逃亡」を認めている。日鉄鉱業の「逃亡者」が多いた

め、三井鉱山田川に連行した中国人一五名を「譲った」とされている。ここでは、日鉄鉱業二瀬、三井鉱山田川の双方とも石門俘虜収容所から二一二名づつの計四二四名を強制連行したのであるが、そのうち一五七名の「逃亡者」がいたことが明らかにされている。中国人労働者と企業との関係が契約労働であるのなら、このように多数の「逃亡者」が出ることはない。すなわち試験移入の段階においても華人労務者は強制連行によって内地移入されたものであることが明らかにされたのであり、日本政府も日本企業もこれを十分に認識していたのである。にもかかわらず、次官会議決定は、試験移入の成績は概ね良好だと決めつけその後の本格移入を促進したのである。

5 以上により、次のことが明らかである。すなわち

第一に、中国人強制連行・強制労働の政策決定は、労働力を確保し戦時企業利潤を企てた企業の突き上げ、要請に応じて戦時国家経済体制をとる日本政府により決定されたものであること、

第二は、一九三九年から始まる朝鮮人強制連行の実態及び一九四一年からの朝鮮人労働者の再契約問題への対処によって、日本政府も企業も朝鮮人労働者の内地移入がすでに強制連行であった実態について十分認識しており、さらに、一九四一年から華北で行われた日本軍による中国人民衆への「劳工狩り」「兎狩り」の無差別強制拉致の実行によって、その後続く中国人労働者の内地移入が文字通り強制によるものであったこと、また閣議決定の後、一九四三年七月から実施された試験移入が疑いもなく強制連行であったことを検証したことを、日本政府も日本企業も十二分に認識していたということである。

一九一〇年八月の日韓併合条約以来日本国民としての地位を有するとされた朝鮮人においてさえその内地移入の実態は強制によるものであり、まして敵国人たる中国人を強制によらずして日本国に移入できるとは日本政府も日本企業も夢想だにしなかったのである。

六 閣議決定の内容

1 決定事項の内容

先に述べたように、閣議決定は、第一「方針」、第二「要領」、第三「措置」及び「備考」の四項から成り立っている。

第一の「方針」には、「内地に於ける労務需給は愈々逼迫を来し特に重筋労働部に於ける労力不足の著しき現状に鑑み、左記要領に依り華人労務者を内地に移入しもつて大東亜共栄圏建設の遂行に協力せしめんとす」とあり、侵略戦争の維持遂行のための労働力不足を補うために侵略先の国民を強制的に利用するという国際法上も到底許されない方針を採用していたことが認められる。

そして、第二の「要領」によると、まず、一として華人労務者は、国民動員計画産業の重筋労働部門の労働者として使用し、二として主として華北の労働者を利用することとするもその範囲は限定せず広く華人労務者を「移入」することとし、それらは華北勞工協会等の現地機関と協力して進めるとされている。

また、同じく「要領」によると、華人労務者は契約によつて原則二年間継続使用することができるとし、その所得は支那現地において通常支払われる賃金を標準として残留家族に対する送金をも考慮してこれを定めることとされている。

更に華人労務者の家族送金及び持帰金は原則として制限しないが、日支間の国際収支に重大な影響を及ぼすときには、これを制限できるものとしている。

第三の「措置」においては、閣議決定を実施するにあたっては、その成否の影響が大きいことから、まず試験的に強制連行をし、その成否を確かめたいという本格的な実施に踏込むことを明記している。

2 決定事項の分析

右のような内容をもつ閣議決定は、その法的側面においても矛盾し、かつ実態的側面においても矛盾するものである。

第一に、強制連行は、「国民動員計画」の一環として行なわれたのであるが（第二「要領」一参照）、日本が現に侵略戦争をしている相手国の国民を「国民動員計画」の一つとして位置付けているということである。

これは、自国の国民をどのように戦時経済に協力させるかという以前の問題であり、いかなる理由をもってしても侵略先の国民を自国の国民動員計画の一環として労働させることなど到底できないもので、国際法上も許されないもの

である。

第二に、華人労務者と企業との間は、契約によるとされているが、その内容が全く抽象的かつ不明瞭なものである。実際、中国人は誰一人として雇用契約はもとよりいかなる名目のものであれ契約と名のつくものは締結していない。契約書はもとより合意さえ存在しない。当然、賃金に至っては、全く支給されていない。

第三に、「移入」する華人労務者の「募集又は斡旋」は華北勞工協会等の現地機関を通す形を採用しているが、そもそも「移入」という言葉そのものの意味内容が不明瞭であり、「募集又は斡旋」という用語もその実態は、後述する兎狩りに代表されるように強制的に何の罪もない農民や商人を有無を言わせず駆り立てたり、自由募集といわれるものも募集条件は架空のものであり詐欺的手段により拘束したものがそのほとんどであったのである。

第四に、「要領」八、九には、華人労務者の慣習に急激な変化を来さないよう特に留意し、かつ華人労務者の食事は、華人労務者が通常食するものを給付すべきとしているが、その実態は、中国人が普段食するものであるかどうかと

いう以前のしろものであり、到底人間の食するものではないもの、例えばコーリヤンの粕でつくった饅頭を僅かな量支給するというものであった（これがために多くの中国人労働者は、栄養失調や病気にかかり死亡したのである。）。

以上のように、主要な点について見るだけでも、それが法的にも実態上も矛盾するものであったと言うことが明らかとなる。かかる矛盾だらけの閣議決定は、次官会議の決定によつていよいよ具体的・本格的に実行されることになる。

第三 強制連行は実際にはどのように行われたか

一 現地視察

「移入」開始に先立って、閣議決定後の一九四二年末、被告国は企画院が主催して華北労働視察団一八名（団長、企画院第二部山内第三課長）を現地に派遣し、実態を把握・紹介しようとした。この参加者は政府側から厚生、商工、内務、運輸、外務の各省の関係係官、企業側からは石炭、鉱山、海運、土木建築の各統制団体であった。彼らは、同年一二月二六日から北京大使館を拠点として現地視察、生活実態視察、収容所の労働訓練実情視察を終え、同大使館において同大使館関係者、華北勞工協会幹部、華北運輸会社関係者、北支開発者、華北石炭関係事業主等三〇名余が集まった機会に、視察団参加者側から質問・応答を重ねて華北の労働事情を把握し、次項の試験「移入」をどのように行うかの方針を定めたのであった。

二 試験「移入」

前記閣議決定の「第三 措置」は

本方策の実施にあたりては之が成否の影響大なるべきに鑑み、別に定むる要領により試験的にこれを行い、その成績に依り漸次本方策の全面的実施に移るものとする事

と定め、これに基づき「華人労働者内地移入に関する件第三措置に基づく華北労働者内地移入実施要領」（昭和一七年一月二七日、企画院第三部）が定められた。

これは形の上では第一次の「移入」の試験的な実施の要領を定めるものであったが、その後の本格実施の基本的な形態を定めることになった点で重要である。またこの計画は試験的な「移入」を実施し、その結果を見て「移入」の可否を決定しようというものではなく、本格「移入」をあくまでも実施するため当初から良い成績が得られることを期した「試験移入」であって、方法の巧拙による問題を調整する意味の試験であった。

これは華北運輸会社から荷役業に五〇〇名を、華北勞工協会から炭鉱業に五〇〇名を、それぞれ「満一カ年の契約期間」で「移入」すると計画したが、実際には一九四三年四月より同年一月までに、炭鉱に四集団五五七名、港湾荷役に四集団一四二〇名を「移入」使用した（「外務省報告書」参照、以下数値は同書による。）。

その結果は「概ね良好」と評価されたが、実際は当初から問題点が多数あることは罹病者数、死亡人数等において明白に現れていた。例えば、日鉄・二瀬高雄（福岡県）に一九四三年七月に中国河北省塘沽港より試験「移入」された一三三人は、華北勞工協会から「行政供出」された二六七人の内より分けられた人たちであったが、乗船前に石門（現在は河北省石家荘）で「訓練」を受け、同年七月三日第七寿丸に乗船し、同月一日、九日間の航海の後北九州門司港に着き、同日の内に日鉄・二瀬高雄に到着した。

彼らの内一一三人は当初の「要領」によれば「満一カ年の契約期間」で「移入」ということだったはずなのに帰されることなく、戦争が終わって初めて帰国が決定され、一九四五年一月八日江ノ島丸に乗船、博多港を発ち、同月一二日に塘沽港に帰っている。この人数差の内、五名は理由不明のまま地崎組北海道に「転出」し、一四名は死亡し、一名は行方不明になっている。実に一二・三%が死亡及び行方不明である。

日鉄・二瀬高雄はその後一九四三年一月に同経路により試験「移入」された七九人を受け入れ、受入合計は二一人になったが、死亡数は二四人、死亡率一〇・八%、その罹病者数は六六〇人を数え罹病率は三一・一%であったとされていたのである。この状態が、成功であったとは到底いえないはずであるが、被告国は本格実施を強行した。

三 本格実施

1 次官会議決定と昭和一九四三年一月に同経路により試験「移入」された

本格実施にあたって、被告国は一九四四年二月二八日次官会議において「華人労務者内地移入の促進に関する件」と題する決定を行った。この決定は、「試験移入の成績は概ね良好なるを以て・・・本格移入を促進せんとす。」として、

実施要項を定め「華人労務者は毎年度国民動員計画に計上し、計画的移入を図るもの」とされた。その年国家総動員法に基づき定められた「昭和一九年度国民動員計画実施計画」（一九四四年八月一六日閣議決定）第二の（五）は「決戦の現段階に即応し戦時生産の急速なる増強を図るため軍動員との関係を考慮し人的国力の完全動員を期することとし」て、「朝鮮人労務者の内地移入を飛躍的に増加すると共に、華人労務者の本格的移入を行う」ことを決定し、初めて人数を挙げてこれを「国民動員計画」中に算入し、朝鮮人労務者二九万人、華人労務者三万人を供給すると定めた。

2 敗色濃い当時の戦局

この時期の戦局の特徴を見ると、ドイツ、日本、イタリア等枢軸国側は二進も三進も行かぬ敗色濃い戦争末期で、連合軍の巻き返しが全戦線で功を奏し、ヨーロッパ戦線では一九四三年九月、イタリアが無条件降伏し、ソ連軍はモレンスク（九月）、キエフ（十一月）、レニングラード（一九四四年一月）と奪回を進めていた。ベルリンは既に米・英両空軍の重爆撃を受けていた。

太平洋上ではマッカーサー指揮の連合軍の巻き返しの蛙跳び作戦が開始され、日本軍はガダルカナル島で敗退（一九四三年二月）、同年五月二九日アッツ島でせん滅・「玉砕」され、これに見合つて日本軍は一九四三年九月三〇日「絶対防衛線」を後退させることが決定されたが、それでは収まらなかった。ギルバート諸島では上陸した米軍によってマキン・タラワ両島の日本軍守備隊は（一九四三年十一月二五日）せん滅・「玉砕」させられたのに始まり、マーシャル群島クエゼリン・ルオット両島（一九四四年二月六日）、サイパン島（同年七月七日）、グアム島（同年七月二四日）と次々にせん滅・「玉砕」させられ、太平洋の包囲網は次第に本土に迫っていた。

インド・ビルマ国境で行われたインパール作戦は一月大本营認可、三月作戦開始となったが、七月、作戦に参加した一〇万の将兵中、戦死者三万、戦傷病者四万五千という惨憺たる結果で失敗に終わった。

このような状況下で七月一八日東条内閣は総辞職した。

このような戦局を挽回するため、軍需生産は絶対的要請であり、このためにあらゆるものが犠牲にされた。

3 犠牲必至の本格実施

このような時期であったから、前記「移入」本格実施の決定を強行するには障害が山積し、その実施は極めて困難又は不可能であった。そしてこのためこれを決定したとおりに実行することは不可能で、あえて強行すれば「移入」対象の中国人に大きな犠牲が出ることは必至であった。そして被告国はこのことを熟知していた。それにもかかわらず「決戦体制」などと称して、敵国民であった原告ら中国人に対して敢えて行つたのが本事件の発端である。

4 本格「移入」の実態はどうであったか

(一) はじめに

外務省報告書(要旨編)が記述するところにより、まずその全容をみよう。

このような方針に従って「移入」させられた中国人は、

試験移入期(一九四三年四月より十一月)八集団、一、四一名、

本格移入期(一九四四年三月より一九四五年五月)一六一集団、三七、

五二四名

総計 一六九集団 三八、九三五名である。

しかし、これは「移入」(日本に向けての乗船がその開始である)された中国人のみの数であつて、この外に「移入」のための、これに先行する「供出」と称する人集めがあり、このために中国人を狩り出す作戦が行われるなど、原告ら中国人を拘禁するための後に見るように強制・半強制の行為があつたし、「供出」から「移入」への過程で「移入」に向けての収容中に、死亡したもの、脱走したものなどが相当程度あつたことが明らかになっている。また「移入」の最初の段階である事業場への割当Ⅱ契約数と、実際に「移入」された数の間に、かなりの差が見られ、全数では契約数は四一、三一七名である。これらの間の数字の差は、他の資料と突き合わせてみると「移入」の犠牲者が現実に「移入」された前記「移入」数を大きく超えていることを示している。

さらに、これを「供出」された地域別に見ると、

華北が圧倒的に多く、三五、七七八名、

華中、二、一三七名

満州（関東州）、一、〇二〇名、

これを「供出」機関別に見ると、

華北劳工協会扱い 三四、七一七名、

日華労務協会（華中） 一、四五五名、

華北運輸肢ふん有限公司 一、〇六一名、

福昌華工株式会社（関東州）一、〇二〇名、

国民政府 六八二名、

「供出」方法は

「特別供出」

「自由募集」、

「訓練生供出」、

及び「行政供出」

の四方法であるが、

華北運輸、福昌華工及び国民政府機関扱いのものは「特別供出」二、七三六名で荷役、造船等の経験を有する華工を中心にして編成せられる。素質最も良く、死亡率が低い。

日華労務協会（華中）一、四五五名は「自由募集」、素質は悪くないが、死亡率が最も高かった。

華北劳工協会扱いの者は約三分の一の二〇、六六七名が「訓練生供出」で元俘虜、帰順兵、土匪、囚人を訓練した者、

その約三分の二の二四、〇五〇名は「行政供出」で華北政務委員会の行政命令に基づく割当に応じ都市鄉村より半強制的に「供出」させた者、これらは、特に「行政供出」によるものは、年齢、健康、能力等どの点から見ても素質特に悪く死亡率が高かった。

これらの事実から判断すると、「供出」方法と素質とは極めて密接な関係があることがわかり、この素質不良は「供出」前の「取扱」欠陥と相まって、日本で就労したときの高死亡率及び「作業率」及び作業能率低調の最大原因となっているのがわかる。

なお「移入」時に航海日数が相当必要だった者多く、その間の「取扱」等に不適当な点があつて相当多数の死亡者を出したことも見過ごすことができない。

とされている。

(二) 中国人を集めるための方針

閣議決定(第二「要領」)は、

- 二 移入する華人労務者は主として華北の労務者を以て充つるも、事情によりてその他の地域よりも移入し得ること。但し緊急要員については成る可く現地に於いて使用中の同種労務者並びに訓練せる俘虜、帰順兵にして素質優良なるものを移入する方途をも考慮すること。
- 三 移入する華人労務者の募集又は斡旋は華北勞工協会をして新民会その他現地機関との連携の下に之に当たらしむること
- 四 移入する華人労務者は年齢概ね四〇歳以下の男子にして心身健全なるものを選抜することとし家族を同伴せしめざること

と定めていた。

また次官会議決定(第一「通則」)中では、

- 一 本件により内地に移入する華人労務者の供出またはその斡旋は大使館現地軍並びに国民政府(華北よりの場合は華北政務委員会)指導の下に現地労務統制機関(華北よりの場合は華北勞工協会)をして之に当たらしむること
- 二 華人労務者は訓練せる元俘虜又は元帰順兵の外募集によるものとする
前項の労務者は年齢概ね四〇歳以下の男子にして素質優良、心身健全なる者を選抜することとするも成る可く三〇歳以下の独身男子を優先的に選抜するよう努力すること

と定めていた。

外務省報告書には華北勞工協会については触れられていないが、華北勞工協会は、華北政務委員会のもと北京に一九四一年七月設立された財団法人

人で、華北政務委員会及び北支那開発株式会社の折半出資の四〇万円を基
本財産とし、それまで幾つかあった公認労働者紹介機関を統合して生まれ
たいわゆる労務統制機関で、その実態については、外務省報告書中の各事
業場報告書中に具体的記載がある。他の傀儡機関と同じでトップには中国
人を置くが、実権は関東軍やその特務機関が掌握し、実態は関東軍の出先
専門機関であった。

また既に見た外務省報告書中には「供出」、「特別供出」、「訓練生供出」、
「自由募集」、「行政供出」など、見慣れない、あるいは現在では用語法
が異なる単語が頻出する。以上の方針との関わりでこれをまず明らかにし
よう。

「供出」とは、戦前、そして戦後一時期までの経済統制の基本的概念であ
って、官庁や軍の要求に応じて物品等を提出すること、食糧管理法上は食
糧供出制度が設けられ、強制力があつた。

そして外務省報告書によれば、

「行政供出」とは、「中国側行政機関の供出命令に基づく募集にして、
各省、道、県、郷村へと上級庁より下部機構に対し供出員数の割当をな
し責任数の供出をさせるもの、
「自由募集」とは「主要勞工資源地に於いて条件を示し希望者を募る」
もの

「訓練生供出」は日本現地軍において作戦により得たる俘虜、帰順兵に
して一般良民として釈放差し支えなしと認められたる者及び中国側地
方法院に於いて微罪者を釈放したる者を華北勞工協会に於いて下渡を
受け同協会の有する各地（済南、石門、青島、邯鄲、除州及び塘沽）
所在の勞工訓練所に於いて一定期間（約三ヶ月）渡日に必要なる訓練
をなしたる者を供出」するもの
「特別供出」とは「現地に於いて特殊労務に必要な訓練と経験を有す
る特定機関の在籍労務者を供出」せるものである。

（三） 中国人を実際にはいかにして集めたか

以上の説明で明らかかなように、強制連行の対象となった中国人の集め方の

大半は「行政供出」と「訓練生供出」であつたが、ここで「行政供出」を行う中国側行政機関は、日本軍の傀儡として作られた国民政府（華北よりの場合には華北政務委員会）の機関であり、このことは前記次官決定において、既に述べたように、

本件により内地に移入する華人労務者の供出またはその斡旋は大使館現地軍並びに国民政府（華北よりの場合には華北政務委員会）指導の下に現地労務統制機関（華北よりの場合には華北労工協会）をして之に当たらしむること

と定めているが、これを日本政府の指揮下にあるものと扱っていることにより明らかである。

この結果、「行政供出」が傀儡政府と傀儡軍の中国人強制的狩り出しであり、「訓練生供出」が前記の通り日本現地軍の駆り出しと傀儡政府裁判所の囚人であり、これを華北労工協会が引継を受けたものであつた。

何故こうなつたか。

外務省報告書は

「行政供出によるもの過半数を占め、訓練生供出之に次ぎ、自由募集、特別供出は両者を合するも供出総員の一割に充たず。右の内特別供出によるものは、荷役造船等につきある程度の経験を有する半熟練工なり。又自由募集によるものは一応労働に対する能力と意欲を有するものと見て差し支えなかるべく、しこうして此等に属するものは前述の通り一割に充たず。次に訓練生供出は概ね元俘虜、帰順兵、囚人なり。体格はともかく思想的危険性と訓練生活による体位低下等一応予見せられざるにあらず。さらに供出の過半を占むる行政供出は頭数を揃うることのみに墮し、体質、労働意欲その他につき多くの問題を包蔵する危険あり。此等に付ては実績に付後述すべし。然らば何故にかかる危険ある行政供出を選びたるか。当時の実情を見るに、移入の主目標たりし元俘虜、帰順兵、囚人等の供出は当初の見通しに比し、遙かに少なく、他面本格移入決定し実行に着手したる昭和一九年二、三月の頃は既に対満供出は既に終わらんとし、対蒙疆華中は勿論華北自体の需要を満たすすら困難を来しつつありし実情に加え、華北の豊作、物価高、治安悪化は供出の困

難に拍車をかけ、その他供出網の不整備及び移入のため華北に進出せる業者の性急なる所要数獲得企図は不完全なる供出網下に劣悪なる華工を半強制的に供出せざるを得ざるに至らしめたり。之に加えるに乗船までの船待ち等の為訓練所生活における食糧事情等は一層体位を低下せしむるの因をなせり。なお日華労務協会等の募集に際してとれる態度は終戦後華人労務者をして紛争の口実を与えたり。」（傍線は原告代理人）

外務省報告書は、ここに「半強制的」として、強制の契機があったことを認めるが実際はどうであつたか。

この点について当時の派遣軍でこのような作戦に当たった当事者は、作戦にあたり無差別に住民の男子と断髪的女子を捕らえたと言言し、方面軍は作戦をこの俘虜と資源を獲得目的に行つて多くの農民を捕らえたことを明らかにしている。既に日本軍は中国民衆から東洋鬼と呼ばれ、恐れられていたから、任意に自主的に日本や日本軍の下で働きたいと考える中国人はいらなかつたのである。この結果、外務省報告書に依れば、これら「華工」

の年齢は一一歳から七八歳にまで及んでいるが、これはおよそ前記方針に違反しているだけではなく、可働年齢を遥かに超えている年寄りでも子どもも見境なしに、労働させる目的さえ無視し、年齢に関係なく員数合わせのため遮二無二強制連行してきたことを示している。

（四） 華北勞工協会及び石門俘虜收容所（石門俘虜訓練所）について

（一） 閣議決定、次官會議決定は華北勞工協会をどのように扱っているか。

閣議決定は「移入する華人労務者の募集又は斡旋は華北勞工協会をして新民会その他現地機関との連繫の下にこれに当たらしむること」（第一要領 三）とし、

また次官會議決定（第一 通則 一）は、「本件により内地に移入する華人労務者（以下単に華人労務者と称す）の供出又はその斡旋は大使館現地軍並びに国民政府（華北よりの場合は華北政務委員会）指導の下に現地労務統制機関（華北よりの場合は華北勞工協会）をしてこれに当たらしむること」として、

閣議決定は「華北劳工協会」、「新民会その他現地機関」を、中国人労働者の大量強制連行の道具とすることを決め、また、次官会議決定は、「現地労務統制機関（華北よりの場合は華北劳工協会）」と定め、このこと自体からこれらの機関が日本政府の指揮命令の系統内にあることを示しているが、その実態は必ずしも明確でない。そこでこの実態を可能な限り明らかにする。

（2）華北劳工協会

華北劳工協会は一九四一年七月、設立された。これはそれまでの半官半民的な労務機関（労働者の募集、供給、斡旋を業とする機関）であった大陸華工公司（青島）、新民劳工協会（北京）、新民労働協会（天津）山東劳工福利局（青島）、山東労務公司（済南）を一元化した強力な労務統制機関であった。ここで、労務統制機関とは、労働者の雇用のための「募集、供給および輸送並びにその斡旋」を一元的、独占的に行う機関である。

華北劳工協会は一九三九年二月北京において開催された日本軍主催の「満支」労働関係者会議において、「華北における労働者募集人は、華北劳工協会（当時は仮称）の指定するものとし、――」と決定し、やがて華北劳工協会を設立するものとしていた。そして一九三九年九月、華北の労働力の一元的統制機関の必要を確認し、その設立の準備に着手したが調整、審議に年月を要し漸く一九四一年七月、設立された。

華北劳工協会の暫行条例（華北政務委員会〔華北における傀儡政府〕制定の法規）は次のとおり。

華北劳工協会暫行條例

第一條 華北劳工協会は財団法人とし華北に於ける労働者を保護し労働力の涵

養を図り華北内外に封する労働力の供給配分交流を圓滑にし以て労働封

策の遂行に資するを目的とす

第二條 華北劳工協会は次の事業を行う

- 一 華北内労働者の募集供給及輸送並にその斡旋
- 二 出国（境）労働者の募集配給輸送並にその斡旋
- 三 入国（境）労働者の配給の斡旋

四 労働者の登録並に勞工證及労働票の発給

五 労働者の訓練及保護施設の経営

六 労働紹介所の管理経営及一般職業紹介

七 労働に関する各種調査

八 前各項に附帯関連する事項

九 其他華北政務委員会より特に命せられたる事項

第三條 華北勞工協會は本部（主たる事務所）を北京特別市に置き所要の地に
弁事分処を設く

第四條 華北勞工協會は華北政務委員会及其の他一般よりの出損に係る財産を
以つて基本財産とす

第五條 華北勞工協會の経費は事業又は財産より生ずる収入並に寄附金其の他
の収入を以つて之に充つるの外華北政務委員会之を補助す

第六條 華北勞工協會に理事四名以内及監事三名以内を置く理事の中一名を理
事長とす

第七條 理事長は華北勞工協會を代表して其の業務を総理す

理事長事故あるときは理事中の一名其の業務を行う

理事は理事長を補佐し華北勞工協會の事業を監査す

第八條 理事長理事及監事は實業総署督弁之を任命す

理事長理事及監事の任期は二年とす但し重任を妨けず

第九條 理事を以つて理事会を組織し重要な事項を議決す

第十條 華北勞工協會に評議員若干名を置き理事長之を委属す

評議員を以つて評議員会を組織し重要な事項に関し理事長の諮問に
應し又は建議を為すことを得

第十一条 實業総署督弁は華北勞工協會の業務に関し監督上公益上其の他必要
なる命令を為すことを得

第十二条 華北勞工協會は業務上必要あるときは實行総署督弁の認可を得て業
務の一部を他に委任又は委属することを得

第十三条 華北勞工協會は年度毎に事業計画を定め予め之を實業総署督弁に提
出すへし其の計画に重要な変更を加へんとするとき亦同じ

第十四条 華北勞工協會は年度毎に象算を定め且其の決算を行い實業総署督弁

の認可を受くべし

第十五条 華北勞工協會は次の事項に関し實業総署督弁の認可を受くる事を要す

- 一 寄附行為の変更
- 二 重要な財産の譲渡又は担保の供興
- 三 解散
- 四 其の他重要な事項

第十六條 實業総署督弁必要あると認むるときは華北勞工協會をして其の業務若しくは財産涵養の状況を報告せしめ又は所部の官吏をして其の金庫帳簿其の他諸般の文書物件を検査せしむることを得

第十七條 實業総署督弁は華北勞工協會の理事長理事又は監事の行為か本法若しくは其の他の法令に違反し又は公益を害するものと認むるときは之を解任することを得

第十八條 本法は交付の日より之を施行す

以上の事実から見て、華北勞工協會は、被告国の下にあった軍の主導により、華北地域の傀儡政府（華北政務委員会）をして作らせ、實質的には軍又は日本政府関係者が運営していた労務統制団体であり、その行為の責任は挙げて被告国が負うべきであることは明らかである。

（3） 強制収容所、または勞工訓練所について

告らが拘束を受けた後、強制収容施設に収容され強制的に日本に向けて出港すべき港湾に連行されるのであるが、先ず大量に収容するのが強制収容所であり、その典型例として日本側作成の文書が存在するのが、石門臨時俘虜収容所についてである。石門臨時俘虜収容所（石門俘虜訓練所）の実態は次の通りである。

多くの中国人労働者の供給源となった石門（現在の名称は石家庄）の収容所についての日本軍作成の文書「昭和拾八年十一月拾伍日概況石門臨時俘虜収容所」（以下「概況」）には、次のように記載されている。

「石門臨時俘虜収容所は主として当兵団に管内に於いて獲得せる俘

虜（被検査者を含む）及び帰順匪中特に教育の要するものを收容してこれを訓練強化し帰郷若しくは劳工移民せしむる目的を以つて昭和一四年三月二八日保定に設立せしものを昭和一六年八月一四日石門市南兵舎に移転せしめたるものにして、当兵団長に直屬しあり。

本收容所は部外に対する一般名称を石門劳工教習所と称しあり。」

日本軍が中国侵略を拡大し河北に侵入したのは、一九三七年六月の盧溝橋事件以来であるが、彼らは当初からこの戦争は「事変」であり、「戦争」でないから戦時国際法上の俘虜は発生しないと、戦闘中或いはこれに付随して捕らえた者につき俘虜としての国際法上の取扱いを行おうとしなかった。

ところが、現地軍はこのあるはずがない俘虜の收容所を一九三九年三月に設立し、これを後に石家庄に移転している。この設立の時期は前記一九三九年二月北京において開催された日本軍主催の「満支」労働関係者会議の直後で、しかも俘虜等を收容してこれを訓練強化し……労働者として移民させる目的で、「部外に対する一般名称を石門劳工教習

所と称し」設立されているのである。

この間の事情については、前田一（当時 北海道炭鉱汽船株式会社労務部長で後に日本経営者団体連盟〔日経連〕専務理事）はその著書「特殊労務者の労務管理」（一九四三年一月発行）中の第六章 俘虜、帰順兵、苦力（「クーリー」と読む〔原告代理人〕）で次のように述べ、その後でこの收容所の状況を紹介している。

「前述の如く内地に移入すべき苦力として第一に挙げられたる難民的苦力はその実質が到底受け入れられるものでないとして、第二の既経験苦力もまた北支の産業事情より見て移出を不能とするとする色々の理由が伏在して居り、第三の農民層よりの募集苦力も現下の治安状態並びに農村余剩労力の実状、募集公私機関の陣容等の諸点より見て急速の需要に応じ得べくもないとすれば、勢い残る問題としては、討伐作戦によって得たる俘虜帰順兵にして訓練を経たるものを、一応良民として解放し、之を内地に移入するといふ以外に、苦力移入の途はないやうに思われる。」

俘虜、帰順兵の訓練終了者ならば、恐らく随時必要の員数を移入することが出来るかも知れぬ。然し此等苦力が果たして一般苦力の如く従順であり、思想的にも安心できうる種類のものなりや、と謂うことに付いては危惧の念を抱くものがないではない。そのためには一応訓練所の内容を知って置かねばならぬ。」

同書はこの臨時俘虜收容所を石門俘虜訓練所と呼称し、その位置と職員について次のように述べる。

1 位置、設立

北京からの京漢線に乗って約十時間、昔の石家荘が今日の新興都市たる石門市である。俘虜訓練所は市の近郊に五万六千坪の敷地をトして建設されている。

昭和一六年八月一五日の設立である。

2 職員

所長は部隊長の兼務である。実際は所内の主席者が隊長として一切の訓練指導の責任を負って居る。以下職員として下士官〇名、

兵〇名、衛生下士官〇名、衛生兵〇名、通訳〇名という極めて少人数の日本兵が、收容人員二千名弱の俘虜、帰順兵を訓練している。(ここに「〇名」とされているのは、出版検閲の結果と思われる(原告代理人))

(以下省略)

一方「概況」は教育については、その「五 教育」中において

「……教育の結果抗日意識を完全に放棄し新政権に忠誠を誓うもの心身耗弱にして釈放するも実害なしと認むるものその他特殊の理由によりて釈放するを有利と認むるものは兵団長の兵団長の認可を経て就職帰農又は勞工移民せしむ。」

としている。

すなわち、当時の関係者の間では「討伐作戦によって得たる俘虜帰順兵にして訓練を経たるものを、一応良民として解放し、之を内地に移入するといふ以外に、苦力移入の途はない」という共通認識があり、この共通認識に基づいて軍が行動しており、その結果捕らえた俘虜を無害化

して、良民Ⅱ労働者に仕立て上げて日本国内に送り込む為に設営した施設がこの俘虜収容所兼勞工訓練所であり、部隊長以下がこれに当たっているのである。

「概況」はこの状況について

収容状況

当容所の収容能力は、概ね千五百名を標準とす。

本年十一月十五日現在における収容者は、千五百三十名にして当地に収容所移動

昭和十六年八月十五日以来本年十一月十五日迄に収容せる俘虜の数は合計一万七千八百六名に達しあり。

収容後は概ね一ヶ月間の教化訓練を実施し主として満州国各炭鉱、井径炭鉱及び対日供出として本年二回に互り福岡県三井、日鉄両炭鉱に就職せしめあるも現在まで内訳数の概要左記の如し

本溪湖炭鉱 一二一九〇名

東邊道開發	一〇〇〇名
満州炭鉱	三六二〇名
撫順炭鉱	二七四八名
昭和製鋼所	三〇〇名
井径正豊炭鉱	一五九八名
対日供出	五六四名
就職	三五〇名
帰農	九一三名
死亡	二〇五五名
その他	一八三八名
合計	一六二七六名

と言い、対日供出として三井（田川）と日鉄の両炭坑にこのころまで中国人労働者を送り込んだことを示している。

（五）日本の事業場にどのようにして連れてきたか

こうして捕らえられた中国人は一旦華北勞工協會の港湾に近い各地（済南「山東省」、石門「河北省石家莊」、青島「山東省」、邯鄲「河北省」及び塘沽「河北省」等）所在の收容所に強制收容された。そしてここから日本に送り出されたものである。この收容所は狭い建物の中に多数の中国人を收容し、土間にアンペラ（＝むしろ）をしいてそのうえに寝具も暖房もなく寝起きさせ、食事も飲料水も不足していたので、病氣にかかる者多く衰弱が甚だしく、次々と死んでいった。死んだ者は穴に投じられ野犬の餌食になった。

次官會議決定は、「華人勞務者は移入に先立ちて可成一定期間（一ヵ月以内）現地の適當なる機関において必要なる訓練をなすこと」とされたが「訓練」とは名のみで集団行動のための規律を叩き込む軍事教練類似の軍隊式教育が行われ、仕事の内容などを教えるようなことはなかった。

運搬について同決定は、「華人勞務者の輸送は日滿支關係機関において之が手配をなすこと」と定められたが実際には、もちろん日本の船舶だが客船ではなく、石炭輸送船等物資輸送のための貨物船の船倉を利用して行われた。既に述べたように、戦況が悪化し海上輸送は次第に危険度を増していたので、

危険を避けるために迂回等が多く航海日数が増えたが、これは運搬される中国人勞働者にとっては收容所より数等悪い環境の船倉生活の期間が増したことであり、病者は衰弱し多くの死者を出した。

外務省報告書はこの模様について、
当時逼迫せる船舶事情及び危険なる航海事情下において、しかも石炭、塩等多量の原料輸入の要請を充足する傍ら、華人勞務者を輸送することは相当の問題を提供せり。

即ち船待ちの予定付かず急遽乗船して食糧その他の準備不十分なることまたはこれと反対に予定以上船待ちして備蓄食糧の不足を訴うること航海日数予定付かず集団輸送一六九件中未詳のもの二六件を除き、内八六件は四〇九日にて先ず不可なきも他の四八件は一〇〇一九日を要し、甚だしきは二〇日以上のも六件三〇日以上のも三件にして、最高三九日を要したるものもあり、飲料水食糧等の欠乏を來たせること屢々ありしこと又食糧殊に白麵に砂のごとき不純物混入せる場合もありしと、概ね貨物船にして最初は医師を付き添はしたるもその後は諸般の事情に

よりこれが付き添いもなく且つ船倉内石炭、塩、鉱石等の上に長時日寝起きせざるを得ざりし状態にありしこと、上陸後直ちに長途の汽車輸送を受けしこと等の実情にあり。

という。

その結果は莫大な数の途中死亡者を出している。

乗船人員三八、九三五名に対し船中死亡五六四名（一・五％）、事業場到着前死亡二四八名（〇・六％）、合計八一二名（二・一％）である。北海道の伊藤組置戸は乗船人員四九九名中八三名（一六・六％）が途中死亡し、北炭空知天塩では乗船人員三〇〇名中船中で三八名、上陸後到着前三一名、計六九名（二三％）が死亡している。これらの数字自体がいかにかこの輸送が残酷なものであったかを物語っている。この「移入」の手續としては、「現地労務統制機関（例えば華北勞工協会）において交付する「華人労働従事証」に在支帝国公館長の証印あるものを以て「渡日証明書」とすることが定められていたから乗船時の把握も行われていたし、降船時の入国審査も行われたから、この時点で被告国はこれらの全容を把握していたものである。

（六）日本の事業場にどのように配置されたか

外務省報告書は、

斯くて移入を見たる華人労務者は閣議決定の方針に従い国民動員計画産業中鉱業、荷役業及び国防土木建築業等に就労せしめたるが、その雇用主数三五社、配置事業場数一三五事業場に上れり。

そして業種別にこれを見ると

鉱山業は一五社四七事業場、移入数一六、三六八名、

土木建築業は一五社六三事業場、移入数一五、二五三名に上り、

港湾荷役業は一社二一事業場、移入数六、〇九九名、

造船業は四社四事業場、移入数一、二一五名、

そして鉱業の中身を見ると、炭鉱が圧倒的に多く四二事業場、移入数一七、四三二名、

その他銅水銀、鉄などの重要鉱石採掘、三二事業場、移入数一一、一九七名

そして土建業の中身を見ると、発電所建設一三事業場、移入数六、〇七六名、飛行場、鉄道、港湾、地下工場等の建設、二三事業場、移入数一四、四七三名

港湾荷役では二五事業場に八、〇七三名、

地域別に見ると、

北海道 五八事業場、一九、六三一名、

中部地方 二五事業場、一〇、一八八名

九州地方 二三事業場、九、一二六名、

とこの三地方が圧倒的に多いが、これは北海道、九州が炭鉱労働に、そして中部地方は中部山岳地帯に建設中の発電所、地下工場に使役するためであった。

という。

(七) 雇用契約の欺瞞

閣議決定(第二「要領」七)及び次官決定(第一「通則」五)は、「華人

労務者の契約期間は原則として二年とし」と、あたかも中国人労働者と企業の間契約関係が存在するかの如く定めている。

また、原告が一九五八年一月下山して、日本側に発見された直後の三月四日参議院予算委員会で外務省アジア局長板垣修は、

戦時中中国から相当多数の労務者が日本に来て働いていたわけですが、この身分につきましては、通常、俘虜とか何とか入っておられますが、私、現地で直接会って承知しておりますが、俘虜ではございません。全部、身分が俘虜であった者も、現地で日本に送る前に身分を切りかえまして、雇用契約の形でみな日本に来ております。従って、通常言われる俘虜という身分ではございません(傍線は原告代理人)。

と述べ、外務省の見解として無反省にも雇用契約の存在を主張した。

しかし、第一に、原告を含む強制連行された中国人は、既に述べたような経過で「移入」されたもので全く自由を奪われた状態で、契約の前提となる自由意思の存在する余地がなかった。もっとも、既に挙げたように、日華労務協会(華中)が「供出」した一、四五五名は「自由募集」とされている。

これは「主要労工資源地に於いて条件を示し希望者を募るものなり」（外務省報告書）であつたはずである。しかし、これは実際には労務者側に示された募集条件と事業場側に示された条件が全く相反しており、双方ともに好条件を示して「移入」を図りながら、労務者が来日すると全く条件が違い、紛争が生じた。ここで「自由」とは詐欺される自由のことであつた。そしてこれら中国人が死亡率が高かつたことは見たとおりである。戦後、このような問題の解決には外務省がのりだしているようである。

第二に、また現実に中国人たちの意思表示としても存在しなかつたし、その成立を示す契約書などは一切存在しない。この一連の過程で作成された契約書類が存在するとすれば、それは現地の収容所あるいは上陸地点で、「供出機関」と事業場の間で「使用」に関する労務供給契約書らしきものが締結され、これが外務省報告書の事業場報告書中に一部現存するのみである。企業側も、さすがに各労働者と契約したとは言えず、「業者は直接華労と契約をなしたるものにあらず、劳工協会と契約をなしたるものとす。」（三井鉱山砂川）と言う。

第三に、中国人側には「使用」者となる業者を選択する余地など全くなかつたことである。それでは誰が誰を「使用」することを決めたのか。まず、「使用」する資格のある産業を決めたのは、次官会議決定である。

華人労務者はこれを国民動員計画産業中鉱業、荷役業、国防土木建築業及び重要工業その他特に必要と認むるものに従事せしむること（第一「通則」四）

「使用」する事業場を決めるのは、厚生省である。

華人労務者の使用を認むる工場事業場は華人労務者の相当数を集团的に就労せしむることを条件とし関係庁と協議の上厚生省これを選定すること（第二「使用条件」一）

このために、事業主は「雇用願」を所轄庁府県經由で厚生省に提出し、厚生省が「割当」の決定をし、大東亜省と内務省に決定した割当表を送り、大東亜省は労務者の引継輸送月日を決定し、厚生省を経て関係庁府県を通じて事業主に通報し、移入労務者の「引継、輸送、到着後の措置につき遺憾なきを期せしむ」（華人労務者内地移入手続 第二 移入雇用申請の処理一乃至

五)とされ、この間に中国人個人の意思など全く入り込むことが予想されていない。雇用関係決定にとって必須な賃金の決定手続もない。そして実際に、一人一人について決定したのは、華北劳工協会等現地の「供出」機関の「割当」であった。もちろん「割当」を受ける事業場側には、これを受けない自由はあつたが、一人一人の中国人には、いかなる意味でも自由はなかつた。身体は拘束され、自己の意思で収容所から離脱することはできず、これら拘束者に対し抵抗することは死を意味し、「割当」を受けて、日本に連行しようとした事業場に対し抵抗することも死を意味したからである。

第四に、労働者を使用したとき必ず支払われる賃金が支払われていないことである。閣議決定を始め次官会議決定、その他の関係文書はすべて賃金支払いを前提している。しかし、実態上支払われたところは全くない(敗戦後中国人の強い要求により一部で、賃金に相当する金額が支払われているところがあるのみである)。

第四 強制「労働」における実態

一 労働管理の状況

労働管理は、次官会議決定によつて、厚生省(労役)、運輸省(輸送)、内務省(取締)、大東亜省、農林省(食糧)、各事業場並びに下級機関として地方庁、「現地より同行せる日系指導員」、国民職業指導所及び警察署が行うように決められている。

外務省報告書によれば、「内務省に於ては厚生省軍需省と連名をもつて関係地方庁に対し之が指導に関し通牒を発せり又之が取締要領を定め之が励行方を通牒せり」とあり、この「取締要領」においては次のような指示が出されている。

一 華人労働者内地移入要領第二の「一」に依り割当予定の通報を受けたるときは事業場と連絡し作業場宿舍等の選定、警戒対策の樹立其他取締上必要なる諸般の準備を為し置くこと

二 事業場側に対しては逃亡防止並びに外部との連絡遮断に処する確実なる施

設の完備と華人労務者監督の責任を負担せしむること」

この政府の指示は忠実に実行されていくが、各事業場においては警察が管理における重大な役割を果たしていた。例えば釜石警察署は事業場に対して次のような「提示事項」を送っている（昭和一九年九月二五日）。

一 看守

イ 県費警官四名

請願警官二名 甲乙丙三部制勤務

ロ 宿舎側近に警官見張所を設置のこと

ハ 点呼並携帯品点検には警官を立会せしむること

二 逃亡

ニ 逃走者を逮捕せる場合絶対に帰国又は職場に復帰さすことなく警察署に連行のこと

四 其他

イ 作業指導員は絶対に自ら作業に従事せざること 率先躬行の要なし

ハ 漢民族は感情に左右されない 親切にすればする程増長するを以て親切心或いは愛撫の要なし

ニ 労働能率の向上ため成績優良者に嗜好品を与え不良者には減食すること

ヘ 規律、指導訓練は最初から厳格に行うこと

ル 入浴の設備は被征服者が征服者を持成すと云う支那の観念があるから設備の要なし

タ 外出は一切認めざること

レ 通信面接、書面による通信は抑制しないこと

自由投函は禁止し一定の投函箱を設置し投函された書面は一括所轄警察署に提出のこと

面接は内外人を問わず一切禁止のこと

また、新居浜警察署は「華人労務者警備計画」と題して次のような指示を出し

ている（昭和一九年十一月五日）。

第五項 5 障壁一周囲に高さ一〇尺乃至一二尺の板囲を為し逃亡防止の為板

塀の丈夫に電線を張り繞らし三五〇ボルトの電流を送電す

第一一項 5 各種不平不満の内偵

7 華人内部の動静査察

11 新聞雑誌を提出せざること

16 写真並に指紋原紙（人相特徴を含む）を個人別に作成保管

右のような警察の関与は、原告が連行された明治鉱業昭和鉱業所も例外ではない。

警察の管理がどのように実行されていたかについては、逃亡した中国人が逮捕された後の状況をみると一層明確になる。「中国人殉難者名簿」によれば、「土屋組天塩では山口県特高が一名逮捕し以後全員行方不明、鉄道工業美唄一名逮捕以後行方不明、鹿島組御嶽三名逮捕全員死亡、飛鳥組御岳一名逮捕死亡、西松組安野五名逮捕全員原爆死、熊谷組与瀬一名逮捕死亡、日鉄二瀬鉱業所一六名逮

捕内七名死亡、日鉄鹿町鉱業所六名逮捕全員原爆死、三菱大夕張鉱業所一名逮捕死亡、同高島鉱業所一名逮捕死亡、同崎戸鉱業所二七名逮捕全員原爆死、三井田川鉱業所二二名逮捕内四名死亡一名不具、伏木港荷役九名逮捕三名死亡、新潟港荷役一名逮捕以後行方不明」とあり、いかに厳格に警察によって管理統制下におかれていたかが伺われる。

以上のような警察の各事業場に対する指示は全般に内務省指揮下にあった県警察当局の指示によってなされたものであり、政府の指示に基づくものであることは明らかである。

二 衣食住について

1 収容所の状況について

収容所の状況について外務省報告書は次のように述べている。

宿舎は華人労務者の為特設せられたるもの最も多く一三五事業場中六七

を占め改造、転用等をなせるものあり

居室は一人当り〇・六三坪平均にして畳敷のもの四五％アンペラ敷のもの二七％、其の他莫塵敷、板敷のものもあり、逃亡防止の見地より通風採光の点面白からざるもの多く一般に設備充分とは云へざるも特に不良と認めらるるものなきが如し

唯受入迄に準備整はず之が為疾病死亡を誘発せりと認めらるるもの若干あり、尚暖房燃料などに関しては特記すべきものなし

衣食住の状況に関しては、民間の調査報告によって外務省報告書における報告が信頼しがたいものであるといわれている（一例であるが、民間調査では畳敷の収容は確認されていない）。それは外務省報告書が事業場からの報告をそのまま統計したものでしかないからであるが、それでも右の報告には「通風採光の点で面白からざるもの多く」「一般に設備充分とは云えざる」と表現され、「暖房燃料などに特記すべきものなし」と明らかにされており、各事業場における収容所の劣悪な環境をうかがい知ることができる。しかも一三五事業

場のうちその多数が北海道に存在していたにもかかわらず「暖房燃料などに特記すべきものなし」というのである。

2 衣食の状況について

外務省報告書においては、例えば食について事業場側の支給した食料の平均は配置直後一人一日平均主食九二四グラム、栄養量は熱量三、九九一カロリーとなつてはいるが、一九四五年三月の日本人一般の摂取熱量一、九二〇カロリーと比較しても、また非常に多くの栄養失調による死亡者を出しているという事実からも、さすがにこの数字には外務省報告書も「信憑し得ざる数字にして恐らく誤記多きに依るものと推察せられ」と述べている。

別の報告によれば、「捕虜となつて連れてこられた中国人は小さなマントウ一個の支給で坑内労働を強制され、空腹の余り恥も外聞も捨てて道路に落ちてゐる生大豆や馬鈴薯を拾って食べた。衣類も満足に支給されない彼らは荒く織った作業衣一枚に瘦細つた身体を包み、雪のプラットホームにがたがたふるえ乍ら汽車を待っていた（毎朝五時四〇分盤ノ沢発の列車で通勤していた）姿は

痛々しいばかりであった」(三菱美唄鉱業所労組「炭鉱の生活史」)、「被服も政府から若干配給され、長野県から工事責任者たる日登御嶽建設所長に渡されているが、これらの被服は大部分横流しされ、俘虜がやってきたとき一回夏服を渡されただけで、冬は本国から持参した中国服を使っていた、補修用品が支給されないため南京袋を針金で綴ったものや、セメント袋を足に巻いたり、ワラを巻いたものもあった。食料は少なく少量の小麦粉が長野県知事から配給されたが、俘虜の常食は小麦粉六〇%、麩糠四〇%の粗悪なパン(タテ横約三センチと七センチの長方形で厚さ約三センチ)を三個与えられただけで、空腹にたえかねて野草を採取して生活していた」(電産木曾川分会調査「労働戦線」一九五〇年三月三十一日)と記されている。

各事業所側とも、当時の食料、衣料、医薬品等が嚴重な配給機構下にあつて、県当局の斡旋指示によらなければ鉱業所自体の入手は警察当局の監視が嚴重で不可能であつた。各事業所における衣食に関する実態は右の事業場と変わらなものである。

三 労役の状況

1 労役の種類

労役の種類は、乗船人員のうち、鉱山業四七事業場一六、三六八名、土木建築業六三事業場一五、二五三名、造船業四事業場一、二一五名、港湾荷役二一事業場六、〇九九名(総計一三五事業場三八、九三五名)であり、すべてが重筋肉労働部門である。この割当配置は既に述べたとおり、次官会議決定附則「華人労務者内地移入手続」の細目などにより「関係庁協議の上厚生省之を選定」したものである。

配置された作業の種類状況をさらに石炭採掘についてみると、採鉱四四・七%、運搬一〇・三%、掘進二七・三%、切工一・八%、盛土〇・三%、機械一・四%、農耕〇・一%、雑役一四・一%となっており、石炭採掘においてほとんどが坑内の重労働に使役されたことが示されている。

坑内で労役させられていた状況は、原告の連行された事業場である明治鉱業

昭和鉱業所では次の通りである（一九四五年一月現在）。

日本人（坑内）	一二六名	（坑外）	二九六名	（計）	四二二名
中国人（坑内）	一九一名	（坑外）	六名	（計）	一九七名
朝鮮人（坑内）	五九三名	（坑外）	七四名	（計）	六六七名

2 生産、労役の量、強度について

当時は全体として生産、労務は政府の強力な統制下にあった。中国人の配置された事業場、とくに石炭採掘の事業場は、軍需管理の指定を受け、政府とくに軍需省による生産の割当てと厚生省による労務の統制のもとに、全体に苛酷な労働が強いられていた。

中国人に関する労働強度を示す報告として「軍の命令は出勤率八五%を要求している。出席目標は直ちに食糧の配給基準をおびやかす。栄養失調の甚だしい者の中には一寸つまづいて転んだしゅん間、死の転帰をたどった者もあった。」（三菱美唄勤労係西村武夫氏）というものもある。

また労役強度は、中国人のおかれていた以下の状況から推し量ることが可能である。三井美唄鉱業所では乗船人員五九七名のうち四六名が途中で死亡して事業所に到着したのは五五一名であった。三井芦別鉱業所では、乗船人員六八四名、途中死亡七四名、事業所到着六一〇名であった。美唄も芦別も途中死なずに事業所に到着した中国人の状態が極端に悪かったと言える。その状態の中で稼働率は美唄が八七・八%、芦別が七〇%、労働時間がそれぞれ二交替一〇時間で重労働をさせられた。その結果美唄事業所では一一七名が死亡し、芦別では一七一名が死亡した。死亡率はそれぞれ三七・三%、三五・八%である。右のような状況は石炭採掘のみならず、他の事業場や港湾荷役等の事業場においても同様であった。ちなみに、明治鉱業昭和鉱業所においては二〇〇名の連行者のうち、死亡者は九名四・五%である。

3 死亡並びに行方不明の状況

死亡者総数六、八三〇名について「外務省報告書」をみると

イ 死亡の時期および場所

連行船中死亡

五六四名

事業場到着前死亡	二四八名
事業場到着後三カ月以内死亡	二、二八二名
事業場到着後三カ月以後死亡	三、七一七名
生存者集団送還時以後死亡	一九名

ロ 原因

疾病によるもの	六、四三四名
災害によるもの	三二二名
自殺	四一名
他殺（ほとんど中国人同士の殺害）	三三名

乗船に至る前に既に多数の死亡者を発生させていたという事実については前に述べたとおりであるが、乗船に至るまでの大量死亡を発生させた状況はそのまま継続して以後の連行から事業所における死亡の大きな要因となっている。ほとんどの事業所で配置された中国人は事業場に到着した時点で既に栄養失調状態であったのである。そこに事業場における苛烈な労働と労務管理が重なっ

てあまりにも悲惨な犠牲を強いたのである。外務省報告書もこの点について触れ「死亡責任を現地側のみに負わしむるを得ず・・・然らば受入側の責任とは如何なる点にありや・・・一概に断ずるを得ざるも食糧の質及量に起因すると認めらるるもの、宿舍被服蒲団等の点に疑問ありと認めらるるもの、医療衛生の施設及診療に問題ありと認めらるるもの等に大別すると得べく・・・一応判断せらるるところなり」と記している。

四 まとめ

以上のような強制「連行」及び強制「労働」の凄まじい実態は、企業からの要請を受けた当時の日本政府が、自らも戦時経済を揺るがせにせず一層の戦線の拡大を企図して具体化した「華人労務者内地移入」政策を実行した当然の結果にはかならない。

三五企業と日本政府が車の両輪ともいうべき強い共同関係にたって、朝鮮人だけでは足りず、更に中国からも多数の人民を、生活の場所から、そして最愛の家

族から、暴力的に引きはがし、極めて不十分な食糧しか与えず、栄養不足のまま彼らを牛馬のごとく使役したのである。このことがこれまで述べてきたような言語を絶する被害を発生させたのであり、被告国と企業の責任は人道・法律上極めて重大であるといわざるを得ない。

第五 原告李万忠、同宋樹芝、同許徳明、同何成彦、同李樹槐、同李徳山、同王永益、同金朋と被告株式会社間組について

一 当事者

1 原告

(一) 原告李万忠(リワンゾオン)

原告李万忠は、一九二六年生まれで当年七一歳である。強制連行された当時原告は河北省廊坊市安次区仇庄郷小麻庄に居住していた。家族は、両親と兄弟五人、そして叔母と同居し、九人家族であった。原告は当時天津で医療機関からの手紙を村民に届けるという内容の業務に従事していた。

(二) 原告宋樹芝(ソンシュジイ)

原告は、一九二一年八月二九日生まれ、当年七六歳である。強制連行された当時家族は、父と兄弟四人の六人家族であった。

(三) 原告許徳明(シイダミン)

原告は一九二〇年生まれ、当年七七歳である。強制連行さらた当時の家族は妻、両親、姉が二人と弟一人の七人家族であった。

(四) 原告何成彦(フチェンイエ)

原告は一九一九年八月一六日生まれで、当年七八歳である。原告は強制連行された当時、河北省永清県別寸庄鎮老幼屯村に居住しており、強制連行された当時家族は、妻、長男及び両親、そして原告本人の五人家族であった。

(五) 原告李樹槐(リシウホアイ)

連行された当時原告は、両親、姉と妹の五人家族であり、河北省永清県別古庄前劉武營村に居住していた。連行されたのは一九四三年三月か四月であり当時原告は一二歳だった。

(六) 原告李徳山(リダシヤン)

連行された当時原告は、妻、両親、妹三人、弟一人の八人家族で農業を営んでいた。

(七) 原告王永益(ワンヨンイ)

原告は一九二五年五月一八日生まれで、当時河北省永清県で農業を営んでい

た。

(八) 原告 金朋(チウジンパン)

原告は一九二六年五月二六日(陰暦)生まれで、連行された当時河北省永清県に居住しており、両親、弟、妹の五人家族であった。一家は農業を営みながら生計を立てていた。

2 被告株式会社間組

(一) 被告株式会社間組の概要

被告株式会社間組(以下「被告間組」という)は、土木建築その他工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理、技術指導の請負及び受託等を業とする株式会社である。

その沿革は、明治二二年四月間猛馬の個人企業として福岡県門司に創業し、土木建築の請負に従事したのが起源である。大正六年一二月合資会社を組織し、事業一切を継承した。また、本店を下関に置いた。大正九年二月本店を東京に移転し、全国的規模で工事を手がけ、特に大型土木を得意とするようになった、

その後昭和五年一二月株式会社間組を設立し、翌六年三月に合資会社間組を合併した。

平成九年三月の第六七期決算期には資本金二四三億一〇〇万円、売上高が五六六一億六九〇〇万円である。

(二) 被告間組の事業場

当時被告間組の事業場は利根川出張所、御嶽出張所、瑞浪出張所、戸壽出張所、及び後閑出張所の五か所であった。

後述するとおり、原告らは当初は利根川事業場に連行され労働し、それ以後閑事業場に移動させられて労働した。

二 被告間組の強制連行への関わり

1 被告間組の利根川事業場は、昭和一八年に日本発送電会社（当時の名称）から水力発電所建設のための墜道工事を昭和一九年六月完成の予定で請け負い工事に着手していたが、日本人労働者及び朝鮮人労働者の就労だけでは労力不足となり、建設予定日迄に完成することが困難な状況にあった。そのため、中国

人労働者を移入し作業に従事させ工事の早期竣工を計ることが急務となり、中国人を強制的に連行し同事業場にて労働させる計画の下に本件強制連行は実施された。

被告間組の後閑事業場は、海軍省横須賀海軍施設部の指令により中島飛行機株式会社小泉製作所（当時の名称）の地下工場建設工事を請け負い工事に着手していたが、当時の労務状況の逼迫により工事の進行が遅れていた。そこで厚生省の許可のもとに、前記利根川事業場での墜道工事が完成したので、同事業場で就労していた中国人労働者を後閑事業場に転入し、作業に従事せしめた。

2 強制連行に対して被告間組は次のような関与をしている。

原告ら中国人労働者の移入に至る経緯としては、まず被告間組と中国の華北劳工協会との間に中国人労働者の雇入契約を締結した。その契約が成立するとすぐに被告間組は中国人労働者の移入を実施した。移入の実施に当たっては、会社から代表者を三名を中国に派遣し中国人労働者を日本に移入した。日本の上陸地は後述のとおり山口県下関であったが、下関から事業場までの輸送に便

宜を図るため被告間組の職員を下関にも出迎員として派遣し、到着した中国人労働者の事業場までの連行に關与している。

また、終戦後の送還時には上越線沼田駅から福岡県博多港までの列車による輸送の際に被告間組は職員四名を派遣して同乗させるほか、博多港まで二名の職員を先行させて乗船準備のための手続を行い、さらには職員二名を博多港から乗船させて上陸地である青島まで付き添わせるなどの關与をしている。

三 強制連行の実態

1 拘束と収容

(一) 原告李万忠

原告李万忠が強制連行されたのは一九四二年三月頃であり、当時の日本軍によつて身柄を拘束された。当時原告は一七歳であった。当時原告は病院などの医療機関からの手紙を配達する仕事に従事していたところ、突然数人の日本軍に銃剣を突きつけられ、後ろ手に手錠をかけられたままトラックに乗せられ、塘沽にある収容所に連行された。右収容所では丸太を組んだ小さな小屋に収容

され、食事もろくに支給されず、衛生状態も極めて劣悪で、ここで多くの病死者が出た。収容所では鉄道の修理、弾薬の入った箱の運搬などの労働に従事させられた。冬は極めて寒く、ここで凍死する者も出るほどであった。その後一九四四年初頭に船に乗せられ日本の下関に連行された。下関からさらに汽車に乗せられ、被告間組の管理する利根川事業場に連行された。

(二) 原告宋樹芝

原告宋樹芝は一九四三年三月頃天津にある絨緞の織物工場で働いていたが、その工場が倒産し、工場の責任者である日本人から別の仕事を世話するとの話を持ちかけられたところ、トラックに乗せられ西苑（シーエン）にある収容所に連行された。右収容所には高い壁が張りめぐらされ、壁には電流が流れている有刺鉄線が設置され、逃亡できないような設備のあるものであった。原告は、右収容所で中国人の捕虜の死体や病死した人の死体を埋める作業に従事させられた。冬の寒さは極めて厳しく凍死する者が続出した。

一九四四年二月頃には塘沽の収容所に移された。ここで約一か月間船を待ち、船が到着するとそれに乗せられて日本に連行された。日本への上陸地は下関で

あり、そこから間組の管理する利根川事業場に連行された。

(三) 原告許徳明

原告許徳明が身柄を拘束されたのは一九四三年一月頃であった。当時原告は二三歳で清河(チンコウ)で布などを売る露天商の仕事をしていたところ、突然数人の日本軍人に身柄を拘束され、原告宋樹芝と同じ西苑の收容所に連行された。その後一九四三年四月に塘沽の收容所に移動され、そこから船で日本の下関に連行され、やはり利根川事業場に連行された。

(四) 原告何成彦

原告何成彦は一九四三年三月か四月頃、当時居住していた村から二〇キロ程離れた町の市場に子豚を売りに出かけたところ、突然日本軍に銃剣を突きつけられ身柄を拘束されトラックに乗せられて收容所に入れられた。一か月ほど経ってから船に乗せられ下関に到着した。そこから汽車で利根川事業場に連行された。

(五) 原告李樹槐

一九四三年三月か四月ころ、原告が父親とともに外出したところ、二〇人から三〇人の銃剣を所持した日本軍人にとらえられ連行された。当時原告は一二歳であった。

原告が連行されたのは西苑の收容所であった。この收容所は常時日本軍が監視しており、周囲には高圧電流が流れ、原告ら中国人の逃亡を防止していた。原告はこの收容所に九か月間收容されたが、その間食事はコーリヤンを夏に一日三回、冬は一日二回支給されただけである。服や靴の支給はなされず、風呂にも入れてはもらえなかった。この收容所で身体検査が行われ、健康体の者は塘沽の收容所に連行された。原告も健康体の者として塘沽に送られた。塘沽の收容所に三日間收容された後、原告は船に乗せられ下関に上陸した。

(六) 原告李徳山

原告が自宅から定期市へ買物に出かけたとき一〇〇人もの日本軍人により市が包囲され、その中にいた原告を含む二〇人ほどの中国人が身柄を拘束され、そのまま西苑の收容所に連行された。西苑の收容所の上京は原告李樹槐の箇所で述べたとおりであり、原告はここから塘沽の收容所に連行され、三日間收容された後船に乗せられて下関に上陸した。

(七) 原告王義永

当時原告が隣村の自由市場に出かけたところ、その村を日本軍に包囲され村民の中から若い男性ばかり二〇〇人以上が日本軍によって身柄を拘束され、軍用トラック一〇台ほどの乗せられ西苑の收容所に連行された。西苑の收容所には中国人が六〇〇人以上が日本軍の監視の下に收容されていた。原告はこの收容所に一か月ほど收容された後塘沽の收容所に連行され、船に乗せられて下関に上陸した。

(八) 原告 金朋

原告は一七歳になった一九四三年頃、八路軍や国民党軍を排除するため原告の居住する村が焼き討ちされた際、日本軍に捕らえられ西苑の收容所に連行された。そこから塘沽の收容所に送られ、船で下関に上陸した。

2 移送

(一) 塘沽の收容所に連行された原告らは、そこから大きな貨物船に乗せられて日本に向かった。一雙の船に三〇〇名ないし四〇〇名の中国人が詰め込まれた。

原告ら中国人は船の一番底の船倉に詰め込まれ、そこに座らされたままの状態
で輸送された。船中の食事は糠の団子を一日二食支給されただけであり、日本
に到着するまでの間にこれだけの食物で体力を維持することは不可能であつ
た。衛生状態も悪く原告ら中国人の身体中に虱が湧いていた。こうした衛生状
態及び食糧状態の劣悪さから、船中で病気になる者さらには死亡する者が出た。
しかし病人に対しても何らの処置を施すでもなくそのまま放置された。また死
亡者については死体を船上から海の中に放り投げて処理していた。

なお、事業場報告書によれば「船舶輸送は長時日を要したる為極度の疲労を
来し、在華中の栄養失調及び疾病により死亡者第一回第二回共各一名を出した
り。其の他出港直後逃亡を企て海中に飛び入りたる者一名ありたる・・」と記
載されている。しかし、前述した衛生状態及び食糧状態の劣悪さからすれば、
日本に向かう船中で原告ら中国人の肉体は著しく衰弱していったことは確実で
あり、また、見知らぬ日本への連行による不安と絶望は、一層心身を衰弱させ
ていったのである。

(二) 出港後六日目ないし七日目に日本の下関港に到着した。塘沽の出港日は原告

李万忠、同李樹槐、同李徳山、同王義永、同金明が一九四四年四月二二日、同宋樹芝、同許徳明及び同何成彦が同年四月二八日であり、下関に上陸したのは原告李万忠が一九四四年四月二八日、同宋樹芝、同許徳明、同何成彦が一九四四年五月五日である。

上陸した後原告らは風呂に入れられ、身体中の消毒をするなどの検疫が行われ、その後一人一人尋問を受けた。その後原告らは下関から汽車に乗せられ、群馬県の利根川事業場に連行された。事業場に到着したのは、原告李万忠が一九四四年四月三〇日、同宋樹芝、同許徳明及び同何成彦が同年五月八日である。利根川事業場での作業のち、昭和二〇年三月一日に同じく被告間組の後閑事業場に移動され労働させられた。

四 強制労働の実態

1 労働内容とその実態

(一) 原告らが強制労働させられた最初の事業場は、群馬県利根郡桃野村月夜野二七七所在(当時の所在地)の被告間組の事業場である。事業場に到着後、原告

ら中国人は大隊、中隊及び班に分けられ、各作業場に配置され、原告らは班ごとに労働に従事させられた。各中国人には番号が付けられ、彼らは番号で呼ばれていた。原告李万忠は一〇一番、同宋樹芝は五二九番、同許徳明は五二二番の胸票番号がつけられていた。

(二) 原告らの労役の内容は、被告間組が請け負った墜道工事すなわち水力発電所建設のための墜道を作る仕事に従事させられていた。つまり岩を削り、削り取った岩をトロッコで運搬する仕事であった。原告ら中国人の労働は昼夜の二交代制であり、一二時間という長時間労働を強制されていた。昼間の作業は夜が明けない暗いうちから起床させられ日が暮れて暗くなるまで労働を強いられた。仕事にはノルマが課せられ、それが達成できないと暴力による制裁を加えられ、終わるまで働かされた。休憩することも一切許されず、疲労で休憩しようとした中国人に対しては同じく暴力による制裁が加えられた。原告李万忠は、高熱を出し作業を休ませて欲しいと願い出たことがあった。これに対して日本人は原告に対し暴力を振るい無理やり作業させるなどの制裁を加えた。こうした日本人による暴力的制裁は日常茶飯事であった。仕事に従事する際、起床が

少しでも遅れると暴力による制裁が加えられ、また、仕事に従事する前に中国人たちを整列させ、その際特に原因がなくても中国人たちを殴るなどの暴力が横行していた。作業中においても日本人によるの暴力は日常的に存在していた。トロッコを押しながら作業している中国人に対して「歩くのが遅い」と言っては暴力を振るっていた。私語をすれば当然のように殴られたし、日本語を解しないというだけで暴力を振るわれた。原告李万忠は日本人から「川から水をくんで風呂を炊け」と命じられた。もちろんこの場合の風呂は日本人が使用するものである。日本語を解しなかった原告は何を命じられているのかわからず躊躇していると、それだけで原告に対して殴るけるの暴力が加えられた。

落盤事故や労働災害も後を絶たなかった。砕いた岩石が足下に落下したり、トロッコが足にぶつかって骨折などの傷害が多数起きた。原告宋樹芝も落盤事故 故により足に傷害を負った。その際休憩を申し出たところ拒否され、さらに棒 で傷口を殴るなどの暴行を受け、それにより傷口は大きく腫れ上がった。それ 以上休憩を懇願すればさらに暴力を加えられると考えた原告は仕方なしに痛む 足を引きずりながら作業を続行したのである。

2 衣服、食事、住環境

(一) 宿舎

宿舎は木造一階建の小さな小屋で長屋のような作りになっていた。床は木の板が敷かれその上に紙がかぶせてあった。振り分けられた作業場によって人数が異なっていたため、宿舎として用意された小屋は、二棟である作業場と五棟である作業場とがあり小屋の大きさも作業場によって異なっていた。原告ら中国人はその宿舎一棟につき四〇名ないし八〇名程收容された。寝具も支給されず、設備らしい設備は一切なかった。原告ら中国人は小さな小屋に何十人も詰め込まれていたので、横になって寝ることができず、膝を曲げて寝るしかなかった。また小屋そのものの建て付けも非常に劣悪で、屋根は板が一枚渡してあるだけで、雨が降ると雨漏りが激しく、昼間は屋根から日差しが当たり、冬に雪が降ると小屋の中に雪が舞い落ちるといふ状況であった。服の支給も寝具の支給もなかったため、冬は收容者全員で身を寄せ合ってお互いの体温で暖めあ

いながら寝るといふ状況であつた。

宿舎の外には常時看取がおり、外に巡査が数人常駐し原告ら中国人を監視していた。

(二) 被服

被服については原告らがもともと着用していた服は日本に到着する頃には既にぼろぼろになり、着用できる状態ではなかつた。事業場に到着してからは、各人に一枚ずつ桑の木の皮で作つた「服」が支給された。何も着用するものになかつた中国人たちはこれを直接地肌に着用するしかなかつたが、木の皮で作つたものであるから、身体に皮が刺さり、とても「被服」とは言えないような代物であつた。結局それはせいぜい五か月程度しかもたなかつた。布製の服は一切支給されず夏に褌が一枚支給されただけであつた。木の皮で作られた服が着られなくなると、原告らは事業場に落ちてゐる紙や麻袋を各自が拾ひ、その紙に穴をあけて首、両手、両足が出せるように自分たちで作り、それを着用していた。

(三) 食糧

食糧は非常に少なく、一日三食あつたものの、食事の内容はコウリヤンと糠で作つた饅頭を一食につき二個支給されただけであつた。一日中肉体労働に従事する原告らにとってはあまりにも少量であり、飢えを凌ぐために原告らは外に生えている雑草などを食べながら少量の食事を補充していた。当然ほとんど中国人が栄養失調の状態であり、また支給される食糧の質の劣悪さから消化不良や下痢で苦しむ者が続出してゐた。水の支給は一切なく、原告らはのどの渇きを雨水や作業場に流れてくる水を手で掬って飲むことにより癒してゐた。原告らの食糧が幾分良くなつたのは、日本の敗戦後であつた。

3 衛生環境

衛生環境も極めて劣悪であつた。前述の労働内容であるから毎日汗まみれになつて原告らは労働に従事してゐたが、入浴は一度も許されなかつた。原告らは、作業場の中に水が流れてゐるところを探し、そこで顔を洗い、時に身体を洗い、同時に水分を補給してゐた。飢えによりやせ細つた身体には蚤や虱が沸き皮膚病に罹患する者が続出した。原告ら中国人に対する医療体制はまったく

なかった。それどころか前述したように、けが人や病気の者に対しても療養の時間はまったく与えられず、むしろ暴力を振るい無理やり作業に従事させていたほどである。

以上のような劣悪な環境の下での作業であったため、当然のことながら負傷者や災害または病気による死者は続出した。事業場報告書によれば、作業に従事中の死者五名、負傷者二二一名、病死者四二名（うち六名は輸送途中に死亡）にもものぼっている。

4 監禁

こうした劣悪な条件の下での作業を強いられた中国人たちの中には、極度の栄養失調や酷使、そして暴力による虐待に耐えられず、嚴重な監視を掻い潜って逃亡を企てる者がいた。しかしそうした企てはことごとく失敗に終わり、逃亡した者はすぐに日本人の手によって捕らえられた。逃亡を企てて捕らえられた中国人は、手を後ろ手に縛られ、石を背中に背負わせて山から降ろされ、作業場にいる中国人の前で虐殺された。原告らも当然のことながら、できれば

作業場から逃亡したいと考えていたし、実際に仲間と逃亡の企てを話し合ったこともあった。しかし逃亡して捕らえられ虐殺されるという光景を目の当たりにした原告らを含む他の中国人たちは、とても逃げる気持ちにはなれなかったのである。

5 賃金

原告らは労働条件の話聞いたことがなく、賃金など一度も受領したことがない。賃金が原告名義の通帳に預金されたという事実もないし、終戦後あるいは送還時に支払われたこともないし、本国に送金されたこともない。

6 後閑事業場への移動

利根川事業場での墜道工事が完成すると今度は一九四五年三月一日に原告ら中国人労働者は利根川事業場に隣接する後閑事業場に転入させられた。後閑事業場における労働内容は飛行機建設のための地下工場を建設するものであった。この事業場での労働も、宿舍、被服、食糧、衛生環境等利根川事業場での

労働について前記したと同様過酷なものであった。

五 終戦と送還

原告らは後閑事業場で終戦を迎えた。昭和二〇年一月二七日原告らは上越線沼田駅から列車に乗せられ、福岡県博多港まで輸送され、そこから船で青島まで輸送された。

第六 原告李倫、同劉忠三、同辛子峰と被告古河機械金属株式会社について

一 当事者

1 原告

(一) 原告李倫（リリン）

原告李倫（以下「李倫」という）は、一九二三年三月三日生まれで当年七四歳である（旧暦）。李倫は、二二歳にして強制連行されたが、当時、河北省徐

水県遂城郷大次良村に住んでいた。

李倫の家族は、当時父母、兄、妹、そして妻及び本人の一家六人であった。

李倫は、列車の清掃業をして生計を立てていた。

(二) 原告劉忠三（リュウゾンジイ）

原告劉忠三（以下「劉忠三」という）は、一九一七年一月八日生まれで当年八〇歳である（旧暦）。劉忠三は、強制連行された当時劉中堂と名乗っていた。

劉忠三は、二五歳のとき強制連行された。その当時から、劉忠三は河北省辛集市範家庄郷北大過村に居住し、農業に従事し、父母と妻及び本人の四人で生活していた。

(三) 原告辛子峰（シンズフォン）

原告辛子峰（以下「辛子峰」という）は、一九二四年七月七日生まれの七三歳である（旧暦）。

辛子峰の強制連行当時の住所は、河北省辛集鎮猫宮村である。

辛子峰は、右住所地に居住し、農業に従事し、父母、妻及び本人の四人で生

活していた。

2 被告古河機械金属株式会社

(一) 被告古河機械金属株式会社（以下「古河機械金属」という）は、創業者古河市兵衛が草倉銅山（新潟県）を譲り受け経営を開始したことに始まり、明治三八年三月設立された古河鋳業会社をその前身とするものである。その後、大正七年四月には古河鋳業株式会社と改称し、さらに平成元年一〇月には古河機械金属株式会社と改称し現在に至っている。

古河機械金属は、鋳業及び製錬業並びにその製品の販売等を目的とする会社であり、昭和二四年五月には、東京証券取引所第一部に上場し、平成八年三月現在、資本金二三六億〇八〇〇万円、売上高一三七三億八二〇〇万円を擁する大会社である。

現在の本店所在地は東京都千代田区丸の内二丁目六番一号である。

(二) 古河機械金属は、足尾銅山（栃木県）を譲り受け、その後古河鋳業足尾鋳業所として、昭和四八年二月足尾銅山を閉山するまで、同所において銅を産出し

ていた。

足尾銅山には、本山坑、通洞坑、小瀧坑の三坑があり、そこで銅を採掘していた。

二 被告と強制連行との関わり

古河機械金属は、戦争遂行の過程で徴兵等の戦争動員のために、足尾鋳業所の従業員が絶対保有人員五九七五名に対し在籍人員が四九三〇名と一〇〇〇名余が不足することとなった。

しかし、鋳山という特殊事業のため女子の代替が極めて困難であったことから、朝鮮人を『徴用』し補充することにしたものの、保有人員を充足することができなかつた。

そこで、戦時における量産体制を維持するため不足人員を補充する目的で、昭和一九年二月五日の政府計画並びに華北劳工協会の劳工供出方に基づき劳工を「契約移入」することとし、足尾事業所労務課長以下五名が二ヶ月半ほど華北に出張し、中国人を日本国内に移送した。一九四四年一〇月のことであつた。

そして、華人労務者は、もともと苛酷な作業である坑内作業（主として車夫）に労務させることとした。

三 連行の実態

1 拘束

(一) 原告らは、日本軍により拉致・監禁され、日本に強制連行された。

李倫は、前述のように列車清掃業をしていたが、父が日本軍から発砲され死亡したという知らせを受け徐水に帰省したところ、日本兵に鉄道破壊の疑いをかけられ、趙文彦という中国人と一緒に逮捕され連行された。

(二) 劉忠三は、一九四四年六月一〇日ころ、新城の畑を耕していたところ、突然日本軍がやってきて、銃剣で威し、劉忠三を後ろ手に縛り上げ連行された。その際、同じ村から劉小歪も一緒に連行された。

(三) また、辛子峰は、日本軍と憲兵隊が村を通り掛かった際、人狩りと称した強制連行により五人の村人とともに逮捕された。辛子峰の場合は、辛集市の憲兵隊本部に連行される際に、迫撃砲の砲弾の運行も強要されている。

2 監禁収容

(一) 李倫は、徐水から保定に連行された。そして収容所において、八路軍の疑いをかけられ（実際何もしていなかった）、棍棒で殴られるなどの拷問を伴う取り調べを受けた。中国人の中には、尋問の際、爪の中に針をさされたり、ピストルの筒の部分を指の間に挟んで指をねじられたりという拷問を受けたものもいた。

その後、李倫は、石門（現在の石家庄）の劳工訓練所に送られた。そこでは、取り調べはなく、走ったり、歩いたりという訓練を受ける毎日であった。そこから、列車で塘沽に移され日本へ連行されることになる。

(二) 劉忠三は、劉小歪らとともに新城から連行され辛集市（今の辛集市）に石家庄に連行され、そこには八〇人くらいの中国人が集められていた。劉忠三らは、石家庄に二日間滞在したあと、汽車で北京豊台を経て塘沽に収容された。

その間、四人一組にされ日本軍の監視の下、後ろ手に縛られたままであった。

石家庄では日本軍と傀儡中国人とが監視していたが、その収容所の廻りには堀があり、高圧電流が流された鉄条網が張り巡らされていた。そこでは取調べや訓練は一切なかったが、連行された中国人の中には何度も殴られた者もおり死傷者も出た。

(三) 辛子峰は、辛子峰はが連行された憲兵隊本部には二〇人近くの中国人が集められていたが、そこに一〇日間以上留め置かれた。その後、汽車で塘沽の収容所に移送されさらに収容監禁された。

(四) 劉忠三及び辛子峰らは、塘沽に一ヶ月以上収容所に監禁されていたが、そこには約三〇〇人以上の中国人が収容され、予防接種をされた。

塘沽の収容所からの逃亡は不可能であった。李倫らが劉忠三らが収容監禁されている間、逃げ出した中国人が二人いたが、すぐに捕まってしまった。

収容所の食事は、トウモロコシの粉で作った粥を茶碗一杯分ずつ一日二回与えられ、極くたまに野菜が付けられることもある程度であった。

塘沽の収容所で布団と作業着を一組ずつ、靴も一足支給された。

3 移送

李倫、劉忠三、辛子峰らを乗せた清津丸は、一九四四年（昭和一九年）一月に日本の下関に到着し、その後大阪に入港し、体を消毒され陸路三日間かけて栃木に向った。足尾鉍業所にいくことは、塘沽において古河機械金属の者が二人来て説明していた。

清津丸は、貨物船で石炭と水を積んでいたがおり、軍隊の監視もなく比較的自由があつたものの、ほとんどの者が船酔い状態で食欲もなく、また食事も粗末であつたことから体力も消耗し逃亡することなど出来ない状態であつた。実際船の中で二人が死亡し、海に投げ捨てられたという話もある。

四 強制労働の実態

1 労働内容と実態

原告李倫らは、栃木県足尾町の古河鉍業足尾鉍業所に連行され、収容された。

原告らは、到着後一週間の休養を与えられただけで労働が開始された。

連行された約三〇〇名の半数は国民党で、半数は民間人だった。それらを一

つの中隊とし、それをさらに小隊に分けていた。劉忠三は、その第二中隊の第一小隊の隊長として配属された。一小隊は、二〇人〜三〇人ほどであったが、劉忠三が責任者を勤めていた小隊は二八人で構成されていた。

ところで、原告らの労働内容は、銅鉱石を産出するため銅鉱に入りドリルなどを使い掘削し掘削した土砂をトロッコで外に運び出す作業に従事していた。中国人が従事していた作業は落盤などを伴う危険なものであったが、安全管理はなされておらず、事故が日常茶飯に発生し、劉忠三自身左人差し指を二つの石に挟まれ怪我をしている。

仕事は、朝の六時ころから夕方五時ころまで行われ、昼に一時間の休憩時間があったが、五時以降も残業ということではしばしば夜遅くまで働かされていた。八時間労働とは名ばかりで毎日一二時間前後にも及ぶ労働を強いられ、また安全管理という点においても放置されていたのである。

また、仕事を少しでも手を抜くと蹴ったり殴られたりというのはしょっちゅうのことであった。暴力を振るわれないようにするには、従順に日本人のことを聞いていなくてはならなかった。

さらに、休日とされていた日曜日も、原告ら自身の給仕用の薪を採りに山に入ることになっていた。実質的には休日は与えられていなかったのである。

2 衣服、食事、住環境

原告らが収容された宿舎は、木造の平屋建てで土間の上に板敷きであった。暖房などはなく、冬は寒さに震えていた。二班四〇人くらいが一部屋に収容されていた。広さは一人あたり一畳半くらいであった。

風呂は二人くらいがやっと入れるものがあったが、毎日の労働がきつく皆疲労が蓄積しており、徐々に風呂に入る人数が少なくなっていた。

衣服は、塘沽で支給されたもの以外には、地下足袋が一足支給され、作業服も一組新たに支給されただけであった。それも綿の薄手のものであった。

食事はというと、非常に粗末なもので何かの黒い粉で作った饅頭を与えられただけで、塩をおかずにして食べていた。一日に三回、一回あたり一個与えられただけであった。しかも、仕事を休むとそれさえ減らされるという状態におかれていた。日本人は、昼食のお弁当などを見ていると御飯とオカズを食べて

いたが、原告らは饅頭を食べていただけであり、味噌汁や漬け物さえ与えられなかった。ニンニクが極く稀に与えられた程度でその他に野菜は全く支給されず、原告らが日曜日毎に薪拾いに山に出かけたときに山菜を採ってきて食べるのがやつとであった。お腹が空くので、水を飲んで我慢していた。酒をなどは全く支給されなかった。ビタミン剤や薬を与えられたことなどは一切なかった。終戦後になり、初めて食事の量や質も良くなった。米や豆を食べることが出来るようになった。

3 多発した死傷・疾病

鉱山での労働は長時間かつ危険な作業であったことから事故が多発していた。

劉忠三の怪我は、骨折には至らなかったもののその治療は何らなされなかった。また、診療所といっても医者はいなくて、そこでの治療は中国人の勞工が担当者として赤チンを塗るだけのものではあった。

また、食事も極めて粗末なものであったことから、原告らの栄養状態は極めて悪く栄養失調に陥るものが多数いた。下痢が続き体力が低下し死んでいくのである。

劉忠三と一緒に村から連行された劉小歪は、栄養障害がもとで下痢が続き仕事ができなくなったとき、何ら治療されず放置され、さらに働けないからということで食事を減らされた。本来なら人が食べるようなものではない饅頭を無理に食べて飢えを凌いでいたが、病気になる寝込んでしまい働けなくなったときにはその饅頭さえ個数を減らされたのである。その結果劉小歪は、劉忠三らが仕事に出ている間に死亡してしまった。最後は顔をパンパンに腫らし死亡したという。

このように、栄養失調で死亡することは珍しいものではなかった。厳しく苛酷な労働のもと食事が極めて少量で粗悪なものであったことから、栄養失調に陥るのが当たり前であった。伝染病などの病気で死亡するのではなく、栄養失調により死亡したのである。

栄養失調に陥っても、栄養剤はもとより薬も与えられず、医者の治療を受けることさえ許されていなかった。

原告ら自身、何度も身近に死亡した者を目撃している。約三〇〇名が強制連行され、うち一〇四名が死亡している。足尾事業所は、中国人が強制連行された事業所においても極めて死亡率が高い事業所の一つであるといえる。

4 監禁

宿舎の廻りには、溝が掘られていた。そして溝が掘られている部分以外には壁が張りめぐらされていた。

門番は二人おり、原告らを監視し、坑道は入る際にも監視されていた。警察署も近くにあり、また栄養不良状態で体力も低下し逃げるなど到底できなかった。警察からは警察官六名が派遣され、常駐していた。

5 賃金

原告らは、古河鋳業との間に労働契約を締結していない。

また、華北劳工協会との間にも労働契約等は一切締結されていない。そもそ

も原告ら三人は華北劳工協会の名前も全く知らなかった。

終戦後、古河鋳業からは賃金等如何なる名目の金銭も一切受け取っていない。もちろん日本国や華北劳工協会からも一切の金銭を受け取っていない。この点については第二中隊の第一小隊長をしていた劉忠三も一切支給されていなかったことを言明している。

また、預金や送金ということも一切ない。

五 終戦と送還の実態

1 原告らは、終戦後、強制労働から解放され、帰国することができた。帰国にあたって衣服の支給を要求したが、結局支給されなかった。もちろん金銭が支給されていないのは、右のとおりである。

2 原告らは、一九四五年十一月、九州を経て中国は青島に送還された。そこから、各自あるいは汽車であるいは徒歩で故郷に帰郷したのである。

第七 原告李祥、同李恕、同郭真、同韓英林、同侯振海と被告鉄建建設株式会社、同西松建設株式会社、同株式会社間組について

一 当事者

1 原告

(一) 原告李祥（リシヤン）

原告李祥は生年月日不詳、現在七九歳である。

強制連行された当時、同原告は河北省易県紫荊関鎮東清源村に居住していた。当時家族は父、叔父、妻、息子（当時九歳）と同居し五人家族であった。同原告は当時現地で農業を営んでおり、また、八路軍から任命された村の幹部も務めていた。

(二) 原告李恕（リーシユ、日本で働かされていた時の名前は李樹伍）

原告李恕は一九一八年一〇月三日生れで当年七八歳である。強制連行された当時、同原告は河北省易県荊関郷三里鋪小新成に居住していた。当時家族は、妻及び息子が二人の四人家族であった。同原告は当時現地で農業を営んでおり、

又、共産党の任命による村の青年主任も務めていた。

(三) 原告郭真（グオゼン、日本で働かされていた時の名前は郭忠）

原告は生年月日不詳、現在七四才である。強制連行された当時、同原告は河北省易県荊関鎮高荘村に居住していた。当時家族は、両親、弟二人、兄、妹の七人家族であった。同原告は当時現地で農業を営んでいた。

(四) 原告韓英林（ハンインリン、日本で働かされていた時の名前は韓黒）

原告は一九一八年六月六日生れで現在七九歳である。強制連行された当時、同原告は河北省深県北安荘に居住していた。当時家族は、母、妻、弟二人、妹の六人家族であった。同原告は当時現地で農業を営んでおり、また、共産党村青年救国会主任も務めていた。

(五) 原告侯振海（ホーヂェンハイ）

原告は、一九二二年一〇月五日生れで現在七五歳である。強制連行された当時、同原告は河北省余県東緑村に居住していた。当時家族は、両親、兄弟三人、姉妹四人の一〇人家族であった。同原告は当時軍人であり八路軍一二九師団新四旅団第一〇連隊通信員を務めていた。

2 被告鉄建建設株式会社

(一) 鉄建建設株式会社の概要

被告鉄建建設株式会社（以下「被告鉄建」という。）は、一九四四年二月一日、国内産業の根幹である陸運輸送力の確保と増強という目的から、既存の鉄道工事統制協力会の組織の見直しを検討されたことを契機に、新たに鉄道建設興業株式会社として、資本金一〇〇〇万円をもって設立された。

戦時中は、右目的のもと、本件原告らが強制労働させられた信濃川発電所の工事を含む土木工事に従事し、終戦までに大阪支店、札幌支店、福岡支店を開設するなど大いに統制会社としての事業を展開した。終戦後は統制会社としての役割を終えたが、同社は戦時中の実績のもと、大きな発展を遂げ、多くの支店を開設し、一九六一年一〇月に東京証券取引所第二部に上場、一九六二年一月に大阪証券取引所第二部に上場、一九六三年八月には東京・大阪両証券取引所第一部に上場し、一九六四年二月には商号を現在の「鉄建建設株式会社」に変更した。

同社は一九九七年現在では、資本金一八二億九三〇〇万円、経常利益四六億九七〇〇万円、純資産額五六四億四六〇〇万円、従業員数二七三九人を擁する大会社となっている。

(二) 被告鉄建の事業場

一九四四年当時、鉄建の事業場のうち、強制連行による中国人労働者が就労していたのは、同社が被告西松建設と被告間組に下請け工事を依頼していた西松建設信濃川事業場（新潟県中魚沼郡吉田村）と間組信濃川事業場の二個所である。

3 被告西松建設

(一) 西松建設株式会社の概要

被告西松建設株式会社（以下「被告西松」という。）は、一九三七年九月に株式会社西松組として設立された。

その後、第二次大戦にかけて、東京、京城、新京、大阪、熊本、北京、台北等に支店を置き、内外各地の鉄道工事、道路、河川港湾工事、水力発電工事等

に従事した。この中には、本件原告が強制労働させられていた被告鉄建の信濃川発電所建設の下請工事も含まれていた。

このようにして、中国人強制労働を含む戦時中の土木工事によって同社は飛躍的な成長を遂げ、戦後は建築部門の拡充等により総合建設業者としての地位を確立すると共に一九四八年七月に西松建設株式会社と改称した。

その後一九六一年一月には東京証券取引所第二部に上場し、さらに一九六三年八月には東京証券取引所第一部に上場した。同社は一九九七年現在、資本金二三一億一八〇万円、経常利益二八〇億一三〇〇万円、純資産額一五六七億九五〇〇万円、従業員数五八五六人を要する大会社である。

(二) 被告西松の事業場

一九四四年当時、被告西松の事業場のうち、強制連行による中国人労働者が就労していたのは、信濃川事業場、安野事業場の二箇所であった。

後述するとおり、原告らは当初は信濃川事業場に連行されて労働した。

4 被告株式会社間組

(一) 株式会社間組（以下「被告間組」という。）の概要

第五で述べたとおりである。

(二) 被告間組の事業場

当時被告間組の事業場のうち、強制連行による中国人労働者が就労していたのは、利根川出張所、御岳出張所、瑞浪出張所、戸寿出張所及び後閑出張所の五箇所であった。

原告らは3記載の被告西松信濃川事業場で労働させられた後、被告間組御岳事業場（長野県西筑摩郡王滝村）に移動させられて労働し、さらにその後、李祥、李恕、郭真の三人は被告間組戸寿事業場（長野県上水内郡相原村）に移動させられて労働した。

二 被告らと強制連行との関わり

1 被告西松及び被告鉄建

被告西松の信濃川事業場は、一九四三年に運輸省信濃川水力発電第三期工事施工が急遽決定し、その工事を鉄道建設興業株式会社（現被告鉄建）が請負つ

たことに伴い、被告西松がその一部分を下請けしたものである。

ちなみにこの工事は被告間組も下請けしていた。

しかし、同事業場は日本人労働者及び朝鮮人労働者の就労だけでは労働力不足であり、事業の進捗は危機的状況に瀕していた。そこで被告鉄建は中国人労働者を移入して作業に従事させることとし、一九四四年五月八日華北劳工協会との間で中国人労働者の供出契約を締結した。そして、右契約に基づき被告鉄建は、中国人労働者の出発地である天津の塘沽に職員を派遣し、代表引率者とし労働者の管理にあたらせた。また、同社の下請工事を受注していた被告西松も、受入港である下関に同社信濃川事業所より二名の職員と同社勤労部職員を派遣し、上陸の際の諸般の準備にあたらせた。

このようにして、一九四四年六月二八日に九四名、同年八月一二日に八八名の中国人労働者が強制的に連行され同事業場で労働することとなった。

2 被告間組

(一) 被告間組御岳事業所は、水力発電所建設工事を行っていたが、戦時における

労働力不足は深刻であり、日本人、朝鮮人だけでは労力が足りず、中国から労働者を移入し作業に従事させることとし、一九四四年四月八日中国人労働者三七〇名を強制連行した。その際には、被告間組から、募集労働者一〇〇名につき一名の現場管理人を前もって中国に派遣し、指導するなどしていた。

その後、被告間組は労働力を増強するために、一九四四年一月三〇日、同社が前記信濃川発電所工事に従事させていた中国人労働者一八二名を、一九四五年一月二五日に被告西松の信濃川事業所で工事に従事していた中国人労働者一七一名を新潟から御岳に移動させ、水力発電工事に従事させた。

(二) 被告間組戸寿事業所は、黒姫鉱山株式会社の鉄鉱石採掘を行っていたものであるが、戦時下における深刻な労働力の不足により、一九四五年六月一三日、被告西松信濃川事業所から被告間組御岳事業所に移動してきていた中国人労働者一七一名のうち一二五名を被告間組戸寿事業所に移動させ、労働に従事させたものである。

三 連行の実態

1 拘束

(一) 原告李祥

一九四四年四月中旬ころ、同原告の村を数十名の中国人傀儡軍が包囲した。傀儡軍は同原告の家の門を足で蹴り開け、就寝中の同原告を連行した。

彼らは、同原告が八路軍から任命された村の幹部だから連行されたのだと言っていた。

(二) 原告李恕

一九四四年四月中旬ころ、同原告の住んでいた村に日本の一個連隊と中国人傀儡軍がやってきて六、七人の村の幹部と一緒に捕まった。同原告は、山に隠れていたのだが、その日はたまたま墓参りのため村に下りてきていたので捕まってしまった。

(三) 原告郭真

一九四四年五月初旬ころ、同原告が村で歩哨に立っていると日本兵の一団と中国人傀儡軍がやってきて同原告を捕まえた。日本兵は、同原告に仕事は何かと聞くので、草刈りだと答えたら、顔を何度か殴られ、紫荊関の警察署まで連

行された。

(四) 原告韓英林

一九四四年三月ころのある夜、一一時か一二時ころ、同原告の村を一〇〇人位の中国人傀儡軍が包囲し、村の西の柴小屋で同原告を捕まえ、縛り上げた。

傀儡軍の中の日本兵が「共産党の幹部は誰だ。」と聞くので、知らないと答えたら、火中に突き落とすなどの拷問を加えられた。

(五) 原告侯振海

同原告は日本軍に連行されるまでは八路軍一二九師団新四旅団第一〇連隊の通信班の班長をしていた。しかし、一九四四年当時は負傷のため棗強県城流常の北にある村で療養をしていた。ある日、一一〇名位の日本の傀儡軍が村を包囲した。同原告は当時軍服を着ていたので、縛られて棗強県に送られた。

2 収容

(一) 原告李祥

同原告は、中国人傀儡軍に拘束された後、易県の食料局付近のある家の地下

の貯蔵用の穴蔵に拘留された。その中に一日間いたあと、易県の警察局の監獄に護送された。そこで一カ月ほど拘留された後、数十人の中国人と共に北京に護送された。汽車の中では銃を持った日本兵に護送され逃げたくても逃げられなかった。同原告らは後ろ手に縛られていた。北京収容所は平屋造りで四方に鉄条網がめぐらされていた。ここでは食事は毎食一個五〇グラムの蒸し餅（とうもろこしの粉と大豆の粉を混ぜて円錐形にして蒸した食品）を二個、これを一日二食与えられただけだった。その後、数十人の中国人とともに汽車で天津の塘沽に護送された。

（二）原告李恕

原告は、日本軍に拘束された後、紫荆関の日本軍の拠点に連れて行かれた。同原告は縛られて、丸太や革の鞭で叩かれたりした。食事は毎日粟のお粥だけだった。二十数日拘留されてから、易県の警察局の留置場に車で護送され、そこで二十数日滞在した。その後、数十人の中国人と一緒に車で北京の南苑原二九軍兵営まで護送された。兵舎は二階建てで、営庭は広がった。ここには数百人の中国人が拘留されていた。ここでは始終監視がつき、行動の自由はなかった。

部屋には藁のマットレスのみで、かけ布団などなく、また、食事は一日三食、一食一碗（五〇グラム前後）でおかずはなく、コーリヤンのご飯あるいは小豆のご飯だった。ここでは、田植えの仕事をし、一カ月あまり後に李祥、郭真と一緒に天津の塘沽に護送された。

（三）原告郭真

同原告は、紫荆関の警察署に七日間拘禁された後、十数人の中国人と一緒に易県の警察局の監獄に移送された。そこで十数日拘禁された後、同原告らは北京に汽車で護送された。車内では日本兵が銃を持って見張っていた。北京では、西苑にあるレンガ造りの二階建の建物に閉じ込められた。建物の周りには電気の流れている鉄条網が張ってあって、日本兵が見張りをしていた。ここで死んだ人もいたが、死因は分からない。ここでは、毎日野菜を植える仕事をした。その後、北京を離れて、天津の塘沽に移送された。

（四）原告韓英林

同原告は、村で拘束された日の夜、深県の町に護送された。ここでも、中国

人の傀儡軍から拷問を受け、耳に電氣を通されたり、棒で殴られ足を折られたり、顔にできたやけどのかさぶたを無理矢理はがされたり、水の中に頭を突っ込まれたりした。この時の拷問によって、耳が不自由になるなど、同原告は変わり果てた姿となった。ここで計六日間拷問を受けたのち、衡水監獄に移され、手錠・首かせをつけられた。牢屋には一部屋に四十数人が押し込められ、大変不潔で手の爪くらいもあるトコジラミなどたくさん虫がいた。同原告の足の傷は化膿してたくさん膿が流れ、匂いもきつく、蛆虫が湧いたが、治療してくれる人はいなかった。食事はとうもろこしを糊状にしたものだった。

そこで、七日を過ぎすと、今度は石家荘の收容所に移された。その建物はレンガ造りで四方に電線が張ってあった。食事は毎日コウリヤン米を食べ、一食一〇〇〜一五〇グラム、小椀一杯だった。おかずはなかった。そこで一カ月位を過ぎ、その後北京に移送された。そしてすぐに天津の塘沽に移送された。

塘沽では半月ばかり過ぎしたが、条件は劣悪で、蚊、蚤、蛆、トコジラミがあちこちにいた。建物の四方には電線があり、さらに銃を持った兵が見張りに立っていた。ある夜、トイレに行くすきを見て逃げ出したが、日本兵に発見さ

れ銃で撃たれた。銃弾は同原告の右の二の腕を貫通し、出血がひどかったが、看守がたばこの吸い殻で傷口を塞いだらやっと止まった。ちゃんとした治療をしなかったので、ひどく化膿し、今でも右腕をまっすぐ伸ばせない障害を残している。

(五) 原告侯振海

同原告は村で逮捕され、棗強県に連行された後、すぐ衡水監獄に送られた。衡水では取り調べを受け、素手で殴られたり、棍棒（直径六センチ、長さ二メートル）で殴られたりした。ここでは、大勢の人が木の箱のような部屋に閉じ込められた。数日後、今度は石家荘の華北運糧廠に連行された。ここでは、レンガ造りの平屋に泊められ、その中には銃を持った兵隊が見張っていたので逃げられなかった。その後、北京に連行された。鉄道が取壊されていたので、徐水まで縛られたまま歩かされた。徐水から北京までは汽車でいった。北京につくと万寿寺の一つの坊の中に泊まった。食事は糠の入った米であった。北京では、尋問も拷問も受けなかったが、見張りがいたため行動の自由はなかった。夏になってから天津の塘沽に移送された。

(一) 原告 李祥、李恕、郭真

右三人の原告は、数日間塘沽に收容された後、一九四四年六月二日日本の大きな貨物船に乗せられた。三隻の船で、船倉には石炭が積まれていた。一緒に乗り込んだのは全部で三〇〇人あまりであった。船の上では日本人が見張っていた。食事は毎食一個五〇グラム程度のとうもろこしやコーリヤンなどの粉をこねて円錐形に丸め、蒸した食品だった。

海洋の条件はとても悪く、船は皆ひどく揺れるので、同原告らは全く食欲がなく、食事をとつてもすぐに吐いてしまうようなありさまだった。

このような状態で航海を続けた後、同年六月二四日、同原告らの船は下関の港についた。そこで同原告らは一〇人一グループにされ、体や顔に消毒液を吹き付けられ、また、衣類はせいろで蒸して消毒された。そして、その後、下関から汽車に乗って、同年六月二八日新潟の被告西松信濃川工事事業所に到着した。

(二) 原告 韓英林、侯振海

右二人の原告は、一九四四年八月二日、收容されていた塘沽から日本の貨物船に乗せられた。船は三隻あり、同原告韓英林は船底の部屋に入れられたが、同原告侯振海は船倉に鉱石の積んである船だったので甲板にいた。船上には銃を持った日本人が監視していて、とても逃げられるような状態ではなかった。食事は糠入りの米飯がだが、船の揺れが激しいため誰も食べられず、口にしなくてもすぐに吐いてしまうような状態であった。このようにして同原告らは同年八月八日下関についた。そこで、体の消毒と衣類の消毒を行った。

そして、汽車で新潟に向かい、同年八月一二日被告西松信濃川工事事業所に到着した。

四 強制労働の実態

1 被告西松信濃川事業所

(一) 労働内容と実態

原告らは二つの中隊と一つの大隊とに分かれ、中隊の下には更に小隊があり、

その小隊がそれぞれ一〇人一班に分かれていた。労働内容は主に川を掘り、手押し車やトロッコで土を運び、堤防を作ることであつた。

その他、水力発電の基礎工事、雑役などもあり、仕事は二班交代制で、日が昇ると作業を始め、日が暮れると作業を止め、毎日一二時間も労働していた。一二時間の労働が終わると、また、他の班が交代で労働をしていた。作業中、指図をする班長や隊長は中国人で、監督は日本人だつた。

(二) 衣服、食事、住環境

原告らの衣服は北京で收容されていた時に配給された黒色作業服上下と白いワイシャツが一枚あり、さらに新潟で半袖上衣とズボンが支給された。また、雨の日の作業には蓑が支給された。新潟は雨が多く、原告らの中には寒くてたまらないときには、セメントの紙の袋を捜してきて穴を開け足に巻いたり、ボロ布を服につき当てたりしてして寒さをしのぐ者もいた。

原告らの食事は、糠の混じつた米及び黒い粉でつくつたマントウ（パン）であつた。黒いマントウが一食につき一個、一日三食で計三個配られたことになる。これを大きな桶に入れて現場で食べ、食べ終わると作業を始めた。食事のための特別な休憩時間は設けられなかつた。原告らは、この程度の食事では到底足りず、いつもひもじい思いをし、日本にいる間の最もつらい思い出となつた。

原告らの宿舎はバラック建の長く広い建物で、南北に立っていた。大きさは約五・八メートル×二七・三メートル（四八坪）の建物が二棟、同じく約五・八メートル×三二・七メートル（五七・六坪）の建物が一棟あつた。その部屋の中で原告らは何百人も頭と頭を突きあわせて雑魚寝をしていた。部屋は木の板上に筵と布団がしいてあつたが、暖房はなかつた。また、風呂はあるにはあつたが、一ヶ月に一度も入れなかつた。

寢床の筵をめくると蚤とブヨがいっぱいいて、布団は蚤の糞だらけで表面の色もよく分からなくなつていた。

(三) 多発した死傷・疾病

先述したように原告らの、衣食住の環境は劣悪であり、かつ毎日の苛烈な労働のため、多くの労働者が体を壊した。死因は様々であるが、被告西松信濃川事業所内で一八二人中一一名が死亡した。その内訳は川への転落死、脳膜炎、

感冒による死亡者がそれぞれ一名ずつ、赤痢、肺炎によるものが二名ずつ、大腸カタルが四名である。

また、労働者は死亡しないまでも、劣悪な生活条件が原因となる疾病に悩まされる者が多かった。特に、宿舍が不潔であったため、たくさんの方が疥癬にかかって体中痒がっていた。しかし、薬は支給されず、労働者は血が出るまで体をかきむしった。このほか公傷者は二名であり、いずれもトロッコから土砂をおろした反動で足を怪我したものであった。

(四) 監禁

建物の周囲には塀がめぐらされ、電流の通った鉄条網がはってあった。また、事業場でも警察官が監督をしていたため到底逃亡することなどかなわなかった。

(五) 賃金

原告らは、賃金は強制連行から終戦後送還されるまで、一度も賃金を受取ったことはなかった。但し、原告らのうち郭真は北京に収容されていた時、毎日五元、一箇月で一五〇元くれるという話を聞いたことがあるとのことであった。

2 被告間組御岳事業所

原告らは、被告西松信濃川事業所の作業が降雪によって中断したため、一九四五年一月二五日、他の一七一名の労働者とともに長野県にある被告間組御岳事業所に移送された。

(一) 労働内容と実態

被告間組御岳事業所は、水力発電のためのダム建設を行っていたものである。原告らは、ダム建設のための砂利採取・運搬、トンネル工事、一般雑役に従事し、主にはトロッコで土石運搬を行った。原告らのうち郭真は仕事中に右手人差指を切断する事故に遭遇したが、医師の治療を受けることはできず、他の労働者に布を巻いてもらっただけで、仕事を休むことはしなかった。休むと、おにぎりが毎食一個に減らされるからである。

作業所では三個所に現地編成部隊（軍隊式にそう呼んでいた）を分宿させ、各中隊を三個の小隊に区分し、一個小隊四く五〇名を日本人作業分割担当配下に所属させ、小隊長中隊長が掌握していた。労働時間は一日八時間から九時間

であった。

(二) 衣服・食事・住環境

原告らの衣服は、日本上陸後は新潟県で一回だけ支給されただけで、その後支給はなく、また、補修用布・糸の支給もなかった。よって、衣服が破れた時には、日本人の監督から針と糸を貸してもらい修繕するしかなかった。寝具は藁布団しかなかったので、冬期はとても寒く、膝や腰を痛める者も続出した。

原告らの食事は、糠の入った米と小麦粉の小さなおにぎり二つを一日三回支給されただけであり、原告らはいつも腹を空かせていた。肉は馬肉が一回だけ出たが、それも一口食べられただけであった。野菜類は主に大根などであり、緑黄色野菜は全く食べられなかった。調理は、労働者一〇〇名中約六名の専任炊事班員（班長一名）を選び、調理をさせた。

原告らの宿舎は、一棟約七・二メートル×二一・八メートルでありそれが内部で二つに仕切られていた。そして、それぞれに約七〇名ずつが収容された。暖房器具として、一部屋に三つ火が起こされていたが、少し離れたところではとても寒かった。また、風呂の設備はなく、一度も入ったことはなかった。

(三) 多発した死傷・疾病

強制労働者のうち、多くの者が、劣悪な生活条件による病気などで死んだ。労働者が死亡すると他の中国人労働者が死体をついで日本人の警察官の指示されたところまで運んで火葬にし、その遺骨を木の箱に入れて部屋の片隅に置いた。原告らのうち、郭真は帰国の際数十人分の遺骨を持ち帰り、天津で海に撒いて葬った。

また労働者が体調を崩して作業を休むと、警察官がきて中国人の監督と一緒にになって働けと命じ、殴り付けた。そのような厳しい労働環境に耐え切れず、川に身を投げて自殺する者もいた。また、冬期の作業場はとても寒さが厳しかったので凍死するものもいた。

被告間組御岳事業所の死亡者の内訳は、第一次強制連行者三七〇名中七四名、第二次一八二名中一三名、そして原告らを含む第三次一七一名中五名である。死亡者の七〇パーセントは大腸カタル、二〇パーセントは結核に起因した死亡であり、他にトラコーマ、肺炎、溺死、胃潰瘍、結核、腹膜炎、腸炎、老衰、狭心症、胸膜炎、脊椎炎、膿胸、盲腸炎、尿毒症、心臓麻痺、栄養失調、自殺

などがあつた。

このように被告間組御岳事業所、特に第一次の強制連行者の中から大量の死亡者が発生したのは、後に外務省嘱託として調査にあたった石谷修三作成の華人労務者調査報告覚書によれば、以下の理由による。

- ① 四〇〇名という募集人員を満たすため、塘沽内の浮浪者など劣弱者までかき集め、健康診断などもせず、単に予防接種をしたのみであつた。
- ② そのため、移入時にすでに慢性疾患にかかっている者も多かったが、移入状況が悪条件のもとに行われたため移入後短期間で多くの死亡者が出た。
- ③ 一九四五年二月ないし四月はちょうど野菜類が払底した時期であり、労働者は深刻な栄養不足に陥つた。
- ④ それに加え、被告間組御岳事業所は一月の平均気温が零下八度、二月が零下六度、三月が摂氏二度という大変厳しい気候条件であり、かつ地下足袋不足のため草履で作業をし、防寒服の支給もなかったため、栄養不足と苛烈な寒さの相乗効果で多数の死者を出したのである。

次に、被告間組御岳事業所の公傷病者は一六名おり、原因は砂利採取中の不可抗力（打撲症全治一ヶ月）、トロツコ接触・衝突（擦過傷全治一ヶ月、打撲症全治二〇日、捻挫全治二〇日、一ヶ月）、索道落下（骨折全治一ヶ月）、木材の挟撃（裂傷全治一カ月）、落盤（打撲傷全治二〇日、擦過傷全治一カ月）、搬器挟撃・脱線（切創全治二〇日が二件、一ヶ月一件）、岩石崩落（骨折全治二〇日）、肩運搬途中捻挫（全治一五日）、凍傷（全治一五日）、過失による切創（全治二〇日）であつた。

（四） 監禁

被告間組御岳事業所では、日本人の監視員が常に労働者が逃亡しないように監視していた。それでも逃げ出した者もいたが、結局逃げても食べ物がなかったので再び日本人に捕まるだけであつた。中には、山の上に逃げたにもかかわらず飢えと寒さに苛まれ、自ら帰つて来た者さえいた。

（五） 賃金

原告らは先述したとおり、終戦後送還されるまで一度も賃金を受取つたことはなかった。各個人別の貯金帳を渡されたことはもとより、貯金帳が作成されたことを聞いたこともないし、見せられたこともない。賃金が「組において保

管」されているなどということは、誰からもいわれたことがなく、全く知らなかった。したがって、一度も自分の貯金を「閲覧」したことはなかった。また、煙草代として金員を受取ったこともない。煙草は一人一包みの煙草の葉を配給されて吸っていた。

また、終戦後も、「積立てられた賃金」を受取ったことなどない。日本の敗戦後は、日本人の監督は消えてしまい、全く新しい人が来たが、原告らは帰国したい一心で、賃金についてはあまり関心がなかったのととりたてて賃金を請求することなどはしなかった。また原告らは、中国人の隊長らが日本に対して賃金を要求したとか、支給を受けたとかいうことは全く聞いたことがなかった。

3

被告間組戸寿事業所

原告らのうち、李祥、李恕、郭真は、一九四五年六月一二日に被告間組御岳事業所から岐阜県にある被告間組戸寿事業所に移動させられた。

(一) 労働内容と実態

被告間組戸寿事業所の労働者は全て被告間組御岳事業所からの移動であった

ので、特別な訓練は行わず、作業も御岳事業所とほぼ同じであった。

具体的には、鉄鉱石採取のための土壌の採掘・樹木の伐採・地ならしなどを行った。原告らは主に穴を掘っていたが、これはトンネルではなく、武器・弾薬を入れる防空壕であると言われた。

労働時間は午前七時から午後五時までで休憩一時間を含む一日九時間であり、三交代制であった。

(二) 衣服、食事、住環境

衣服については、特別に被告間組戸寿事業所に移ってから足袋や衣服一式等を支給されたことはない。寝具については、布団を二人につき一枚支給されたが、毛布の支給はなかったので寒くてしかたがなかった。

原告らの食事は、あまりに劣悪かつ少量でありいつも空腹でひもじい思いをしていた。ただ、終戦後は腹一杯食べられるようになり、牛肉の塊をもらったこと、肉類の缶詰を支給されたこともある。酒も終戦後の解放前は一度も飲んだことはなかった。まともな食べ物もないのに酒など支給されるはずもない。送還時にも特別な食料を支給されたことはなく、乾パンをもらったこともない。

原告らの宿舍は、戦時であったため建物は仮建築宿舍であり、木造二階建三棟一五〇坪のバラック建のような粗末なものであり、一人当たり約一畳の生活面積であった。雨が降ると雨漏りがひどく、建物の中においても濡れてしまうようないきさまであった。また、病室や便所が別になっていたという事実はない。便所は、山の中に穴を掘ったところで用を足した。入浴も一度もしたことはなかったが、終戦後は風呂に入れるようになった。

(三) 多発した死傷・疾病

前述したように、原告らの衣食住の環境は劣悪であったため、死傷者や病者が頻発したが、事業所には病室はなく、医師もいなかった。

被告間組戸寿事業所においては、死亡者は四名、原因は老衰、脚気、大腸カタル、肺浸潤である。公傷者は明確ではないが、事業所報告書には「失明セル二名」との記載がある。

(四) 監禁

被告間組戸寿事業所においても、新潟、御岳と同じく数名の警察官が常に監視し、逃亡しないように見張っており行動の自由は認められていなかった。

(五) 賃金

前述のように、原告らは賃金を支給されたことはないし、賃金台帳とか、個人名義の預金通帳などについては、その存在を見たことも聞いたこともなかった。

五 送還の実態

1 原告李祥、李恕、郭真

右原告らは、被告間組戸寿事業所で終戦を迎えた。原告らは一九四五年八月一五日から、同年一月に帰国のため下関に移動するまでの間は、仕事をする必要もないので、何もすることなく過ごしていた。また、金員の支給がなかったため、出発時に町に出て買物をした事実などはない。同原告らは、同年一月一日午後、長崎県南風崎からアメリカ軍の上陸用船舶に乗って塘沽に向かつて出国し、五日五夜で無事到着した。その際にはウールの服上下が支給された。

なお、被告間組は、労働者の送還に際して、戸寿事業場から長崎まで、同事業所の職員を労働者の世話係として帯同させた。

2 原告侯振海、韓英林

同原告らは、被告間組御岳事業所で終戦を迎えた。労働者は長野県内から特別列車に乗り、一九四五年一月二九日夜佐世保港に到着し軍施設に収容の上、翌朝アメリカの軍艦に乗船を開始した。その後五日間かけて天津の塘沽に無事到着したのである。なお、被告間組は御岳事業場から長崎県佐世保港まで事業所の職員を帯同させ、労働者の世話にあたらせた。

第八 原告齋四徳と被告宇部興産株式会社について

一 当事者

1 原告齋四徳（チスダ）

原告齋四徳は、一九二四年一月二九日生まれで、現在七四歳の農民である。

2 被告宇部興産株式会社

強制連行された当時、同原告は両親、兄二人と河北省晋県北白水村に居住し、農業に従事していたが、同時に八路軍遊撃隊員をでもあった。

被告宇部興産株式会社（以下「被告宇部興産」という。）は、資本金が四三一億六四七八万九〇〇〇円、従業員が約六〇〇〇〇人の、化学工業製品等の製造、加工、売買及び輸出入や石炭、鉱石、石灰石、珪石、粘土の採掘、加工、売買及び輸出入などを目的とする株式会社である。

被告宇部興産は、昭和一七年三月一〇日、沖ノ山炭鉱株式会社、宇部窒素工業株式会社、宇部セメント製造株式会社、株式会社宇部鉄工所の四社の合併により設立されたが、そもそもは明治三〇年六月の沖ノ山炭鉱の設立をもって起点としている。そして、戦時下において、宇部の地に機械、セメント、硫安製造といった事業を次々に起こし、事業の拡大を図ってきたものである。

二 被告と強制連行との関わり

戦時下において石炭の需要が大きくなったことから、被告宇部興産としては石

炭増産の必要性が極めて大きかったものであるが、折からの労働力枯渇の問題があり、国内での労働力確保が不可能であることから、国外からの労働力を確保する必要に迫られていた。

そこで、被告宇部興産は、当局に対し中国人労働者を移入し、作業に従事させる旨を申請し、それが許可されたことから、昭和十九年七月二十九日、華北劳工協会との間で契約を締結し、中国人三〇〇名を労働者として導入することとしたものである。

しかし、その際、同原告ら中国人との間では、契約などは一切行っていないのである。

そして、右三〇〇名の内、原告齋四徳を初めとする二九一名（内五名は移送の船中で死亡）を受け入れ、同社沖ノ山炭鉱業所海底坑道（宇部市大字小串）において採炭等の作業に従事せしめたものであるが、その受入に際しては、整員係長以下四名を中国まで派遣した外、門司入港にあたり警察官一〇名とともに人事部長以下一五名を派遣して受入を実施している。

三 連行の実態

1 拘束

一九四四年春、原告齋四徳は八路軍決死隊隊員として、訴外王小根と共に、河北省晋県東宿村で見張り番をしていたところ、突然、一中隊の中国人の傀儡軍兵士に包囲され、訴外王小根は逃げたものの、原告齋四徳はその場で拘束されてしまった。

2 収容

原告齋四徳は、そこから直ちに小樵の日本軍拠点に連行され、その後、晋城の日本軍拠点に連行された。原告齋四徳は、晋城において、二〇数日間にわたり収監されたが、そこには原告齋四徳と同じように中国人一〇数人が収監されていた。そこでの食事はと言えば、トウモロコシ粉や高粱粉等を練って円錐形にして蒸したものが一日一回ないしは二回支給されるだけのものであり、辛うじて餓死しない程度のものであった。

その後、収監されていた一〇数人の内から五、六人が選抜されて、辛集の日

本軍拠点に連行されたが、その中に原告齋四徳も含まれていた。辛集の日本軍拠点は、三、四階建くらいの高さの大きな丸い建物のようなトーチカで、原告齋四徳はそこに五日間収監された。原告齋四徳が収監された場所は一日中太陽の光も当たらず、何も見えないところであった。原告齋四徳らは毎日午前九時に、日の当たる場所に出されたが、その時だけ日本兵の監視の下でトイレに行けるといような状態であった。

次に、原告齋四徳らは、縛られたまま汽車に乗せられ、銃を持った日本兵に護送されて、石家庄に連行された。連行された中国人全員が南兵營に収監されたが、その人数は千人近くになっていた。原告齋四徳らは南兵營に約二か月収監されたが、南兵營の建物は天井が板で壁と床が煉瓦で出来ていたが、更に、周囲は電流を通じた鉄条網で囲まれている上、日本兵が見張りに立っていた。原告齋四徳らは、石家庄にいた約二か月の間、毎日労働させられた。食事は毎日三回の高梁米で一回につき一〇〇ないし一五〇グラムであったが、労働実態や住環境が劣悪なため、毎日のように死亡する者が続出し、毎日トラックで死体が運ばれていた。死亡した者の中には、逃亡しようとして捕まり撲殺された

者が数多く含まれている。当時日本兵は気に入らないことがあるとよく殴り、時には相手が死ぬまで殴ることもあったのである。

更に、原告齋四徳らは石家庄からは汽車で塘沽に連行された。そこでは外側に鉄条網があり、日本兵の見張りがある監獄に収監された。

3 移送

被告宇部興産が受け入れるべく契約した人員は三〇〇名であったが、乗船に際して身体検査が行われ、被告宇部興産株式会社に不適当と思われる者が除外されたため、実際にはその内、原告齋四徳を含む二九一名が、昭和一九年九月一六日、移送すべく第二弓張丸に乗船せしめられたものである。

同船は同月二五日門司港に到着したが、上陸した中国人は二八六名であり、船中において五名が死亡するに至っている。

その後、被告宇部興産株式会社は、同日中に、原告齋四徳ら二八六名を沖ノ山鉱業所に受け入れている。

四 強制労働の実態

1 労働内容と実態

(一) 被告宇部興産は、昭和一九年九月二五日、原告齋四徳を初めとする二八六名を受け入れた。

そして、被告宇部興産は、昭和一九年一〇月八日から昭和二〇年八月二〇日までの間、原告齋四徳らを沖ノ山炭鉱業所において、採炭等の作業に従事せしめたものであり、原告齋四徳らが送還されたのは昭和二〇年十一月二二日である。

右に述べたとおり、被告宇部興産が沖ノ山炭鉱業所に受け入れた

中国人は二八六名であるが、この内、三二・五パーセントにのぼる九三名が死亡している。死亡原因は慢性腸炎兼栄養失調症に依る者が圧倒的に多く九二・パーセント強の八六名にのぼり、その食糧事情を初めとする環境の劣悪さを物語っている。また、その他の死因として、気管支性肺炎によるものが三名、急性腸炎によるものが一名、蜂窩織炎によるものが一名、事故死一名、自殺一名である。

(二) 労働内容と実態

原告齋四徳らは、沖ノ山炭鉱業所の本坑中五段右六号及び左八号並びに旧坑において、採炭、仕繰、掘進の作業に従事せしめられた。

労働形態としては、昼と夜の二交代制で一〇時間労働であり、休日は一切なく、原告齋四徳らは、毎日毎日炭鉱で一〇時間に及ぶ過酷な労働を強いられていたのである。

そして、炭鉱においては事故が頻発し、炭車との激突による死者一名の他、落盤により右足指切断の傷害を負ったもの一名、その他の重傷者一五名を含む五三名が骨折、打撲などの傷害を負っている。

2 衣服、食事、住環境

被服の支給状況としては、中国において黒い作業着一着を支給されたただけであったし、鉱業所で支給されたのは一足の靴だけであり、その後、衣服が支給されることは一切なかった。

そのため、原告齋四徳らは、拘束されていた約二〇か月にも及ぶ長期間にわたり、夏も冬も、就労中も食事中も就寝中も、わずか一着の衣服で過ごさざるを得なかったものである。

食事は一日三食であったが、そのほとんどは約一〇〇グラム程度のお粥一杯だけであり、ごく稀に魚が出されることもあったが、場合によっては米と大豆糟を混ぜたものが支給されるなどしている。ましてや酒が支給されることなど全くなく、原告齋四徳らは、空腹のまま過酷な労働に従事せしめられたのである。

そのため、左記に指摘したとおり、三二・五パーセントにのぼる九三名が死亡し、その内、九二パーセント強の八六名が慢性腸炎兼栄養失調症により死亡しているのであり、栄養失調により失明したのも二名いることが明らかとなっている。

原告齋四徳らが收容されたのはバラックであるが、そのバラックには一〇数人が收容されていた。

バラックの内部は、床板が敷かれただけであり、暖を取るためのストーブなど一切なかった。

そのような中で、原告齋四徳らは一つの木のオンドルに藁布団が敷かれたところで二人が一緒になって眠らざるを得なかったのである。

炭鉱で就労していたため、風呂や洗濯する場所はあったものの、それ以外の施設は一切なかった。

3 多発した死傷・疾病

原告齋四徳らは、かかる劣悪な環境の中で過酷な労働を強いられたため、そのほとんどが全身に浮腫を生じさせた。

確かに原告齋四徳らは中国人医師らによる診察を受けているが、労働安全衛生に必要な定期的な健康診断もなく、予防注射が実施されることもなかった。そのため、前述の通りの多大なる死傷者を発生させ、これをくい止めることもできなかつたのである。

4 賃金

原告齋四徳は、その拘束の経緯や被告宇部興産との契約を一切していなかった状況から、賃金を受け取ることを期待してもいなかったし、実際に賃金が支給されることもなかった。

従って、原告齋四徳を初めとする中国人は、賃金を支給される望みもないまま、劣悪な環境の中、過酷な労働を強いられたものであり、その結果、自殺者をも出すに至っているのである。

五 送還の実態

原告齋四徳らは、終戦を事業場において迎えたものであるが、前述の通り、原告齋四徳らは終戦後である昭和二〇年八月二〇日まで就労された上、その後も、事業場に收容されたままであった。

その後、終戦から三か月以上も経った昭和二〇年十一月二四日に至り、ようやく原告齋四徳ら一九三名は山口地区進駐軍の指揮に基づき送還されることとなり、右同日、博多港から乗船し、同月三〇日、塘沽に到着している。なお、送還に際しては、被告宇部興産株式会社から職員七名が同道している。

終戦から送還までの概要は右の通りであるが、この間も一切賃金等は支給されていないのであって、結局、原告齋四徳は、一切賃金等を受領していないのである。

第九 原告陳大成、同張起宗、同呉慶長、同陳得志、同劉福清、同竇恩浩、同王漢廷と被告同和鉱業株式会社について

一 当事者

1 原告

(一) 原告陳大成（チェンタイチェン、日本においては陳洪徳）

原告陳大成は、一九二八年（辰年）生まれ（月日は不詳）、当年六九歳である。日本に強制連行された当時の年齢は、一五歳であった。

原告は、日本に連行された当時、河北省豊潤県韓城鎮東歓 郷東二村で、農業に従事し、祖父、祖母、父、母、妹（三人）の家族と生活していた。

(二) 原告張起宗(ジャンチゾン)

原告張起宗は、一九二六年二月二四日生まれで、当年七一歳である。日本に連行された当時の年齢は、一八歳であった。

原告は、日本に連行された当時、河北省豊潤県韓城鎮劉各莊村において農業に従事し、家族は、父、母、弟(一人)、姉(一人)、妹(二人)であった。

(三) 原告吳慶長(ウーチンチャン)

原告吳慶長は、一九二三年四月五日生まれ、七四歳で、強制連行された当時の年齢は、二一歳前後であった。

原告は、日本に連行された当時、廃品回収を行っていた。

当時、原告は、河北省豊潤県韓城鎮南関村で、父、兄と生活していた。

(四) 原告陳得志(チェンダジイ、日本においては陳徳志)

原告陳得志は、一九一九年八月二日生まれ、当年七八歳で、連行された当時の年齢は、二五歳であった。

原告は、当時、河北省豊潤県韓城鎮袁家莊で農業に従事しており、父、母、妹、弟(二人)の家族と暮らしていた。

(五) 原告劉福清(リュウフチン)

原告劉福清は、一九二四年生まれで、強制連行された当時の年齢は二〇歳前後、当年七三歳である。

原告は、日本に連行された当時も、また現在も、河北省豊潤県韓城鎮劉各莊村において農業に従事している。家族は、連行時、原告の父そして妻であった。

(六) 原告竇恩浩(ドウエンハオ、日本においては董長和)

原告竇恩浩は、一九二三年生まれで、日本に連行された当時の年齢は、二一歳、当年七五歳である。

原告は、日本に連行された当時も、また現在も、河北省豊潤県韓城鎮東郷東二村において農業に従事している。

家族は、連行時、祖父、祖母、父、母、兄弟(三人)そして妻であった。

(七) 原告王漢廷(ワンハンテイ、日本においては王漢亭)

原告王漢廷は、一九二七年一月二五日生まれで、強制連行当時、一七歳であった。当年は、七〇歳である。

原告は、連行された当時、河北省豊潤県韓城鎮東郷東二村で農業に従事

し、父、母、兄弟、妹の家族とともに暮らしていた。

2 被告同和鉱業株式会社

(一) 同和鉱業株式会社の概要

同和鉱業株式会社（以下「被告同和鉱業」という）は、鉱業、製錬業、金属加工業、化学工業、電子材料製造業等を業とする株式会社である。

被告同和鉱業は明治一七年九月、政府から小坂鉱山の払い下げを受けて、藤田組として操業を開始し、同二六年一二月には合名会社藤田組に改組した。

昭和一二年三月には、合名会社藤田組と藤田鉱業株式会社の合併により、株式会社藤田組を設立するが、同二〇年一二月に商号を同和鉱業株式会社と変更して、現在に至る。

被告同和鉱業は、鉱業だけではなく、明治三十一年には製錬業を開始し、以後広く非鉄金属の精錬に乗りだし、その後も金属加工業、化学工業及び半導体部門等業務を拡大してきた。

昭和六一年、同和鉱業は、花岡、小坂の両鉱山部門を分離し、それぞれ花岡

鉱業株式会社、内の岱鉱業株式会社を設立した。その資本金は三一〇億一六〇〇万円、従業員約一七〇〇名、日本の各所に支店、工場、事業所、研究所等を置き、海外事務所も設置している。現在、年間一九〇〇億を越える売上を計上している一部上場会社である。

(二) 被告同和鉱業の事業場

被告同和鉱業は、昭和一九年六月に秋田県北秋田市（当時）の花岡鉱業所に、ついで昭和二〇年一月には秋田県鹿角郡小坂町の小坂鉱業所に、それぞれ中国人労働者を連行し、強制労働をさせていた。

原告らの配置された小坂事業所は、採掘した鉱石を選鉱し、同山の乾式製錬所で、製錬を行って、電気金、電気銀、電気銅を生産していた。

特に、第二次大戦中、小坂鉱業所は、政府より電気銅八〇〇〇トンの生産を命ぜられ、一般勤報隊、新規徴用工、朝鮮労働者の移入によって労働力需要をまかなってもなお労働力不足のためその目標を達成できず、中国人労働者を移入するに至った。

二 被告と強制連行との関わり

被告同和鉱業は、華北劳工協会と契約をして小坂事業所へ二〇〇人の中国人労働者を移入した。

移入時においては、塘沽より、下関までの輸送の間、鉱山統制会係員が添乗した。

被告同和鉱業の職員は中国まで迎えに出向いていないものの、職員五名と警察官三名が下関から小坂鉱業所までの引率した。そして、送還時には、職員一名、寮現場指導員四名を乗船地博多へ先発させて準備にあたらせ、中国人労働者には、職員一名、寮関係者三名、内科医師一名、外科医師一名、及び警官二名が乗船地であった博多まで付添、職員一名が中国青島まで添乗した。

三 強制連行の実態

1 拘束

(一) 一九四四年旧暦一〇月二八日、日本軍・当時中国において「日偽軍」と呼ばれていた国民党の軍隊の一部・日本の傀儡政府の警察官等数百人が、突如、原

告らを拘束し、唐山へ連行した。

原告陳大成、同張起宗、同陳得志、同劉福清、同王漢廷は、河北省豊潤県韓城鎮の韓城小学校前の広場で開かれていた市に来ていたところを拘束された。原告呉慶長は、河北省豊潤県韓城鎮の南関村の自宅で、同竇恩浩は韓城鎮の市にでかける途中でそれぞれ拘束された。

(二) 日本軍・「日偽軍」らの数百人は、突如、市に集まっている人々を包囲し、銃を突きつけて拘束した。彼らは、老人、子ども、女性を解放し、年若い男を集めて四人ひと繋ぎにし唐山へ連行した。原告らは、連行する理由や行き先について何ら知らされなかった。原告王漢廷は収容されたとき銃声を聞いたので、怖くて逃げ出せる状況になかった。連行の途中も、日本軍らは、原告らを銃で威圧し、逃げられないように監視していたが、このような状態であっても、途中、逃げた者が何人かいた。

2 収容

(一) 唐山の留置所に連行された原告らは、日本兵から「八路軍ではないのか」と

尋問を受け、「答えないと胡椒水を飲ませる。電流を使って拷問する」と脅された。

留置所での食事は、一日二食で、毎食小さな椀に盛られた、豆餅（豆カスを円盤状に固めたもの）とトウモロコシのかすであったが、カビが生えたりしており、苦く、とても食べられるようなものではなかった。当時は豚の餌に使われていたものである。

(二) 原告らは、唐山の留置所に七日間監禁されて、その後、繋がれて汽車に乗せられ、塘沽へ連れていかれた。塘沽で原告らが監禁された場所は冷凍工場であった。冷凍工場には建物が数棟あり、一つの建物には一〇〇〇人位が収容できた。

建物の中の各部屋では中国人が棒を持って監視しており、建物の周囲には電流の通った鉄条網が張りめぐらされ、監視塔もあって、日本兵が銃剣を装備して見張っていた。

監禁された者の中には、逃亡を試みる者もいた。原告陳得志は逃亡した者が捕まって日本兵に絞め殺されたところを目撃している。

ここでの食事も、一日二食、一食につきドングリや大豆、トウモロコシの粉を蒸したようなものを一個（約五〇〇グラム程度）であった。食事の際に水は与えられなかったので、凍った小便を飲む者もいた。

原告らは部屋から一步も出られず、大小便も垂れ流しだったので大変不衛生であり、一部屋に何人を詰め込まれたので重なり合うように寝なければならず圧死するものすら出た。

このようなひどい食糧状況と衛生環境のため病死するものも多く、死体は窓の外に投げ捨てられた。

(三) 原告らは華北勞工協会というものがあるということとは、全く知らなかったし、当然同協会との契約のことも知らされていない。また、塘沽から船で日本に連行される時も、原告らは自分たちがいったい何のためにどこへ連れて行かれるのか、知らされることはなかった。なお、日本に着いてようやく小坂鉱業所との行き先を知らされた。

(一) 原告らは、塘沽で二週間以上監禁された後、一九四五年一月塘沽から貨物船に乗せられ、大連を経由して下関港に連行された。

船には、数百人の中国人が乗せられ、船上でも日本人によって監視され、行動の自由はなかった。

船上での食事も、ドンダリの粉を蒸したようなものが、一日二乃至三回与えられたが、カビが生えたものであって、とうてい食せるようなものではなかった。

船はひどく揺れたためひどい船酔いを起こす者が多数出た。このようなひどい状況の中で死亡する者が三名も出たが、遺体は布状のもの包まれた海に捨てられた。

(二) 下関で下船後、原告らは衣服も体も消毒された。

下関からは、被告同和鉱業の職員と警官が添乗し、東京經由東北本線花輪線と大阪經由奥羽本線に分乗して同年一月一五日、小坂事業所に到着した。その間、東京經由で一名、大阪經由で三名の死亡者が出ている。被告同和鉱業が華北劳工協会と契約した中国人は当初二〇〇名であったが、上述したとおり死者

がでたので、小坂事業所に到達した人数は一九三名であった。

四 強制労働の実態

1 労働内容と実態

(一) 原告らは班ごとにわかれて仕事を命じられた。

原告陳大成、同王漢廷は、主に枕木を取り替え、レールを枕木に固定させる仕事に、原告張起宗、同陳得志、同劉福清、同竇恩浩は、銅の精錬や銅の運搬作業に、原告呉慶長は石灰等を運搬する業務に、それぞれ従事させられた。いずれもかなりの重労働であったが精銅作業は、硫黄のにおいが立ちこめているためかなりむせて嘔吐や鼻から血を流す者もいたし、石灰の運搬においてもむせて、鼻から血をながすものがいた。

(二) 原告らの労働時間は、一日八時間から九時間半であったが、精銅作業は三交代でそれ以外の作業は日勤であった。但し、正月以外一日も休みはなく、原告らは重労働に耐えねばならなかった。

原告らは、突然連行された異国の地で、後述のように食事が少ないうえ、さ

らに日本人が常に見張っていて少しでも手を抜いたり指示された言葉が通じなかつたりした場合、罵られたり、殴られたりする環境で重労働していたため、精神的にも、肉体的にも疲労が蓄積し、衰弱していった。

作業中の事故も多く、火傷や感電といったけがを負う者も多かったが、まともな治療は受けられずに放置され、傷口が化膿する者、死亡する者もいた。

2 衣服・食事・住環境

(一) 原告らの宿舎は「康楽館」と呼ばれていた木造の建物で、床敷であった。原告らの宿舎は周囲四方から風が入り込み、小坂では冬は常時雪が積もるので非常に冷え込んだ。ところが、寝具は、藁布団と敷布団と掛け布団と半分の毛布だけで、大部屋にはストーブもあったが、そのストーブも一か月もつけることなく、部屋を十分に暖めるような状況ではなく、原告らは人と体を寄せあつて暖をとらねばならない過酷な生活を強いられた。

原告らは風呂もなく、不衛生でシラミが発生するため疥癬が蔓延していた。後にやつと体が洗える桶が備え付けられたが、一回につき二人が洗える状況で

石鹼等は支給されなかった。

(二) 原告らは塘沽で綿入れの上着とズボンを支給されたが、終戦までこの一着であった。塘沽では靴も支給されたが原告らが「一週間靴」と呼んでいたほどすぐに使いものにならなくなるようなものであった。小坂事業所では地下足袋が支給された。しかし、防寒具は一切支給ず、連日のような冬の寒さのなかで、凍傷で足を欠損する者もいた。原告劉福清も、左足の第二趾を欠損した。

(三) 原告らが与えられた食事は、黒い粉で練り上げられた餅やカビの生えた麺類などのひどいもので、野菜や何か植物の葉がつくこともあった。

食事は一日に三食とはいえ一食分の量は少ない。重労働していることから、原告らの飢えはひどく、植えて木の根を食べる者がいた。

3 多発した死傷・疾病

小坂事業所に連行された一九三名のうち五五名が死亡した。労働中に、負傷したするものもあり、また病気で死亡するものもいた。

原告のなかには、原告陳大成のように、わずか一五歳のものもあり、また病

弱なものいた。力もなく、食事も十分でなく、その上仕事がきつかったので、疲れのあまり血を吐くこともあった。負傷も絶えず、捻挫をするといった類のものは、鉄道の仕事をする時にはいつも起こっていた。

足の指が凍傷になるものも多かった。足の指が凍傷にかかって足の指の爪が剥がれ落ちてしまい、耐えられない痛みと発熱の症状を呈した者もいたが、会社は何の治療もほどこさず、ただ傷口に薬を塗っただけという有り様であった。そのため死亡する者もでた。

死亡者の死因としては、栄養失調と疲労で衰弱死するもの多数出て大腸カタルや胃腸カタルで死亡する者も多かった。さらに仕事中の怪我の化膿が原因と思われるセツ、ヒョウソ、膿瘍に罹患した者も三九名にのぼっている。

ほかに脚気、心臓麻痺、感冒、気管支炎、肺炎などによる死亡もある。湿疹や疥癬に悩まされる者は多くいた。

原告張宗起も小坂鉱業所で消化器系の病気を発病し一か月あまりも闘病生活を送り、骨と皮ばかりにやせこけた。

4 監禁

建物の周囲四方には鉄柵が設けられており、軍刀を携えた日本人の監視が門に配置されていた。ここでも外出はできず、自由は無かった。

しかし、過酷な生活に耐えきれず、逃亡した者もあったが、捕まって連れ戻され監禁された。

5 賃金

原告らは、被告同和鉱業と契約をしたこともなければ、給与の支払いについての説明もまったく無かった。そして賃金は一切支払われていない。

五 送還の実態

1 終戦は、日本の通訳から知らされた。

2 被告同和鉱業が小坂鉱業所で原告らを働かせるのを止めたのは終戦後数日後である。

3 一九四五年十一月二十七日、原告らは小坂鉱業所を出発し、(病者一名は、同

日米軍に引渡、日赤花岡分院に入院）帰途についた。小坂から汽車にのせられ、一月二十九日博多に到着した。同年一月一日、博多から辰日丸に乗船させられ、一月五日ようやく青島に到着した。辰日丸には約一〇〇〇人以上の人が乗船していた。

青島に到着したところ、国民党は徴兵のため、原告ら含む送還者を足止めした。原告陳大成、呉慶長などそれぞれ逃げ出して郷里に戻った者もいたが、二か月後、やっと解放されて、原告竇恩浩、張起宗、陳得志、劉福清、王漢廷らも解放されてようやく郷里にもどった。

小坂鉱業所で死亡した者は木の箱に入れられ部屋の中に積み上げられていたが終戦後やっと火葬され原告らとともに遺骨は中国に持ち帰られた。

第一〇 原告李鴻徳、同姚山子、同劉清岑と株式会社日鉄鉱業について

一 当事者

1 原告

(一) 原告李鴻徳（リホンダ）

原告李鴻徳（以下「李鴻徳」という）は、河北省徐水県白 舗村に居住していた。日本の企業に雇用され、鉄道で働いていた。

(二) 原告姚山子（ヤオシャンズ）

姚山子（以下「姚山子」という）は、河北省満城県姚庄に居住していた。姚山子は、一九二四年（旧暦）生まれの農民で、当時は、父母、弟、姚山子の四人家族であった。

(三) 原告劉清岑（リュウチンツアン）

劉清岑は、一九二二年一月一八日生まれで、河北省満城県黄村に居住していた。

当時、原告劉清岑は、劉清山と名乗り、父母、息子、妻及び同原告の五人で農業に従事し生活していた。

2 被告

(一) 被告株式会社日鉄鉱業（以下「日鉄鉱業」という）は、昭和一四年五月、石炭、鉄鉱石、石灰石の製鉄原料の総合開発と資源確保を目的として、旧日本製鐵株式会社の鉱山部門が独立し、資本金五〇〇〇万円をもって設立された会社である。釜石、二瀬、俱知安、赤谷を引き継ぎ操業が始まった。

昭和二九年三月には、東京証券取引所第一部上場し規模を拡大した。その後、昭和四七年六月、井王島鉱業所の閉山をもって石炭生産部門から撤退したが、他方昭和四八年一〇月、機械営業部門を設置し、さらに平成二年四月には、日鉄鉱不動産株式会社を吸収合併するなどし今日に至っている。

平成九年三月（第八三期）決算時の売上高は八〇八億五四〇〇万円で、資本金四一億七六〇〇万円の大会社となっている。

(二) 日鉄鉱業は、岩手県釜石市に旧日本製鐵株式会社から引き継いだ鉄鉱山を所有し釜石事業所を稼働していた。

釜石事業所は、シュリンクージ採掘法を採用した鉄鉱山で、日本国内最大の鉄鉱山であった。

二 被告と強制連行との関わり

被告日鉄鉱業は、政府より戦時経済を維持するため、一九四四年度一二〇万トンの鉄鉱石の産出を要請されていた。

ただ、当時戦争が進む中で男子労働者が多く徴兵された結果、鉱山の労働者不足が進み国内における徴用では充足することができなくなり朝鮮人労働者の徴用に踏み切った。しかし、それでもなお、政府の要求する拋出量を維持することが困難となり、日鉄鉱業の従前の産出量を維持し利益を図るため中国人労働者を移入することを決定した。

中国人の強制連行にあたっては、中国国内の劳工狩りにより武力を背景に強制連行された中国人を華北劳工協会と通じ日本に移入することとされた。日鉄鉱業は、釜石事業所小倉所長の代理人として同事業所岡崎が北京の華北劳工協会に出向いて契約し三〇〇人の中国人の移入を決定した。

日本に強制連行され下関に到着してのち、警察官の監視のもと列車で釜石に移送された。釜石に到着してからは、警察当局よりの指導も受け、中国人労働者の宿舎の敷地内に警察官を常駐させ監視し労働させるなど官民一体となって

強制労働をさせていた。

三 連行の実態

1 拘束

(一) 原告李鴻徳は、一九四四年八月二七日（旧暦）、日本軍に捕まり強制連行された。

同原告は、その後石家庄の收容所に送られ、行進や穴を掘る訓練をさせられた。

(二) 原告姚山子は、一九四四年八月（旧暦）、二〇歳のとき日本軍に捕らえられた。

姚山子が朝起きたとき、日本軍が村を包囲しており有無を言わず捕らえられ連行された。

(三) 原告劉清岑は、一九四四年八月一日（旧暦）、一九歳のとき自宅に日本軍とその協力者の中国人が大勢押し掛けてきた。日本軍らが、劉清岑を銃で威し無理矢理連行された。このとき劉清岑と同じ村から、健康な青年ばかり

が四人連行された。

2 收容

(一) 原告李鴻徳は、石家庄の收容所に收容された。そこは廻りに堀が掘られ高圧電流が流された鉄条網で囲まれていた。そこでは、日本軍が收容所を監視し警備しており逃げることは死を意味した。

同收容所では、布団を一組支給されたが、その他には何も支給されなかった。

李鴻徳はその後石家庄から青島の收容所へ移送される。

(二) 原告姚山子は、満城県から石家庄に連れて行かれ、原告李鴻徳が收容された收容所に一ヶ月程收容監禁されていた。そこで、姚山子は、原告劉清岑と出会い、以後劉清岑とともに日本に移送され強制労働を強いられることになる。

(三) 原告劉清岑も石家庄に連行され、同收容所に收容されていた。

石家庄ではコーリヤンでできた饅頭と白菜が少し入ったスープが一日三

回、一回あたり一つずつ支給されただけで、何も仕事や訓練などなされなかった。取り調べをされることもなく収容されているだけであった。

原告姚山子と劉清岑も李鴻徳に遅れること二ヶ月程後に石家庄から青島まで列車で移送された。原告兩名は、青島の収容所で約三〇日間収容監禁されることになる。

(四) 原告李鴻徳や姚山子らは、青島の収容所において、初めて綿でできた衣服を一組支給されたが、それは日本に出発する直前のことであった。

ところで、青島での食事は、一日二回、昼と午後五時頃に石家庄の収容所で支給されたのとほぼ同じような饅頭が支給されただけで原告李鴻徳や姚山子らは常に空腹状態にあった。このように栄養補給状態が悪かったため、徐々に体力的が低下し始め健康を害するものも出始めていた。その結果青島では、多くの者が病気になるなり病死したものもいた。病死者は馬車に乗せられ、収容所外は運ばれて行き処理されていた。

また、収容所では、監視する日本軍のいうとおりにしないとすぐ殴られたり暴力が振るわれた。原告李鴻徳や姚山子、劉清岑らは、暴力から自己の身を守るため、従順にしていた。それが、唯一生き延びる方法だったのである。

3 移送

(一) 原告李鴻徳は、強制連行されてから約一ヶ月後の一九四四年一月一日、約二〇〇人の強制連行された中国人とともに青島から出港し、一二日後日本の下関に到着した。李鴻徳は、移送される途中毎日日数を数え、ただ故郷を思いやっていた。

原告李鴻徳ら一行は、下関に到着するや体中を消毒され、岩手県の日鉄鉱業釜石事業所に移送された。

(二) 原告姚山子と劉清岑を含む約一〇〇人の中国人は、原告李鴻徳が日本に移送されてから約二ヶ月後の一九四四年二月二四日に、青島から下関に向け移送されることになる。

姚山子らの移送は二週間程度で日本の下関に到着することになるが、その途中、船内において三名の中国人が死亡している。

下関に到着後、すぐに体中を消毒され、即日岩手県の日鉄鉱業釜石事業所に

列車で移送された。

姚山子及び劉清岑ら第二次到着者は到着してから約一ヶ月の休養期間を与えられた。

四 強制労働の実態

1 労働内容と実態

原告李鴻徳ら第一陣の中国人労働者と原告姚山子及び劉清岑ら第二陣の中国人労働者は、日鉄鉱業釜石事業所において、鉄鉱山において鉄鉱石を採掘する労働に従事した。坑道に入り発破を用いドリルで掘削をし穴を掘り広げトロッコで掘った土砂を坑外に除却するという一連の仕事をさせられた。

原告李鴻徳らを含む約三〇〇人の中国人は、大隊・中隊・小隊に分けられ、さらに中国人の隊長が決められていた（石家庄で日本人が決めた）。また、それらのなかで三班に分けられ、八時間交替制で働かされていた。休憩は食事の際に短時間与えられていただけであった。勤務時間は一週間毎に交替し、結局二四時間働かされていた。もちろん休日などというものはなく一年中働

かされていた。

釜石事業所では朝鮮人やアメリカ人なども強制労働させられていたが、彼らと仕事内容は違い、原告李鴻徳ら、中国人労働者の仕事は最もきつく厳しい部署に配置されていた。その結果、多くの死傷者を出すことになる。

原告李鴻徳らは、石家庄の劳工訓練所に収容されていたときに既に、鉄鉱山で働くことは知らされてはいたが、もとより、これら中国人労働者は、自らの意思に基づいたものではなく何ら労働契約が締結されたものではなかった。当然賃金も一切支払われず、無給で働かされていたのである。

2 衣服、食事、住環境

原告李鴻徳らには、衣服や布団・毛布は一切支給されず、石家庄において支給されたものを使い続けていた。釜石事業所で支給されたものは唯一粗末な靴だけであった。衣服の支給は、日本が敗戦し彼らが解放された船の中で連合軍から支給されるまで待つことになるのである（下着を替えることもそれまで待つことになる）。

また、かれらの食事は、一日三回、一回あたり二個の饅頭や一杯の粥が与えられただけである。おかずや味噌汁・漬け物など副食類は一切与えられず、たまにトウガラシが付けれられていただけであった。中国国内で支給されていたものより粗末なもので、大麦やトウモロコシを粉にしたもので作られていた饅頭・粥でとても人間が食べる代物ではなかったが、同原告らは、生き続けるために仕方なく食べなければならなかった。厳しい労働に粗末な食事という極限状態に置かれ、同原告らは常に腹を空かせ、疲労困憊していた。同原告らが米や魚などを食べることが出来たのは、終戦後のことである。

原告李鴻徳ら中国人が収容されていた宿舍は、木造平屋建て（中二階）の屋根は木の皮を葺き床は板敷きで造られたものであった。天井は極めて低く腰をかがめて歩いていた。また暖房設備も備っていないことから、冬は厳しい寒さに凍えていた。日本人らは、薪ストーブにより暖を取っていたが、中国人は寒さにふるえ凍える毎日を送っていたのである。

風呂などの設備は一切なく、着替えもなかったのでノミやシラミがたくさんいた。同原告らは極めて不衛生な環境に置かれていた。

また、娯楽施設は一切なかった。タバコを支給されたのは、終戦後のことである。

3 多発した死傷・疾病

釜石事業所では中国人労工二八八名中一二三名と多数の死傷者が出ている。落盤などの坑道内での事故による死傷者もさることながら、そのほとんどが病気による死者である。

栄養状態は極めて悪く、衛生状態も不衛生窮まりないという状況の下病者、死者が多く出たのは当然のことであった。病気といっても伝染病などではなく、そのほとんどが栄養失調であり、疥癬という皮膚病や激しい下痢に襲われ体力が低下し死亡してしまうのである。顔を初め体中がパンパンに腫れて肉がそげおちていき多くの中国人が死亡した。

李印という中国人労働者は、集合させられたとき中国人の誰からオナラをしたことから激怒した日本人労務課長に体がボロボロになるまで思い切り殴り続けられ、食事ができなくなり結局餓死してしまった。このように、暴行

と栄養失調がいまって殺されたに等しい者も多数いた。

原告李鴻徳ら中国人には、医者への配置はなく健康診断も行われず、栄養剤はもとより一切の薬も投薬されることがなく、予防注射など接種されていない。中国人労働者の中から、衛生員が選ばれ怪我をしたときにアルコールで消毒したり赤チンを塗ってくれたりしただけであった。栄養失調で死亡したときでさえ、医者への検視などなく日本人が来て死体を運び出しただけであった。

4 監禁

釜石の宿舎には、塀はなく有刺鉄線も張り巡らされていなかった。

しかし、両脇が山で警察官による警備もなされ、看守も配置されていたので見知らぬ日本で逃げるなど出来なかった。また、原告李鴻徳らが、日本に到着したところには、既に栄養状態が悪化しており逃亡することなど考える余裕も持てなかったことからこのような宿舎に収容することで十分監禁にすることができたのである。

5 賃金

労働契約も一切なく、賃金も一切支給されていない。日鉄鉱業や華北労働協会そして日本国からは、どのような名目であろうと金銭は一切支給されていない。隊長などの中国人も支給を受けていない。

金銭が支給されたのは、終戦後解放されて、連合軍から帰国直前わずかなお金を支給されただけであった。

五 送還の実態

1 終戦後、原告李鴻徳ら中国人労働者に稼働停止命令が出されやっとな強制労働から解放される。

2 そして、原告李鴻徳らは、終戦後の一九四五年九月釜石から横浜に移り、その後博多を経てアメリカ軍の艦船で塘沽へ移送され帰国することができた。

李鴻徳らが、苛酷な強制連行奴隷労働から奇跡的な生還を果たし、塘沽へ

到着したのは、一九四五年一二月の直前のことであつた（新暦）。

第一一 原告婁慶海、同張永旺、同王信忠、同宋元慶と被告被告飛島建設株式会社に
ついて

一 当事者

1 原告

(一) 原告婁慶海（ローチンハイ）

原告婁慶海は、旧暦一九二七年七月一九日（身分証明書上は一九二七年一
〇月三日）河北省定興県紅樹村で生れた者であり、連行前は両親と二人の兄
弟と同居し、農業に従事していた。

(二) 原告張永旺（チャンヨンウォン）

原告張永旺は、旧暦一九二五年一〇月三日生れ、河北省定興県李郁庄郷候
官営の出身であり、連行当時は母、兄、姉とともに農業に従事していた。

(三) 原告王信忠（ワンシンゾオン、日本名（名簿上）は王信中）

原告王信忠は、旧暦一九二六年五月一八日生れ、河北省定興県北河郷紅樹
営六里舗の出身であり、連行当時は両親と五人の兄弟とともに農業に従事し
ていた。

(四) 原告宋元床（ソンチェンチン、日本名（名簿上）は宋章元）

原告宋元床は、旧暦一九二九年三月七日生れ、河北省定興県台南店の出身
であり、連行当時は両親と兄姉とともに農業に従事していた。

2 被告

(一) 概要

被告飛島建設株式会社（以下「被告飛島」という。）は、一八八三（明治
一六）年飛嶋文治郎が飛島組を起こした

ところから出発し、株式会社飛島組を経て戦後まもなくの一九四七年には飛
島土木株式会社となり、一九六五年四月、社名を現在の飛島建設株式会社と
改称し現在に至る土木・建築工事の設計監理、同工事の請負、建設用機器類

および資材等の販売、住宅事業および不動産取引業、などを主たる業務とする資本金三〇〇億二〇〇万、従業員約三四〇〇名、日本の各所に支店を置き年間四〇〇〇億を越える売上を計上する日本の準大手ゼネコンである。

(二) 事業場（宮下事業所）

被告飛島は、当時、日本発送電株式会社と宮下発電所建設の請負契約を締結していた。当初の予定では一九四一年一月着工、一九四五年一二月末日完成の予定であったが、政府によって一九四四年中の完成を命ぜられ、極端な労働力の不足を生じて右発電所建設のための労働力の調達のために中国人を受け入れた。移入された中国人は沼澤骨材採取場における山腹からの採石、檜原砂利採取場における河川付近よりの砂利採取、宮下雑作業現場における雑役に従事せられ、以下にみるように極めて劣悪な労働環境の下で過酷な労働を強いられた。

二 被告飛島の強制連行・強制労働へのかかわり

被告飛島は当時すでに土木建築業の主要企業の一つであり、政府の方針に基づき、一九四四年二月五日（民国三十三年四月二十七日）華北劳工協会と供出契約を締結した。原告らを含む二八八名は、華北省定興県定興駅から、華北劳工協会より駐在員として渡航する二名および被告飛島の事業所より派遣された三名、加えて乗船地の塘沽までは華北劳工協会員一名、現地警察署員二名の監視のもと、飛島組宮下作業所（福島県大沼郡宮下村宮下）に連行された（行政供出）。

このほか被告飛島は全国二か所の事業所での連行を含めて総勢八五四名（宮下作業所二八八名、川辺作業所二七〇名、御岳作業所二九六名）の中国人を連行している。

三 強制「連行」の実態

1 拘束

(一) 原告婁慶海は、一九四四年四月一五日頃、農業に従事中の父に家から食事を届けに行ったところ、突然、日本人と中国人総勢数十人の兵士が現れ、銃

を突き付けられ両手を縛られて拘束され、まず定興県県庁所在地につれて行かれた。

(二) 原告張永旺は、一九四四年の旧暦四月頃、母と兄と姉とともに農業に従事していたところ、軍服を着て帽子をかぶった兵隊らしき者二名に縄で縛られて定興県県庁所在地に連行された。

(三) 原告王信忠は、一九四四年の旧暦五月頃、農業に従事中、突然、日本軍が現れ、銃を突き付けられ両手を縛られて拘束され、まず定興県県庁所在地につれて行かれた。

(四) 原告宋元床は、やはり右三名と同じ頃、農業に従事中、突然、十数名の警察官らしきものが現れ、両手を後ろ手に縛られ、まず定興県県庁所在地につれて行かれた。

2 収容

定興県県庁所在地には原告らと同様に強制的に連行された中国人が数百人おり、これらの中国人は日本軍、日本人警察官や中国人の監視のもと数日か

ら数週間にわたり名称不詳のお寺に収容されていた。

その後、原告らは列車に乗せられ塘沽まで連行された。移動中は常に軍人に監視されていた。原告らは塘沽では鉄条網で囲まれ犬の放たれた施設に数日間乃至二週間程度留め置かれ、ここで上着、ズボン、毛布、布団、靴、帽子を支給され、その後日本に船で輸送された。

3 移送

原告らは、一九四四年六月二一日、第六壽丸に乗船させられ塘沽を出発し六日後の同年六月二六日、日本に到着する。塘沽から日本までの航行中は十分な食事は出ず、下痢とひどい船酔いになった。この間、拉致されてから日本に到着するまで原告らは何のために何処に連れて行かれるのかまったく説明を受けていない。もちろん労働契約書など見たこともない。

日本到着後、原告らはまず体を消毒され服を一着支給され、列車を乗り継いで同年六月二八日、福島県宮下村に到着する。日本に就いてから宮下村までの間は警察官数人と民間人によって監視されながら移送された。

四 強制「労働」の実態

1 労働内容と実態

(一) 宮下事業所の事業内容

被告飛島は、当時、日本発送電株式会社と宮下発電所建設の請負契約を締結していた。当初の予定では昭和一九四一年一月着工、一九四五年一二月末日完成の予定であったが、政府によって一九四四年中の完成を命ぜられ、極端な労働力の不足を生じて右発電所建設のための労働力の調達のために中国人を受け入れた。移入された中国人は沼澤骨材採取場における山腹からの採石、檜原砂利採取場における河川付近よりの砂利採取、宮下雑作業現場における雑役に従事せられ、以下にみるように極めて劣悪な労働環境の下で過酷な労働を強いられた。

(二) 労働の管理・作業の実態

宮下事業所に連行された二八八名は大きく二隊に編成されそれぞれの隊には隊長・書記（副隊長）が選ばれ、各隊はそれぞれさらに六班に分けられ、班

長が選ばれた。第一隊は石運びに従事し、第二隊は砂運びに従事させられた（夏期）。

原告の婁慶海、宋元床両名は一隊三班、原告張永旺は一隊六班、原告王信忠は一隊二班にそれぞれ配属され、いずれも石運びに従事した。石運びの業務とは大要以下の通りである。すなわち、

まず、宿舎から約一・五キロほど山を登った現場で毎日正午に岩の「発破」を行う。爆発にあたっては山腹に、まず中国人が穴を開けダイナマイトを設置し点火する。爆破準備の要員として于学文、郭志など中国人八名が選ばれた。

次に、爆破された岩をさらに小さくするために再度爆破を行う。手頃な大きさに砕かれた岩を四人ほどで荷車に乗せ一〇〇メートルほど先にある機械まで運ぶ。機械に入れられた岩はその機械でさらに細かくされ、その後別に機械で洗浄される。死亡記録上、「岩石転落」「土砂崩壊」が原因とされる死亡はこの一連の作業中のものと推測される。

冬期には、本来の業務を遂行できないため、山に入って木を伐採しそれを

山の上から棒でつついて下に転がす、といった作業を行っていた。これらの作業は常時数名の監視員によって監視された状況で行われており、能率が少しでも落ちると殴打され、労働を強制された。

以上のような労働を毎日早朝から暗くなるまで全期間を通じてほとんど無休で強制されていた。

2 食事、宿舎、衣服

(一) 食事

食事は一日三食であるが、朝はほとんど水のようなおかゆ一杯、昼と夜は基本的には米ヌカで作った饅頭が一個づつ支給されるのみであり、とても重労働を支える食事ではなく、多くの者が栄養失調となった。主食である饅頭の他はたまに漬物が添えられる程度であり、野菜・魚・肉などは支給されることがない。

主食類がこのような状況であるので、嗜好品（酒、煙草）などはほとんど配給されていない。

このような給食状況であるため、ほとんどのものが栄養失調になり、糠で胃を悪くした。

(二) 宿舎

宿舎は木造平屋建板張りであり、板敷きに藁をひいた二段ベッドのような所に百数十人が寝起きした（但し、隊長と書記は就寝場所を異にする）。浴場は別棟にあったようであるが、中国人勞工に使用は許されていない。娯楽室・休憩室などはもちろんない。

冬期は板の隙間から冷気が入り込む宿舎であった。暖房施設としては、ドラム缶様のものをストーブとして使用し薪や古木材を燃料としていた。もつとも、ストーブの使用が許可されたのは就寝前のごく短時間のみである。

(三) 被服

被服は中国を出発前に支給されたものと秋口に支給されたものだけであり、ノミや虱が服についてかゆくて眠れないために夏の夜は裸で寝ていた。

3 健康破壊

以上のような作業実態や衣食住の状況からすれば種々の疾病負傷が生ずることは当然に想定できるところである。実際、労災等の状況を事業場の報告を元に考えても、罹病者数合計は一七四名であり「疥癬」と呼ばれる皮膚病が多い。このことは宿泊施設や衛生環境が原告らの主張どおりであることを裏付けるものである。また、公傷負傷者数合計が一二三名ということは強制連行された中国人の約半数近くが業務上の負傷をおったことを意味しており、これは作業環境が劣悪であったことを示すものである。

なお、右報告によれば、死亡者数合計一二名となっている。にもかかわらず、医療体制はきわめて劣悪なものであった。すなわち、作業場内には医療施設はなく原告らは張永旺を除き医者を見たことがない。作業場外（宮下村）には衛生所のようなものがあつたようであるが、関節炎や皮膚病程度では見て貰えず、現に、原告らは張永旺を除き一度も診療されたことはない。原告らはいずれも疥癬にかかつていたが、薬さえ支給されることがない。強制労働期間中、健康診断を受けたことはない。

原告王信忠は、寒さで関節炎に罹り、現在も痛みが続いている。

原告婁慶海は、栄養失調で血を吐き、脚を痛め、皮膚病に罹った。痛めた胃は帰国後長らく治らず、また、脚の関節は今でも痛む。

原告張永旺は、皮膚病に罹ったり、呼吸困難になり宮下村の病院で治療を受けた経験がある。

4 監禁

労働時間中はもちろん宿舍に帰ってから警察官や事業場の日本人に常時監視されていた。当然のごとく強制労働の全期間を通じて外出は認められていない。原告張は宮下村に到着後一〇日足らずで食事が少なく我慢できず、陳玉翠、揚貴福、陳春とともに逃亡を試みるが、数時間後警官に捕まり一〇日程度留置場に収容され、その後、事業所に戻され、日本人の監督者「石田」にひどく殴られた経験を持つ。張自身の経験ではないが、逃亡した劳工の中には殴打されたうえ、体に電流を流す拷問を加えられた者もいた。

5 賃金

原告らはそもそも労働条件の話聞いたことがなく、賃金など一度も貰ったことはない。「支給された」といわれる賃金が自己名義の通帳に預金されたなどという事実もない（もちろん、通帳を見せられ確認したなどということもない）。終戦後にまとめて渡されたり、本国に送金された事実もない。

五 終戦と送還の実態

その後、原告らは終戦まで被告飛島の宮下作業所において強制労働を強いられ、一九四五年一月二九日本国送還のために華北劳工協会員一名、事業場従業員六名、警察署員二名が付き添い、右作業所を出発し同年一月三日米国船舶にて佐世保港を出発し、数日後塘沽に到着した。

第一二 原告畢兆亜、同畢兆倉、同劉玉洪と被告株式会社ジャパンエナジーについて

一 当事者

1 原告

(一) 原告畢兆亜（ビージャオヤ、事業所報告書の名簿上は、畢超亜）

同原告は、一九二六年八月三〇日生まれで、当年七一歳である。強制連行された当時、同原告は河北省老舗一四区畢家村に居住していた。当時、家族は同原告の両親、長兄夫婦と長兄夫婦の二人の娘、二番目の兄夫婦とこの夫婦の二人の子供、三番目の兄夫婦、同原告の妻の総勢一五人で住んでおり、同原告の妻は妊娠中であった。当時、一八歳であった同原告は両親を手伝って農業を営んでいた。

(二) 原告畢兆倉（ピージャオツァン、事業所報告書の名簿上は、畢超倉）

同原告は、一九二七年三月一九日生まれで、当年七〇歳である。強制連行された当時、河北省唐山市豊南県に居住していた。当時、家族は両親、三人の兄弟、妻の七人家族で暮らしており、当時、一七歳であった同原告は両親を手伝って農業を営んでいた。

(三) 原告劉玉洪（リョウユイゴン）

同原告は、一九二一年二月二日生まれで、当年七六歳である。強制連行さ

れた当時、天津市漢沽区東尹郷看財村に居住していた。当時、家族は両親、二人の弟、一人の妹、妻と当時四歳になる娘の八人家族で暮らしており、同原告の妻は妊娠中であった。当時、二三歳であった同原告は地主の家で農業をして働いていた。

2 被告ジャパンエナジー株式会社

(一) 被告ジャパンエナジー株式会社の概要

被告ジャパンエナジー株式会社（以下「被告ジャパンエナジー」という。）は、鉱業、石油の生成及び加工業などを営む株式会社である。

一九〇五年（明治三八年）一二月、久原房之助は茨城県の赤沢銅山（後の日立鉱山）を買収して操業を開始し、一九一二年九月に久原鉱業株式会社を設立するが、これが被告ジャパンエナジーの前身となる会社である。久原鉱業株式会社は一九二八年一二月には日本産業株式会社と改称したが、一九二九年（昭和四年）四月に日本産業株式会社の鉱山・製錬部門を分離独立し、日本鉱業株式会社が設立された。

日本鉱業株式会社は、一九三三年九月に秋田県雄物川油田で原油生産を開始し、一九三九年八月には秋田県の船川製油所を買収し、戦後、一九五九年六月には、新潟県の中条油業所で天然ガスの供給を開始し、岡山県の水島製油所が操業を開始するなど事業を拡張し、一九六五年（昭和四〇年）八月には共同石油株式会社を共同設立することとなった。そして一九六六年七月には日本鉱業株式会社の石油販売部門を共同石油に譲渡した。

その後も、一九六九年三月には千葉県で袖ヶ浦潤滑油工場の操業を開始、一九七九年には東亜共石株式会社の経営を譲り受け、知多石油株式会社を発足させ、一九八一年四月には日鉱グールド・フォイル株式会社を設立、一九八五年五月には茨城県で磯原工場の操業を開始、一九八八年一月には米国グールド社を約一億ドルで買収し、銅箔回路材料事業本部を新設するなど事業を拡張してきた。

一九九一年七月に日鉱石油化学株式会社を設立、一九九二年五月には日鉱金属株式会社を設立し、同年一二月に前記共同石油株式会社と合併、社名を株式会社日鉱共石と改めて新発足、一九九三年一二月に社名を株式会社ジャ

パンエナジーに変更し、同時に新社章及び石油事業分野における新ブランドネームとして「JOMO」の使用を開始した。一九九四年七月には中国において潤滑油事業合弁会社である山西日本能源潤滑油有限公司を設立した。

二 被告ジャパンエナジーと強制連行との関わり

被告ジャパンエナジーは、第二次世界大戦中、静岡県峰之澤町の峰之澤鉱山と茨城県日立市の日立鉱山において、中国人労働者を受け入れて強制労働をさせていた。

日中戦争拡大による鋼鉄需要の拡大に応じ、被告ジャパンエナジーは、一九三八年（昭和十三年）四月に含銅硫化鉄鉱を産出する峰之澤鉱山を直営に移して坑内外の諸般の工事に着手し、一九四一年一〇月に機械選鉱場の主要部分が竣工して操業を開始し、一九四二年に機械選鉱場が完成し、同年において一月五五〇〇トンの処理能力を有し、これを操業するために従業員五〇〇名を確保していたが、戦争遂行のための鋼鉄需要拡大に伴い更に拡張を行い、第一次拡張として処理能力一カ月九〇〇〇トンへの拡張工事を一九四三年五月に開始

して一九四四年九月竣工、右竣工に先立つ一九四四年四月二五日に軍需会社法による指定鉱山の指定を受けたことから、第二次として処理能力一カ月一万三〇〇〇トンの拡張計画に基づき建設に着手するに至った。

もともと峰之澤鉱山は日中戦争勃発後に本操業に入った関係上、朝鮮人の移入によって労働力需要をまかなっていたが、一九四三年以降は朝鮮人の労働力も枯渇し、右拡張工事に基づく新規要員の充足は到底不可能という状況にあった。そこで、被告ジャパンエナジーは、華北労工協会との間で移入契約を締結し、峰之澤鉱山について二〇〇人の中国人労働者を移入することとなった。

日立鉱山は、前述のようにもとは赤沢銅山といい、徳川佐竹藩時代に開発されたものようであるが、被告ジャパンエナジーの前身である久原鉱業株式会社の創業者である久原房之助が、一九〇五年（明治三十八年）一二月、ここを買収して本格的に操業を開始し、日本有数の銅山として被告ジャパンエナジーの発展を支えて来た鉱山である。日中戦争当時においては、最も増産を要請されていた銅山であったが、日中戦争の拡大により日本人労働者の充足は全く不能となり、峰之澤鉱山と同様、朝鮮人の移入によって労働力需要をまかなって

いたが、一九四三年以降は朝鮮人の労働力も枯渇し、一九四四年度における非常増産命令の遂行はおろか平常の生産さえも全く不可能となることが予想されたため、中国人労働者及び俘虜によって労働力の充足を図ることとなった。一九四四年度第一・四半期における労働者の不足は八五〇名に達し、特に坑内夫、熔鑛夫などの直接工の不足が甚だしく、運搬関係において充足を最も緊要とする実情であったのである。そこで、被告ジャパンエナジーは、華北劳工協会との間で移入契約を締結し、日立鉱山についても、第一次から第五次まで合計九〇八人（但し、第四次は峰之澤鉱山からの移送であるのでこの人数に含まれない。）の中国人労働者を移入することとした。峰之澤鉱山についても、日立鉱山についても、被告ジャパンエナジー担当者三名が中国の塘沽まで中国人労働者を迎えに行き、それぞれの鉱山で引率してきた。

三 原告畢兆亜、同畢兆倉、同劉玉洪らの中国出国から帰国までの大まかな経緯
原告畢兆亜、同畢兆倉、同劉玉洪（以下、この第一二項において、「原告ら」という。）を乗せた船は、塘沽を一九四四年一月二三日に出港し、一九四五

年一月五日、下関港に到着した。原告らは、同日、列車に乗せられ、同月六日、峰之澤鉱山に到着した。そして、峰之澤鉱山で鉱山労働に従事させられていたところ、同年二月二八日、峰之澤鉱山の選鉱場が焼失するという事故があり、事故の事後処理的作業に従事させられた後、同年四月五日から同月六日にかけて、日立鉱山に移送され、以後、日立鉱山において鉱山労働に従事させられることとなった。同年八月一五日の終戦後も原告らはしばらく日立鉱山にとどまり、ようやく同年一月二六日に日立鉱山を出発し、同月二九日に博多港を出港して、同年一月二七日に塘沽に到着した。

四 原告らに対する強制連行の実態

1 拘束

原告畢兆亜、同畢兆倉は、いずれも、一九四四年の旧暦九月二三日ころの朝八時ころ、野良仕事に行くために一〇人ほどの仲間と共に道を歩いていた時、突然、日本軍に取り囲まれ、銃剣を突き付けられ、一〇人ほどの仲間と共に、縛られて酒金 という日本軍の駐屯地まで連行された。原告らはただ

の農民だったのであるが、日本軍は原告らを八路軍であると決めつけ、連行したのである。原告畢兆亜の兄の畢兆存（事業場報告書の名簿上は畢超存）もこの時、一緒に連行され、同様に被告ジャパンエナジの峰之澤鉦山で強制労働に従事することとなった（同人は一九四八年に死亡した）。

原告劉玉洪もまた、同月二四日の、まだ太陽も昇りきらない早朝、地主の家の庭を掃除していたところ、突然乱入してきた日本兵約三〇人に刀を突きつけられ、その場にいた他の三人の中国人と共に、縛られて酒金 という日本軍の駐屯地まで連行された。ここで、原告畢兆亜、同畢兆倉と合流することになったのである。

2 収容

原告らを含む一四名は、酒金 で土の壁で作った狭い家に全員押し込められた。そこは、柵に囲まれ、周りに犬がいて門のところには日本兵が見張っているという状況で、到底逃げられるものではなく、しかも八路軍だろうと言われて暴行を受けた。

原告らは、酒金 で四日ほど監禁された後、寨上の五分所というところに日本軍のトラックに乗せられて連れて行かれた。ここは、日本兵が捕まえた中国人労工を収用するために作ったところで、軍隊が見張っているのであるが、ここには一泊しただけで、列車で塘沽に連れて行かれた。その列車は一両だけで七、八人の日本兵と一四人の中国人が乗っていただけであるが、塘沽には大きな木造六棟の収容所があり、捕まえられた中国人が一〇〇〇人から二〇〇〇人ぐらいいた。

その収容所は電流の通った鉄条網で囲まれ、日本軍と中国傀儡軍が監視していたのであるが、それでも逃亡を試みる多数の中国人労働者がいた。しかし日本軍に発見され、銃で撃たれたり、刀で刺されたりして、数百人が殺されることとなり、原告畢兆亜はその死体を埋める穴を掘らされた。ここでの食事は極めて乏しく、大豆の屑を饅頭の形にした物が一日に一個支給されるだけであり、しかも水が支給されないので、自分の小便を飲まなければならないほどであった。数え切れないほどの餓死者が出たほか、寒さで凍え死んだ者も少なくなかった。船に乗って出発する前に、海に飛び込んで死んだ

者もいた。

3 移送

この塘沽にジャパンエナジー株式会社の三人の担当者が訪れ、原告らは、前述のように、塘沽で船に乗せられて同年（新暦）一月二三日に出港し、一九四五年一月五日、下関港に到着することになる。この船は本来貨物船であるが、貨物に乗せず、中国人労働者のみを約五〇〇人乗せて出港した。内、原告らを含む約二〇〇人はジャパンエナジー株式会社の峰之澤鉦山に連行され、ほかの約三〇〇人は秋田に連行された。ジャパンエナジー株式会社が華北劳工協会から引き渡されるはずであった人数はちょうど二〇〇人であったところ、極度の病弱者であった三名を除き、一九七名が乗船したのであるが、この一九七名のうち、船中で既に一〇名が死亡することとなる。死因は、栄養失調（四名）、大腸カタル（六名）に疲労衰弱が重なったためである。船中での食事は一日二回に増えたものの、相変わらず大豆の屑を饅頭の形にした物が一回に一個支給されるだけであり、みな栄養失調状態であるにもか

わらず、極度の船酔いで食事を取ることがほとんどできなかった。

原告らは、下関に着くと消毒され、直ちに列車に乗せられて日本兵の監視の元、峰之澤鉦山に到着した。しかし、この移動中にも栄養失調と大腸カタルで五人が死亡した。

五 原告らに対する強制連行の実態

1 峰之澤鉦山

(一) 労働内容と実態

峰之澤鉦山において、原告畢兆倉と同劉玉洪は、地下三〇〇メートルくらいもぐったところで、鉦石の分類の仕事をさせられた。原告劉玉洪は、木を切って運ぶ仕事に廻されたこともある。いずれもかなりの重労働であった。また原告畢兆倉は、畑仕事をさせられた。労働時間は、いずれも一日八時間から一〇時間くらいであり、重労働であるにもかかわらず、後述のように食事が少なく、さらに日本人が監視していて、少しでも手を抜くと殴られるので、まったく息抜もできず、疲労は蓄積し、日々衰弱していく毎日であった。

こうして、先に連行された一八二名（一九七名のうち、一五名は峰之澤鉱山に到着するまでの間に死亡した）のうち、実に六六名は日立鉱山に移るまでの三ヶ月の間に死亡してしまつたのである。

地下三〇〇メートルほどのところにある作業現場は落盤の恐れを感じるような危険なところであり、結局、火災事故が発生して閉鎖されることになつた。

(二) 衣服、食事、住環境

原告らは塘沽で上着を一着支給され、この一着を峰之澤鉱山にいる間ずっと着ていた。鉱山に着いてからぞうりを一足支給されたものの、靴も靴下も支給されたことはなかったが、静岡県といつても峰之澤鉱山は山奥であり、冬は雪が降るほど寒く、凍傷で足や足の指を切断したものがいたほどである。そして、朝は相変わらず大豆の屑を饅頭の形にした物を二個、夜にはおかゆを一杯というのが毎日の食事の内容であつた。重労働をしていることからすれば、塘沽や船の中と原告らの栄養状態に変わりはなかつた。

雪が降るほど寒いにもかかわらず木造の宿舎には暖房もなく、土の上に板

敷きで夜の冷え込みはひどかつた。風呂もなく、疥癬が蔓延していた。

(三) 多発した死傷・疾病

前述のように峰之澤鉱山に連行された一八二名のうち、実に六六名は日立鉱山に移るまでの三ヶ月の間に死亡してしまつたのであるが、その死因としては栄養失調が二三名、大腸カタル三五名、肺炎が一八名（ただし死因については重複がある）とこの三つの疾病で大半を占め、ほかに脳溢血、黄疸、腎臓病などによるものもある。これらの死因が、前述のような重労働、乏しい食事、寒さによるものであることは明白である。死に至らずとも大腸カタル、肺炎に罹患した者は多く（使者を含めて前者が四三名、後者が二三名）、栄養不良といえれば全員が栄養不良とすらいえた。疥癬に悩まされたものも多く、誰もが多かれ少なかれ疥癬に悩まされていた。

(四) 監禁

建物の回りには囲いがあつて、常に数人の監視があつた。被告ジャパネナジの従業員である守衛が八人いたほかに二名ないし五名の警察官が監視のために配属されていた。逃亡した者もあつたが、皆、簡単に捕まつた。

(五) 賃金

前述のように、被告ジャパンエナジーは、華北劳工協会との間では労働者の移入契約を締結したというかたちをとっており、そこでは、日本における訓練期間(一カ月)においては一人一日二円(食事付)、訓練期間経過後は普通賃金一人一日五円並びに出来高払(食事付)という契約内容が記載されている。しかし、原告らは強制的に日本に連行される過程において、労働契約を締結したこともなければ、仕事の説明を受けたこともなく、賃金の支払いの話など全く聞いたこともなかったものであり、日本到着後、帰国までの間に賃金を受け取ったこともない。

2 日立鉱山

(一) 労働内容と実態

日立鉱山において、原告畢兆倉と原告畢兆亜は、岩盤を砕いてできた鉱石を運ぶ仕事をさせられたが、これは大変な重労働だった。原告劉玉洪は、木を切って運ぶ仕事や畑を耕す仕事に廻された。また原告畢兆亜は、畑仕事を

させられた。労働時間は、いずれも一日八時間ないし九時間であり、坑内作業は二交替制だった。原告らは昼に働くことが多かったが、原告畢兆倉と原告畢兆亜は、夜に働くこともあった。

(二) 衣服、食事、住環境

原告らは日立鉱山で作業服を支給されたが、靴や靴下を支給されないのは相変わらずであった。

そして、食事は相変わらず大豆の屑を饅頭の形にした物だけであったが、朝に三個、夜に二個と量は若干増えた。

宿舎は板敷きで風呂もないことは峰之澤鉱山と変わらない。

(三) 多発した死傷・疾病

当初集められた二〇〇名のうち、峰之澤鉱山を出たときに残っていたのは、一一六名だけであったが、日立鉱山への移送の途中でも一名が死亡し、日立鉱山では八名が死亡した。帰国できたのは約半数の一〇七名ということである。日立鉱山の死者が減少したのは、屈強な者だけがここまで生き残ってきたこと、日立鉱山では食事の量が増えたこと、日立鉱山では中国人労働者

も医師の診察、治療を受けることができたことなどによる。日立鉱山での死者は心臓麻痺や肺炎が多く、労働の苛酷さに起因するものが多いことを推認させる。皮膚病が蔓延していたことはこちらも変わらない。

(四) 監禁

ここでも、逃走を防ぐため、常に監視があり、そもそも警察官詰所の前を通らなければ出入りできない構造になっていた。ここは大規模な鉱山であり、被告ジャパンエナジーの従業員である守衛が数十人、警察官も二四人が監視のために配属されていた。逃亡した者もあつたが、皆、簡単に捕まった。峰之澤鉱山から日立鉱山への移送の際にも数十人の警察官が見張っていた。

(五) 賃金

賃金が全く支払われていない事情は日立鉱山においても全く変わらない。

六 原告らの送還

前述のように、一九四五年八月一五日の終戦後も原告らはしばらく日立鉱山にとどまり、ようやく同年一月二六日に日立鉱山を出発し、同月二九日に博

多港を出港して、同年一二月七日に塘沽に到着した。

第一三 原告温進翰、同呂福國、同張俊月、同谷大垣、同ト樹梓、同ト小嶺、同劉敬章、同李運徳と被告三菱マテリアル株式会社について

一 当事者

1 原告

(一) 原告温進翰 (ウエンジンハン)

原告温進翰は一九二五年一月一二日生まれで当年七一才である。強制連行された当時、河北省献県小趙屯に居住していた。当時の家族構成は、祖父母、父、姉二人、弟、と本人の六人であった。父親は内蒙古に出稼ぎに出たので、祖父と弟と原告温進翰の三人で農民として右居住地で働いていた。

(二) 原告呂福國 (リュフウグオ)

原告呂福國は生年月日不祥、一九四四年連行当時数えで一六才であったと

ころから、当年約六九才である。強制連行された当時、原告呂福國は河北省献県双郷虎・趙庄に居住していた。当時の家族構成は母、妻、妹と原告呂の四人であった。原告呂福國は当時現地で農業を営んでいた。なお日本で働いていた当時の名前は呂國であった。現住所も右に同じである。

(三) 原告張俊月（ジャンジュンユエ）

原告張俊月は生年月日不祥、一九四四年連行当時数えで一九才であったところから、当年約七二才である。強制連行された当時、原告張俊月は河北省献県双郷許能屯に居住していた。当時の家族構成は父母、妹と原告張の四人であった。原告張俊月は当時現地で父と一緒に農業を営んでいた。なお日本で働いていた当時の名前は張満であった。

(四) 原告谷大垣（グウダホン）

原告谷大垣は、一九二五年二月一日（旧暦）生まれで当年七二才である。強制連行された当時、原告谷大垣は河北省晋県南小吾に居住していた。当時家族は父、兄と原告谷の三人であった。家族全員で小作として農業を営んでいた。

(五) 原告ト樹梓（ブウシユズ）

原告ト樹梓は一九二二年六月六日（旧暦）生まれで当年七五才である。強制連行された当時、原告ト樹梓は河北省献県双郷許能屯に居住していた。当時家族は父、妻、兄嫁（兄は別のところにいた）と原告ト樹梓の四人であった。父は農民であり、原告ト樹梓もその手伝いをしていた。

(六) 原告ト樹嶺（ブウシユリン）

原告ト小嶺は生年月日不祥で、当年七一才か七二才である。強制連行された当時、原告ト樹梓は河北省献県双郷許能屯に居住していた。当時家族は母、と原告ト小嶺の三人であった。妹がいるが、既に結婚して他所にいた。原告ト樹嶺は当時農業を営んでいた。なお日本で働いていた当時の名前はト小嶺であった。

(七) 原告劉敬章（リュウジンジャン）

原告劉敬章は一九一六年二月一六日（旧暦）生まれで当年八一才である。強制連行された当時、原告劉敬章は河北省交河県泊鎮任英村北大車道に住していた。当時家族は母、六才と四才の娘が二人、原告劉敬章の四人であ

った。妻は既に他界していた。原告劉敬章は農民であつた。

(八) 原告李運徳(リーユンダエ)

原告李運徳は一九二七年一月一五日(旧暦)生まれで、当年六九才である。強制連行された当時の居住地は、河北省献県陣庄鎮である。当時家族は母一人であり、生活は厳しかった。原告李運徳は農民として働いていた。

2 被告三菱マテリアル株式会社

(一) 被告三菱マテリアル株式会社の概要

被告三菱マテリアル株式会社(以下「被告三菱マテリアル」という)は、明治六年一二月に三菱商會が吉岡鉱山を買収し、金属鉱山の経営に着手したところに端を発する。大正七年四月、三菱合資会社から鉱業関係の資産を継承する形で、三菱鉱業株式会社が設立される。本件強制連行の問題となつていた一九四四年当時、被告三菱マテリアルはこの商号で営業をしていたものである。

戦後は一九五二(昭和二七)年一二月に三菱金属鉱業株式会社に商号を変

更し、次に一九七三(昭和四八)年一二月に三菱金属株式会社に商号変更し、さらに一九九〇(平成二)年一二月には三菱鉱業セメント株式会社と合併して、社名を現在の三菱マテリアルに変更している。

同社は平成九年三月の第七二期決算期には資本金九九三億九六〇〇万、同期おける売上高七四九四億円、経常利益は約一〇五億円、純資産額は二兆九二二八億円にも及ぶ巨大企業である。

(二) 被告三菱マテリアルの事業場

当時被告三菱マテリアルの事業場は、三菱美唄・三菱大夕張・三菱尾去沢・三菱勝田・三菱飯塚・三菱高島端島・三菱高島新坑・三菱崎戸三菱槇峯の八ヶ所にある。八ヶ所の事業場の中国人強制連行者の総数は、二〇七九人とされている。本件訴訟における強制連行被害者原告は三菱高島新坑及び三菱崎戸の両事業場に連行されたものである。

二 連行の実態

1 拘束

(一) 原告温進翰

一九四四年五月、原告温進翰が朝七時頃に一人で畑で仕事をしているとき、日本軍人がやってきて連行された。日本軍は手当たり次第に村の男をひっ捕っていき並ばせた。そしてその中から原告温進翰を含めて健康そうな男を村の中から一三人選び、そして軍の駐屯地に連れて行かれた。なおこの連行の六ヶ月前に原告温進翰は結婚をしたばかりであった。

(二) 原告呂福國

一九四四年五月、原告呂福國が朝八時頃畑で仕事をしていると、突然相当な人数の日本軍に囲まれて連行された。何か会合のようなものをするからといって追い立てて銃で突つかれるようにして連行されたものである。

(三) 原告張俊月

一九四四年五月麦の収穫を終えた頃、昼間畑仕事をしていると、たくさんの日本人とか漢奸に囲まれて連行された。

(四) 原告谷大垣

一九四三年五月頃、原告谷大垣が畑仕事をしている最中に、突然日本軍が

来て何の理由もなく原告谷を捕まえ、同じ村の体力の有りそうな若者と一緒に連行した。

(五) 原告卜樹梓

原告卜樹梓は一九四四年五月(旧曆)の端午節の前、朝六時から七時頃の間、日本人三〇人、中国人(漢奸)一〇〇人くらいがきて、銃を突き付けるようにして畑に仕事に行けといわれて広場に集められた。

(六) 原告卜樹嶺

原告卜樹嶺は、一九四四年五月(旧曆)、日本兵が来るということを知ったので、麦畑の方へ逃げて仕事をしている振りをしてしたが、日本兵に見つかって広場に行けといわれて追い立てられるようにして連行された。

(七) 原告劉敬章

一九四四年五月(旧曆)午後二時くらいだった。原告劉敬章が畑で仕事をしているところに中国人(漢奸)日本人あわせて七〇人から八〇人くらいがやってきて、畑を囲まれ、そこで働いていた原告劉敬章を含めた農民六人が連れて行かれた(この六人は結局すべて高島に連れて行かれた)。連れて行

くときは何か話し合いをするというようなことだったが、実際には日本人たちは銃を持っていたし、行かないそぶりを見せると殴られた。

(八) 原告李運徳

一九四四年五月、原告李運徳が麦の刈入をしているときに、二台の車に乗った日本軍人及び中国人(漢奸)がやってきて、原告李運徳の住んでいた村から一七人の若い男が引つ張られていった。

2 収容

(一) 原告温進翰

原告温進翰を含めた同じ村の一三人は、一旦軍の駐屯地に連れて行かれ、そこから、さらに日本の車で一三人を交河大獄に連れて行かれ収容された。ここは鉄柵や鉄の門であったのでとても逃げることでできないものである。ここに収容された後、泊鎮駅にいきそこから汽車で塘沽に連れて行かれた。この間ずっと日本軍が監視し、泊鎮からは中国の警察も随行した。

(二) 原告呂福國

連行後許能屯に連れて行かれ、そこから富鎮へ、富鎮から交河大獄へ連行された。この交河大獄に収容された後、泊鎮から汽車に乗って塘沽まで連行された。この間ずっと日本軍が監視し、泊鎮からは中国の警察も随行した。

(三) 原告張俊月、同ト樹梓、同ト樹嶺

許能屯で広場に集められ、トラックで富鎮と通って、そして交河大獄に連れて行かれた。その後の塘沽までの経過・監視の状況は右の原告呂福國と同様である。

(四) 原告谷大垣

連行後、まず右字庄にあった日本軍の南兵営というところに約一〇日間ほど収容された。そこでは逃亡を試みたものもいたが、発見され殺されてしまった。その後塘沽に連れて行かれ、塘沽の収容所に二週間ほど収容されていた。ここでも日本軍人が監視しており、棒や銃剣で殴られることがあって、二〇〇人ほどの暴動も起きたが鎮圧され何人もの中国人が殺された。ここでの食事はコーリヤンで作った饅頭が一回に一個、一日三回与えられるだけであった。

(五) 原告劉敬章

大車道から許能屯まで原告劉敬章を含む六人が一緒に連れて行かれ、その後の経過は(三)の原告と同様である。

(六) 原告李運徳

原告李運徳を含めた一七人が陣庄鎮から許能屯まで連れて行かれた。その後の経過は(三)の原告と同様である。

3 移送

(一) 原告呂福國、同張俊月、同温進翰

塘沽に七、八日いてから右原告らを含む総勢約四一〇人が一九四四年七月に入ってから船に乗せられ、約一〇日の航海で同年七月一四日頃門司に到着した。そこで消毒を受け長崎に汽車で向かい、長崎で二〇五人ずつに二つに分けられ、原告呂福國らは再び船に乗って、当時の三菱鉱業所崎戸事業場にわたった。もう一組の二〇五人は次に述べるように三菱鉱業所高島事業場に向かっている。原告呂福國らが崎戸についたときには既に約二三〇人の中国

人が先に来ていた。原告呂福國らはこの島について始めて被告三菱の事業場で働くことを知ったのである。

(二) 原告谷大垣

塘沽から船に乗り大連・朝鮮を経由して約一〇日間で日本に到着し、そこから汽車で長崎まで行き、長崎から再び船に乗って崎戸事業場についた。崎戸事業場には一九四四年七月のほぼ同時期に二三人と二〇五人の二団が到着しているが、原告谷大垣が個のいずれに属していたかは現時点では特定できない。

(三) 原告卜樹梓、同卜樹嶺、同劉敬章、同李運徳

塘沽から長崎までの行程は前記2(二)の原告呂福國らと同様である。原告卜樹梓らを含む二〇五人は長崎から被告三菱の高島事業場へ船で渡った。高島事業場には原告卜樹梓らの到着の前には中国人は連行されておらず、その後も高島事業場に連行された中国人はいなかった。

三 強制労働の実態

1 崎戸事業場（原告温進翰、同呂福國、同張俊月、同谷大垣）

崎戸事業場の当時の正式名称は、三菱鉱業所崎戸砒業所（長崎県西彼杵郡崎戸町蛸浦郷）であり、作業内容としては炭坑労働、石炭採掘であった。

（一）労働内容と実態

原告らは崎戸事業場に到着すると、相当期間労働には従事せず、仕事の内容を教えられ、工具（例えば、スコップ・つるはし）などに関する基本的な日本語を教え込まれ、また整列して歩行する訓練も受けた。

労働の内容は基本的に、炭坑労働である。石炭を掘り、運び、坑道の枠組を作ったり、トロツコの軌道を確保する等の様々な仕事がそれぞれに与えられた。当初何かの施設を保護する目的で石運びをさせられ、運んだ石で囲いを作り、その囲いをセメントで固めるという作業もなされた。また、全員ではないが、相当の人数の中国人が防空壕を掘る仕事に従事させられた。この防空壕を掘るときには警察の監視があったし、具体的な指示も受けている。実際には高島事業場とは異なり空爆はなかったが、飛行機が飛来したことがあり、防空壕に入ったことはあった。

労働時間は一二時間で、朝番は日が昇ってから沈む頃まで、夜はその逆の時間帯であった。一週間又は一〇日間で朝と夜が交代した。

仕事の際は、号令から始まってすべて日本語で指示される。日本人の監督は日本語が解らない中国人に対して命令が伝達されないとして怒って殴ったり、機嫌の悪いということだけでも殴ったことがあった。

また、食糧事情に絡んで日本人のものを盗んで食べたりすると集団で大変な暴行を受けた。原告温進翰の経験によれば、一人の中国人が日本人の物を盗んだため、原告温も含めて三〇人くらいの中国人が暴行を受け、手を前に差し出して上体を前に折り曲げ、背中と腰に石をのせて一時間ほどその姿勢でいることを強いられたり、井戸に頭を突っ込まれて意識を失うまで痛めつけられて、翌日には一食分を抜かされたということがあったという。

また、炭坑の中は水が出るために、長時間水に浸かって作業をしなければならず、そのため関節を痛めた者も多かった。落盤事故はもちろん多発した。

（二）衣服・食事・住環境

衣服は、服と地下足袋と毛布が塘沽で支給された。結局この服を最後まで

そのまま使っていた。

食事は、極めて貧しい状態であった。朝晩は饅頭（マントウ）が一、二個しか出なかった。昼は饅頭二個と竹で作った水筒に水を入れて、それを持参して坑道の中で食事を取った。一日の食事を一食で食べても足りないほどだった。

育ち盛りの若者ばかりであり、誰もが空腹状態であった。原告温はあまりに空腹だったので海に流れついたミカンの皮を食べた記憶があるというほどである。誰もがづらい思い出として空腹のことを話すのである。

収容されていた建物は平屋で二段ベットだった。中国人を収容するための建物は二棟あったものと思料される。暖房施設は一切なかった。

（三） 死傷事故、疾病

崎戸事業場では約六三人が亡くなっている（さらに帰国送還時に一名であるので六四人となる）。死亡率は一四、四％である。中には逃亡が原因で首を切られて死亡したものもいる。自殺者もいた。基本的には食糧事情が極めて貧困であったことが要因となっている。疾病については記録上は伝染性疾

患、呼吸器病、消化器病として多数報告されている（罹病者数一四一九人）。罹病率は三二五、五％となっている。

なお、崎戸事業場に連行された中国人被害者のうち二七人が何らかの容疑を一方的にかけられて逮捕され、その後長崎刑務所に収容されていたため、一九四五年八月九日に投下された原子爆弾によって二七人全員が死亡している。

（四） 監禁

崎戸事業場は小さな島の中にあつたので、もともと逃亡等は不可能であり、監視のための特段の施設を必要としていなかった。ただもちろん、会社の事務所は中国人の収容されていた建物のそばにあつたし、その会社事務所の中に或いはそれと並んで警察の詰所のような部屋も存在した。

（五） 賃金

賃金については、一度も支払うというような約束もなく、払われた実績もない。

2 高島事業場（原告卜樹梓、同卜樹嶺、同劉敬章、同李運徳）

高島事業場の当時の正式名称は、三菱鉱業所高島砒業所新坑（長崎県西彼杵郡高島村）であり、作業内容は崎戸と同様炭坑労働、石炭採掘であった。

（一）労働内容と実態

崎戸事業場と高島事業場は同じ三菱鉱業所の事業場であったので、形態は非常に似ている。崎戸事業場の場合と同様に事業場に到着後はまず日本語を習わされている。トロツコのスイッチはどこかなどという作業についての簡単な説明も受けて、炭坑労働に従事するようになる。高島炭坑は中国人が行く前に既に相当掘り進められており、中国人は第七層を掘り進めることとなった。日本人が中国人の担当する作業、例えば運搬などに従事することはなかった。労働の時間は、朝番が朝起きてから夕方に帰ってくる一二時間の二交代制で、一〇日で朝番と夜番とが交代することになっていた。寮から坑道入り口までは海岸沿いの道を歩くのであるが、隊列を組んで歩かされた。

全体が二隊に分かれ、それが八班に別れていた。それぞれの班は一二人だった。

崎戸事業場の場合と同様、日本人の命令によって中国人が防空壕を掘らされている。高島事業場では実際に空襲があり、寮長（日本人）の指示で実際に防空壕の中に入っている。爆撃によって発電所が破壊され、その後仕事ができなくなった。

仕事中に日本人が中国人に対して言葉が通じなかったり機嫌が悪いというだけで殴ったりすることは高島事業場でも同様であった。日本人の暴行に対して食べるものもろくに食べていない中国人たちはただ殴られるばかりであった。原告劉敬章は、この暴行を苦にして一九四五年の春節を過ぎて仕事を始めた頃に自殺を図ったことがあるという。

また就業の状況はそのまま生存に関わっていた。一回休むとその原因の如何に関わらず饅頭が半分に減らされた。原告李運徳は作業中にガスが目に入っただけで目が見えなくなったため医者に連れていってもらい一日作業ができなかったのであるが、たとえこのような理由であってもその結果として饅頭は減らされた。

（二）衣服・食事・住環境

衣服は、支給が極めて少なく、作業着は最初に支給されただけだった。地下足袋は二回程度変えることができた。冬の支度については、四四年一〇月頃袖なしの半纏が支給されただけで冬はそれ一枚で防寒着ということだった。

食事は、極めて貧しかった。朝はおかゆ一杯か饅頭一個、昼も饅頭一個、夜も饅頭一個、おかずはたくあん一切れで、ほかには魚が稀に出ることがあった程度である。海には近かったが、自分たちでは魚を獲ることはできなかったし、実際にそれだけの体力は残っていなかった。中国人強制連行の被害者が共通してつらかったと話すのは、食事があまりに貧しくて、空腹だったということである。

住居は、大きな建物ひとつに二〇五人全員が収容された。この建物にはもちろん中国人だけが収容されていた。ベットは二段になっていた。もちろん暖房は一切なかった。

(三) 死傷事故、疾病

高島事業場では一七人が死亡している。死亡率は七、三％である。その原

因となったのは基本的に貧困な食生活であった。罹病者数は延べ三八九人、罹病率は、一八九、八％である。

もちろん、作業中の落盤などで生傷は絶えなかったものの、現場或いは寮には医師はおらず、街の中にいる医者のところまでいかなければならなかった。

(四) 監禁

ここは崎戸事業場よりも小さな島であるので、逃走という点ではさらに現実性はなく、鉄条網や塀もなかった。警察官は寮長たちと同じ建物に住んでいた。

(五) 賃金

賃金については、一度も支払うというような約束もなく、定期的に払われた実績はない。ただ、原告の一部には中国の家族へ送金をした者もいるが、そのような事実はなかったという者もある。また帰国する際に、高島で船に乗るときに若干の金銭（何十円の程度）を渡されたという者もあるが全体として確認できるにはいたらない。

日本人寮長が帰国する際に後でお金を送るといふような話もしていたが、もちろんそのような送金はなかった。

五 送還の実態

1 崎戸事業場

送還は一九四五年十一月二〇日頃から始まっている。崎戸から佐世保へ、佐世保から塘沽に船で渡り、そして多くのものは天津を通過して自分の家に帰っている。この帰国の船の中でふるさとへの思いを胸に抱きながら、一名が無念の死を遂げている。

2 高島事業場

高島からは帰国送還時に一八八人が船に乗せられている。帰国の経路は右の崎戸の原告らと同様である。

第一四 被告日本国の責任

一 法的評価の対象となるべき被告国の行為

1 違法評価の局面

本件で原告らが違法かつ有責であると主張する被告国の行為は、以下の二つの局面から考察することができる。

(一) 政策自体の違法

前項までに述べたところから明らかなおり、中国人に対する強制連行・強制労働は、交戦国である中国の一般住民を組織的な奴隷労働に従事させることを目的として、被告国が企画・立案・実行した、侵略戦争遂行のための政策の当然の帰結に外ならず、その政策の実行に関与した個々の日本軍人、警察官及び関係公務員を始めとする国若しくは国の機関に雇用された被用者（以下「日本軍人等」という。）の個々の行為のみにとどまらず、一連の政策それ自体が、違法な侵略戦争遂行のために行なわれた違法行為（戦争犯罪）を構成する。

したがって、本件で被告国の責任を論ずるにあたって第一にその違法評価の対象とされるべきは、中国人に対する強制連行・強制労働政策そのものである。原告らの損害賠償請求は、被告国のこの政策が、全体として国際法及び国内法のいずれの観点からも違法とされ、政策実行の結果被害を被った原告ら個人が、被告国に対して損害賠償請求権を行使し得るというものである。

(二) 日本軍人等の個々の行為の違法

仮に第一に述べた被告国の政策そのものの違法が認められない場合でも、原告らに対する強制連行・強制労働を実行するにあたり、これに関与した個々の日本軍人等の違法行為は、当然に被告国の責任を発生させる根拠事実となる。したがって、第二に、これら日本軍人等の個々の行為が違法評価の対象となる。

2 違法評価の規範（国際法と国内法）

被告国の責任は、強制連行・強制労働が戦争犯罪としての本質を有することから、違法評価の基準となる規範の面においても多面的な考察を必要とする。次項以下には、第一に、この政府による強制連行・強制労働政策及びその政策の実行のために日本軍人等が行なった個々の行為が、本件当時被告国が国際的に遵守義務を負っていた数々の国際条約、国際慣習法上の明白な義務違反を構成するものであることを明らかにし（二一1〜4）、第二に、これらの政策及び行為が、国際法上の義務違反を構成するだけでなく、同時に当時の中国及び日本の国内法の関係規定に照しても、明白な違法行為（犯罪行為）を構成するものであった点を明らかにする（同5、三）。

二 強制連行・強制労働の違法性

1 奴隷条約及び国際慣習法としての奴隷制の禁止違反

(一) 奴隷条約

奴隷制の禁止については、すでに一九世紀から一八一四年・一八一五年パリ平和条約、一八四一年ロンドン条約、一八六二年ワシントン条約などが存在し、国際法の中でも最も早くから一般国際法の強行規範、いわゆるユス・コーゲンス (*jus cogens*) とみられてきた事象である。第一次大戦後に発足した国際連盟は、一九二四年六月一二日に連盟理事会が奴隷制度に関する一切の問題を調査するために暫定奴隷委員会を設置し、同委員会の検討の成果は一九二六年九月二五日採択、一九二七年三月九日発効の「奴隷条約」として結実した。

「奴隷条約」は、第一条において、「奴隷制度とは、その者に対して所有権に基づく一部又は全部の権能が行使される個人の地位または状態をいう」と定義し、奴隷労働を奴隷制度と奴隷取引の禁止の観点から規制した。これは奴隷とされる個人の立場からみれば、奴隷の状態又は隷属状態におかれないことを意味することは当然である。注目すべきは、条約が前文において、特に「強制労働が奴隷労働に類似する状態に発展することを防止

する必要がある」ことを条約締結に際して考慮されるべき理由として挙げている点である。これを受けて第五条一項は、「締約国は、強制労働の利用が重大な結果をもたらすことがあることを認め、(中略)強制労働が奴隷制度に類似する状態に発展することを防止するためにすべての必要な措置をとることを約束する。」とした。強制労働が条約が禁止する奴隷制と同様に禁止されるべきものであることを明らかにし、更に同条二項(2)は、強制労働が限定的に許される場合においても、その労働は「必ず例外的性質のものでなければならず、常に十分な報酬を受けるものとし、並びに労働に服するものを通常の居住地から移動させるものであってはならない。」としたものである。

(二) 慣習法としての奴隷制禁止

被告国は、「奴隷条約」を締結・批准していないが、奴隷制度及びこれに類似する強制労働の禁止は、本件当時すでに国際慣習法として確立していたと考えられる。一九四八年一二月に国連総会において決議された世界

人権宣言は第四条において「何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。」と規定し、この奴隷制禁止に関する国際慣習法を確認した。また、国連は一九五三年一〇月二三日採択、同年一月七日発効の「一九二六年九月二五日に署名された奴隷条約を改正する議定書」（奴隷条約改訂議定書）、及び一九五六年九月七日採択、一九五七年四月三〇日発効の「奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約」（奴隷制廃止補足条約）で、重ねて奴隷制及びこれに類似する強制労働の廃止の原則を確認し、補充した。

（三） 条約・慣習法違反

被告国の中国人に対する組織的な強制連行・強制労働政策は、「奴隷条約」が禁止する奴隷制もしくはこれに類似する制度に外ならず、仮にそうでないとしても同条約が禁止する奴隷制度類似の強制労働にあたることは明らかである。

2 人道に対する罪違反

（一） 新たな戦争犯罪としての人道に対する罪

第二次大戦中の日本軍の戦争犯罪のうち特に平和と人道に対する罪を犯した重大な戦争犯罪人に対しては極東国際軍事裁判所が設置され、日本の主要な戦争犯罪人が裁かれた。極東国際軍事裁判所では、ナチスドイツの戦争犯罪人を裁いたニュルンベルグ国際軍事法廷と同様に、それまで国際法上認められていた通常の戦争犯罪（後に述べるハーグ陸戦規則及びその他の国際人道法違反の行為）の外に、新たに「平和に対する罪」（侵略戦争の計画、準備、開始、実行のための共同計画・共同謀議への参加）と「人道に対する罪」（大量殺りく、奴隷虐待使等の非人道的行為、政治・人種等の理由による迫害行為）が訴追の対象とされた。連合軍最高指令官マッカーサーの指令により布告された「極東国際軍事裁判所条例」（一九四六年一月一九日交付）は、この人道に対する罪について次のように定義

している。

すなわち、人道に対する罪とは「戦前又は戦時中に為されたる殺戮、殲滅、奴隸的虐使、追放その他の非人道的行為、若は政治的又は人種的理由に基づく迫害行為であつて犯行地の国内法違反たると否とを問わず本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に關聯して為されたるもの」(第五条一項(ハ)項)をいい、この何れかを「犯さんとする共通の計画又は共同謀議の立案又は実行に参加せる指導者、組織者、教唆者及び共犯者は、斯かる計画の遂行上為されたる行為の一切の行為に付、其の何人に依りて為されたるとを問わず責任を有す」(同条二項)るとされた。

(二) 人道に対する罪と極東国際軍事裁判所判決の国際的承認

ニュルンベルグ国際軍事裁判所条例において認められた「人道の罪」に対する戦争犯罪処罰を含む国際法の諸原則は、第一回国連総会において全会一致で確認されている(決議三「I」九五「I」)。さらに、一九五一年に我が国が四八カ国の連合国と締結した「日本国との平和条約」(サンフランシスコ講和条約、一九五二年四月二八日効力発生、公布「条約五号」、発効)において、被告国は極東国際軍事裁判所の裁判を受諾し(第一一条)、日本国政府として、右判決の正当性を承認した。

(三) 強制連行・強制労働と人道に対する罪

中国人に対する強制連行・強制労働が、極東軍事裁判所の判決によって違法な侵略戦争であると明確に認定された戦争の遂行のために企画・立案・実行された政策であり、極東軍事裁判所の「管轄に属する犯罪の遂行として又は之に關聯して為されたるもの」であることはいうまでもない。そして、その実体は、被占領下にある交戦国の一般住民に対する「奴隸的虐使」又はそれに匹敵する「非人道的行為」を行なうための政策であり、その犯罪を「犯さんとする共通の計画又は共同謀議の立案又は実行に参加せる指導者、組織者、教唆者及び共犯者」は、これら人道に対する罪を犯した者といえることは明らかである。

(四) 人道に対する罪違反と加害国の賠償責任

人道に対する罪は、戦争犯罪のうち特に残虐行為に加担した個人の犯罪の構成要件を規定したものはあるが、その個人が政治家の資格であれ、軍人の資格であれ、刑事罰に処せられるほどの違法行為をしたことは、とりもなおさずその違法行為から生じた結果について、当事者の国家もその責任を免れないことを意味する。個々の軍人が行なった戦争犯罪に対する処罰と当該行為の結果に対する国家の賠償責任の関係については、一般の戦争犯罪についてではあるが、ニュルンベルグ国際軍事法廷がその判決の中で次のように述べていることが参考になる。すなわち、同判決は「ハーグ条約はどこにもかかる実行（ハーグ陸戦条約及び陸戦規則によって禁止される行為の実行―代理人）を犯罪であると述べておらず、いかなる文も規定されず、犯罪者を裁判しかつ処罰する裁判所についても言及していない。しかしながら、過去多年にわたり、多くの裁判所はこの条約の定めた陸戦規則に違反した罪ある個人を裁判しかつ処罰してきた。」と述べて、国際慣習法上戦争犯罪として確立されてきたハーグ条約及び同規則違反の

行為については民事上は加害国が損害賠償の責任を負うが、当該加害行為は刑事訴追の対象となることを明らかにした。そして、ハーグ条約違反の行為が、交戦当事国の損害賠償責任を発生されるだけでなく、その実行者が戦争犯罪人として処罰の対象となるという理は、当然ながら、より重大な戦争犯罪である人道に対する罪にも当てはまることはいうまでもない。人道に対する罪は個人の刑事責任を問うものであるから、その戦争犯罪者の当事国の国家としての賠償責任を基礎づけるものではないなどという議論は、一般の戦争犯罪のほか特に平和及び人道に対する罪が訴追された歴史的経緯とその罪の本質及び犯罪がもたらした甚大かつ未曾有な惨禍に目をつぶる者の悪しき形式論にしかすぎないのである。

3 ILO第二九号条約「強制労働に関する条約」違反

(一) 強制労働の禁止

一九三〇年六月二八日、国際労働機関（ILO）総会第一四回会期にお

いて「強制労働ニ関スル条約（第二九号）」（強制労働条約）及び勧告第三五、第三六号が採択され、日本は一九三二年一月二一日に同条約を批准した（条約第一〇号）。

この条約において強制労働とは、「或る者が処罰の脅威のもとに強制せられ且つ右の者が自ら任意に申し出たるに非らざる一切の労務を謂う。」と定義されており（第二条一項）、締約国は、「能ふ限り最短期間内は一切の形式に於ける強制労働の使用を廃止すること」を義務付けられ（第一条一項）、強制労働が廃止されるまでの間においても、「経過期間中公の目的の為にのみ且つ例外の措置として使用」することができるが、その場合も条約の定める条件及び保障に従わなければならないとされた（第二条二項）。強制労働が例外的に認められる場合でも、労働従事者の限定（未成年者や高年者、女性の除外など、第一条）、労働期間（第一条）と労働時間の限定（第一三条）、相当な報酬の保障（第一四条）、労働災害への補償（第一五条）、健康の保持（第一六条）などについて条約は厳しい制限を課している。対象となる労働の種類にも制限があり、とりわけ鉱山における地下労働のために強制労働は使用できないとされる（第二二条）。

（二） 私人に対して強制労働を禁止する締約国の義務

強制労働は、締約国である国若しくはその機関が行なう場合だけでなく、私人がこれを課すことも禁止される。すなわち、第四条は、締約国の権限ある機関は、私人のために、強制労働を課し又は課すことを許可することはできないと規定し、第五条は、私人に与えられる免許は、私人が利用し又は取り引きする生産物の生産又は蒐集のためのいかなる形式の強制労働を生じさせることはできないと規定し、私企業が強制労働を行なうことを禁ずることも締約国の義務であることを明文で規定している。したがって、被告国は、中国人の強制連行・強制労働が、民間企業の作業現場において、当該企業の事実上の監督の下に行なわれたという事実をもって、自らの責任を免れることができないことはこの条文からも明らかである。

なお、強制労働の不法な強要は刑事犯罪として処罰されなければならない、そのための法令の整備及びこれに基づく犯罪者の処罰も締約国の義務とさ

れている（第二五条）。

（三） 条約違反

中国人に対する強制連行・強制労働は、まさしく条約第二条一項が禁止する強制労働に外ならず、その実態が、期間が無限定で、労働時間が長時間の奴隷的労働を課し、さらにその労務に対し無報酬で、災害への補償なく、労働者の健康の保持についての配慮なども全くないものであり、しかも原告らの場合がそうであるように、労働の大部分が条約で明文で禁止されている鉱山労働であったことから、これらが明白に「強制労働ニ関スル条約」の前記各引用条文に反するものであったことは議論の余地がない。

4 国際人道法（ハーグ条約及び附属規則）違反

（一） 一九〇七年ハーグ陸戦条約

一九〇七年にロシア皇帝の提唱により、当時の世界のほとんどすべての国にあたる四四カ国が参加して第二回ハーグ平和会議が開催された。戦時

国際法（戦争法）のみならず、国際法にとって法典化作業の最初の例となつたこの会議では、それまでは国際慣習法として存在していたにすぎなかつた戦争法を条約化することが試みられた。この会議で採択された一三の条約のうち一二の条約が戦争法に関するもので、その中でも最も重要な条約が、陸戦に関する諸法規を包括的な体系の下に成文化した「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（ハーグ陸戦条約）及びその附属書の「陸戦ノ法規慣例に関する規則」（ハーグ陸戦規則）である。一九〇七年ハーグ陸戦条約は、一八九九年の第一回ハーグ平和会議で採択された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」を改訂したものであるが、その主張な改訂点は、後に詳細に述べる同条約の第三条の損害賠償条項の追加であつた。

一九〇七年ハーグ陸戦条約及び規則に含まれる諸問題については、一九二九年の「捕虜の待遇に関する条約」を経て、現在ではジュネーブ四条約（一九四九年八月一二日、ジュネーブ外交会議「戦争犠牲者保護のための国際条約作成のための外交会議」で採択された四条約）や、その二つの追加議定書等で個別に独立の新しい条約が結ばれており、これら戦時にお

ける戦闘従事者及び非戦闘員の扱いに関する国際法は国際人道法といわれる法領域を形成している。この国際人道法の中でも、今日においても陸戦に関する諸法規を体系化した唯一の条約として、ハーグ陸戦条約は不滅の意義を担うと評価されているのである。日本は、一九一一年一月六日にこの条約を批准し、一九一二年一月一三日に公布（条約四号）、二月一二日に発効している。

（二）ハーグ陸戦規則

ハーグ陸戦条約第一条は、「締約国は、其の陸軍軍隊に対し、本条約に附属する陸戦の法規慣例に関する規則に適合する訓令を発すべし。」と規定し、その附属規則であるハーグ陸戦規則は第三款を「敵国の領土に於ける軍の権力」に関する規則にあて、以下のような占領地において軍が遵守すべき規則を定めている。すなわち、規則第四二条は、占領地域の定義について「一地方にして事実上敵軍の権力内に帰したるときは、占領せられたるものとす。」とし、同第四三条は、「国の権力が事実上占領者の手に移

りたる上は、占領者は、絶対的の支障なき限、占領地の現行法律を尊重して、成るべく公共の秩序及生活を回復確保する為施し得べき一切の手段を尽くすべし。」として占領地の法律の遵守を規定した。更に同第四六条は、「家の名誉及び権利、個人の生命、私有財産並宗教の信仰及其遵行は、之を尊重すべし。私有財産は、之を没収することを得ず。」として、占領地の住民の私権が尊重されるべきことを明記した。また同第五二条は、占領地における徴発と課役について、「現品徴発及課役は、占領軍の需要の為にするに非されは、市区町村又は住民に対して之を要求することを得ず。徴発及課役は、地方の資力に相応し、且人民をして其の本国に対する作戦動作に加うるの義務を負はしめざる性質のものたることを要す。」と定められている。

（三）遵守されるべき占領地の法律、私権の内容

中国人に対する強制連行・強制労働が実施された時期、及び強制連行が実施された場所は、傀儡政権による行政権限の行使の有無のいかんにかか

わらず、事実上、日本軍が侵略戦争の交戦国としていた相手国の領土内で軍事的制圧の下において行なわれた行為に外ならないから、同規則の適用のある占領地における軍の権力の行使が問題となる場合である。

軍人でもない一般文民（住民）を、軍隊による物理的脅迫の下に強制的に居住地から連行し、強制労働のために国外に移送する行為が、占領地である中国の当時の国内法に違反すること（規則第四三条占領地の法律の遵守義務違反）は論をまたないところであるが、例えば、刑罰法規に限ってこれを見ても以下のような法令違反が問題となる。

当時の中国刑法（一九三五〔民國二四〕年一月一日国民政府公布、同年七月一日施行）は、第二六章（妨害自由罪）第二九六条で、人を奴隷として使用した者、若しくは奴隷類似の不自由な地位において使用した者は、一年以上七年以下の有期徒刑に処すとし、第三〇〇条は、営利若しくは猥せつ行為又は姦淫行為に被誘拐者を使う意図をもって、收受、藏匿し、又は隠避した者は六カ月以上五年以下の有期徒刑とし、五〇〇元以下の罰金を併科することを得と定めている。また第三〇二条は、法によらざる方法

によって私的に人を拘禁した場合及び、人の自由を剥奪した者は五年以下の有期徒刑、拘役、若しくは三〇〇元以下の罰金に処すると定めている（なお刑罰中、徒刑については、刑法第五四条で、徒刑及び拘役の囚犯は監獄内に拘禁し労役に服させるが、その情節により労役を免れさせることができる）と定めている。

ちなみに、これらの占領地の刑罰法規にあたるまでもなく、占領地域において中国人の強制連行の実行にあたった日本軍人等の行為が、わが国刑罰法規の適用を受けることもまた明らかであった。強制連行・強制労働の実行の過程で行なわれた行為が構成する以下の各犯罪、すなわち、刑法第二〇四条（傷害）、第二〇五条（傷害致死）、第二二〇条（逮捕監禁）、第二二一条（逮捕監禁致死）及び第二二四条ないし第二二八条（略取誘拐）の各罪は、いずれも日本国外において罪を犯した日本国民に適用され（刑法第三条）、また、刑法第一九三条（公務員職権濫用）、第一九五条二項（看護送者暴行陵虐）の各罪は、いずれも日本国外において罪を犯した日本国の公務員に適用される（刑法第四条）。また、陸軍刑法第四条は、帝国

陸軍が占領地において刑法違反の罪を犯した場合は「帝国内において犯したものと見做す」との規定をおいていた。

(四) 総加入条項とハーグ条約、規則の適用、国際慣習法化

前記のとおり、日本は、一九一一年一月六日に一九〇七年ハーグ条約を批准し、一九一二年二月一二日に発効している。ハーグ条約第二条は「第一条に掲げたる規則及本条約の規定は、交戦国が悉く本条約の当事者なるときに限、締約国間のみ之を適用す。」とする、いわゆる総加入条項をもうけていた。しかしながら、ハーグ条約、同規則の内容は、一九一四年に勃発した第一次大戦での経験も経て、第二次大戦当時には、その総加入条項の存在にもかかわらず戦時国際慣習法として確固たる地位を築いていた。事実、第二次大戦の参戦国の中には、ハーグ条約に加入していない国もあったが、当時日本政府は「今次大戦の交戦国中、コスタリカ、ホンジュラスは未批准、未加入、イタリアとドミニカは、署名、未批准のため適用なく、ただ国際法の通念として、これを遵守する」としていた。

ハーグ条約及びハーグ規則が第二次大戦当時すでに戦時国際慣習法として認められていた事実は、ニュルンベルグ国際軍事法廷の判決が「一九三九年までに、この条約（ハーグ条約―代理人）に定められたこれらの規則（ハーグ規則―代理人）はすべての文明諸国によって認められ、そして条約六条（b）に言及される戦争の法規慣例を宣言しているものとみなされた。」と述べていることから明らかである（ニュルンベルグ国際軍事裁判所条例第六条（b）は、「占領地所属若しくは占領地内の一般住民の殺人・虐待、若しくは奴隷労働若しくはその他の目的のための追放、捕虜・・・等」の通常の戦争犯罪のカテゴリーを示したものである。）。

(五) 我が国の判例の立場

この点については、わが国判例上も、いわゆる法華教寺事件千葉地裁判決（昭三一・四・一〇判決・行政事件裁判例集七卷九八八頁）や東京水交社事件東京地裁判決（昭四一・二・二八判決・判時四四一号三頁）が、ハーグ陸戦条約及び附属規則の適用を前提とした判断を示している。とりわ

け、東京水交社事件判決は、前記ハーグ規則第四六条について、「占領地内における私有財産の尊重の慣行に関しては、・・・既に一九世紀初めには多くの文明国によってこれが承認され、国際慣習法上の原則として確立されるに至ったため、（ハーグ条約及び附属規則の私有財産没収禁止の規定は―代理人）かような国際慣習法を確認し宣明するという意味をもつにとどまり、」たとえ総加入条項によって、右条約そのものの適用が排除されるとしても、そこに規定された私有財産尊重、没収禁止の諸原則は、第二次世界大戦に関しても適用を見ると解するのが相当である。」と明確に判示して、ハーグ条約及び同規則の国際慣習法としての効力を確認済である。

（六）国際人道法の成立

（1）一九四九年ジュネーブ第四条約

ハーグ条約、ハーグ規則による戦時における一般住民の保護の原則は、第二次大戦後に締結された一九四九年ジュネーブ第四条約によって、よ

り詳細に確認された。一九四九年八月二二日、ジュネーブ外交会議（「戦争犠牲者保護のための国際条約作成のための外交会議」）で採択された四条約のうち、一九四九年ジュネーブ第四（文民）条約（「戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約」）は、戦時における紛争当事国と占領地域に共通する文民保護の基本原則を示したものである。同条約は第二七条においてあらゆる状況における人の尊重を確保する原則を確認し、「被保護者（紛争当事国の領域及び占領地域にある敵国民又は第三国民で、自国の外交的保護を享有しない者―第四条、原告ら代理人）は、すべての場合において、その身体、名誉、家族として有する権利、信仰及び宗教上の行事並びに風俗及び習慣を尊重される権利を有する。それらの者は、常に人道的に待遇しなければならず、特に、すべての暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心から保護しなければならない。」と定めた。これは、ハーグ規則第四六条を基礎にさらに発展させ、人の尊重の権利を人間の身体、精神、知性の一体性の権利という最広義で把握したものである。

(2) 国際人道法における文民保護の内容

占領地域の文民（住民）保護について、文民条約はハーグ規則の占領規定を補い広い範囲にわたる明文化を実現した。すなわち、第四七条は「占領地域にある被保護者は、いかなる場合にも及びいかなる形においても、占領の結果その地域の制度若しくは政治にもたらされる変更、占領地域の当局と占領国との間に締結される協定又は占領国による占領地域の全部または一部の併合によってこの条約の利益を奪われることはない。」と規定した。占領地域の文民の保護に関して最も重要な規定は、住民の強制移送又は追放の絶対的禁止を謳った次のような条文である。「被保護者と占領地域から占領国の領域に又は占領されていると占領されていないとを問わず他の国の領域に、個人的若しくは集団的に強制移送し、又は追放することは、理由のいかんを問わず、禁止する。」（第四九条一項）。

(3) 役務提供強要の可否

占領地域の住民に兵役以外の非軍事的役務を要求することができるかについて、ハーグ規則は、徴発や課役は占領軍の需要のためになす場合にのみ要求することができかつ地方の資力に相応することなどを定めていた（第五二条）。これに対して、文民条約は、課役の完全な禁止を實現はしなかったが、第五一条で具体的な条件を定め、この条件に該当しない限り被保護者に労働を強制し得ないものとした。

(4) 国際人道法違反

中国人に対する強制労働・強制連行が、多くの非戦闘員を巻き込んだ第二次大戦の惨禍の経験から締結されたジュネーブ第四条約の各規定に照しても、明白な違法行為であることは明らかである。

5 中国国内法の違反

(一) 準拠すべき国内法

原告らに対する強制連行・強制労働は、以上のように被告国が国際社会に対して遵守義務を負う様々な条約若しくは慣習法に違反する行為であると同時に、国内法秩序の観点からも決して許容されることのない違法行為であった。しかしながら、本件では、原告らが中国人であり、強制連行の行為地が中国、強制労働の行為地が日本と別れているため、国内法適用を考える場合に中国法の適用があるのか日本法の適用があるのかが問題となる。

本件においては、強制連行・強制労働にかかる行為を一連のものとして考えると、連結点として原告らの国籍及び当初の行為発生地を考慮し、被告国の不法行為責任に関しては、法例第一条一項により中国の国内法を準拠法として考えるべきである。

(二) 損害賠償に関する中国法の規定

強制連行・強制労働を実施するために行なわれた日本軍人等の行為が、中国刑法上様々な違法行為を構成することは前に述べたとおりである(4

(三)。これらの行為は当然ながら民事上も不法行為として損害賠償請求の対象となる。

一九二九年一月二二日国民政府公布、一九三〇年五月五日施行の中国民法第一八四条は、故意又は過失により他人の権利を不法に侵害したものは損害賠償の責任を負う、故意に善良の風俗に反する方法をもって他人に損害を加えたものはまた同じ、他人を保護する法律に違反したものは過失があるものと推定する、と定め、同第一八五条は、複数で共同して不法に他人の権利を侵害した者は損害賠償責任を連帯して負うとし、第一八六条は、公務員で第三者に対しとるべき職務に故意に違反し、その結果第三者の権利に損害を与えた者は賠償責任を負う、それが過失による場合は、加害者が他の方法によっては賠償を受けることができない時に限り、その責任を負う、とし、第一八八条は、被雇用人が職務の遂行にあたって他人の権利を不法に侵害した場合、雇用人と行為者は連帯して損害賠償責任を負う、とそれぞれ規定している。

原告らに対する強制連行・強制労働が、右の各条項の不法行為に該当す

ることは明らかである。

三 債務不履行責任（安全配慮義務違反）

「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として」、生命及び健康等を危険から保護するためのいわゆる安全配慮義務が存在することが認められる（最判昭五〇・二・二五民集二九巻二号一四三頁）。

原告らに対する強制連行・強制労働は、いかなる意味からしてもそれを合法化する法律関係の存在を前提とするものではない。しかしながら、国の政策の履行として実行され、形式上は民間企業の被用者として稼働に従事させられたという実態があり、被告国はこのような労働実態に関して、原告ら労働者を直接・間接に監督する立場にあったことは間違いない。したがって、このような被告国と原告ら強制労働に従事された労働者との間の法的関係を基礎として、被告

国は、原告らに対して、原告らの生命・身体の最低限の安全を配慮すべく、労働条件・生活条件の確保のため、のしかるべき政策の立案実行をし、かつ強制連行・強制労働下にある外国人の状態を監督し、これを適正なものに保つ信義則上の義務があったといふべきである。

したがって、右の信義則上の義務違反としての安全配慮義務違反が認められる。

なお、安全配慮義務の準拠法について付言する。この義務は通常は債権関係の付随義務として生ずるものであり、その場合は債権の準拠法によるべきであるから、当事者の意思によるべきところ（法例第七条一項）、本件のように債権関係に基づかずに特別な社会的接触の関係に入った場合には、当事者の意思が分明ならざる場合として行為地法によるべきである（法例第七条二項）。したがって、被告国の安全配慮義務違反に関しては、日本法が適用になると考えるべきである。

四 被告国の損害賠償責任

1 国際違法行為による国家責任と個人の権利

(一) 国際違法行為と国家責任のあり方

条約あるいは国際慣習法は国家間の国際法秩序を維持するものであり、各国家に法的な秩序を維持するための義務、すなわち国際法上の義務を生じさせる。国家がこの国際法上の義務に違反した場合には、当該国家はその義務違反行為による責任を負い、この国家責任は、義務違反行為によって生じた被害が、原状回復、損害賠償、陳謝その他の方法によって回復したと認められるまで解除されることはない。国連国際法委員会によって法典化の作業が進められている国家責任条約草案第一部の第一条は、国際違法行為に対する責任について「国家のあらゆる国際違法行為は、その国の国際責任を発生せしめる。」と述べ、この原則を明らかにしている。同草案によれば、国家が国際違法行為を冒したとされる場合は、その行為が国際法上当該国家に帰属し、かつその行為が当該国家の国際義務に反している場合であるとされ（第三条）、また、国際違法行為は、一般の国際不法

行為と、「国際社会の基本的利益の保護にとって不可欠な国際義務であつて、それに違反することが国際社会全体によって犯罪と認められるような違反行為」である国際犯罪とに分けられ、後者の概念には「人類生存に不可欠な重要性を持つ国際義務、例えば奴隷、集団殺害、・・・」が含まれる（第一九条二項・三項、以上Rep. ILC、村瀬信也監訳「立教法学二三号」）。国家責任の解除の方法としての損害賠償は、条約等の違反により国家が被る損害ではなく、条約違反の結果被害を被った者に対する補償の性格を有するものであることは、常設国際司法裁判所「ホルジョウ工場事件判決」で「違法の賠償は、国際法に違反する行為の結果として被害国の国民が被った損害に相応する償いである、ということは、国際法の原則である。これは、賠償のもつとも通常の形態である。」と確認されている（常設国際司法裁判所判決一九二八・九・一二、PCIJ, Series A No. 17, 二七、二八頁）。

(二) 国家責任の客体の変容（誰に対して責任を負うか）

伝統的な国際法理論によれば、国際法上の義務は原則として国家と国家の間の約束である条約によって、相対する国家がこの約束に基づく義務を負い権利を取得するにすぎなかった。この段階では、条約の効力は国際法の条約締結国のみに及び、権利義務関係も締結国間にしか生じないとされていた。しかしながら、二〇世紀に入ってから国際法の発展は、様々な多国間の条約を生み、その結果多数の国家が共同して一つの目的を持った秩序の形成を目指すようになった。多国間条約においては、その条約締結国の間で、共通した権利義務を有することになり、侵害された権利が条約加盟国の集団的権利の保護としてその条約に規定されている場合には、義務違反行為をなした国家はこの条約のいかなる加盟国に対しても義務違反を構成することになった。このようにして、現代国際社会においては、国家責任のあり方が質的に変容するようになったのである。現代における多国間条約の累積や進展は、従来の締約国間における権利義務関係を前提とした法秩序から、より広い範囲に置ける国際法秩序を形成するように本質的な変化を遂げたといってもよい。

その結果、国際法秩序の義務違反行為が国際的犯罪を構成するような場合は、条約加盟国に対する義務違反のみならず、広く条約の非加盟国に対しても侵害行為の責任を負う場合も生じてきた。ここにおいて、国際人道法に違反する行為は、それが通常の戦争犯罪であれ、平和や人道に対する罪であれ、国際法秩序の侵害の程度が高い国際犯罪として、加害国はその違反行為によって生じた被害を回復する義務をあらゆる国家に対して負うという原則が承認されるに至ったのである。

例えば、この点について一九七〇年二月五日の国際司法裁判所「バルセロナ・トラクション」判決は次のように述べている。「国際社会全体に対する国々の義務・・・は、その本性からして、あらゆる国々の関心事である。問題となる権利の重要性にかんがみ、あらゆる国が、当該権利の保護されることに法的利害関係を有しているものとみなされる。問題となる義務は、対世的義務 (obligation erga omnes) である。これらの義務は、たとえば、現代国際法において、侵略行為および集団殺害行為に対する法益剥奪から、また人間の基本的権利に関する原則及び規則――奴隷制度およ

び人種差別に対する保護を含む一から生じる。これに対応して保護を行なうある種の権利が、一般国際法に統合されるにいたった（集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約の留保C. I. J. Recueil 一九五二、一二三頁）。他の例は、普遍的ないし準普遍的な性質をもつ国際文書によって与えられる。」（国際司法裁判所判決ICJ Report. 四〇五一頁、皆川洸『国際法判例集』五一三頁）。

（三）国際人権法の深化と個人の国際法上の主体性

第二次大戦後の国際人権法の発展は、基本的な国際法秩序に対する国際社会全体に対する義務の観念をさらに進化・発展させた。人権の保障は、特定国から特定国への義務ではなく、国際社会全体に対する国際法上の義務であるところから、いずれの国からでもその違反を問うことができるという観念が定着したのである。欧州評議会の欧州人権委員会は、ギリシャ軍事政権下における人権侵害を問題としたデンマークその他の加盟国の提訴を、「締約国が、条約二四条で委員会に持出される条約違反の申立をす

るにおいては、自国の権利を行使する目的で訴訟の権能を行使しているとみられるべきでなく、欧州の公序（public order）の侵害を提起しているとみられるべきである。」と述べて、公序としての人権に対する侵害が国際社会全体に対する義務であることを明らかにした（Yearbook of the ECHR, 1968, vol. 11, 七六三、七六四頁）。

国家が国際人権法を遵守する義務は、国際社会全体に対する義務にとどまらず、それぞれの国家を構成する個人に対する義務へも発展している。国際人権A・B規約（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」いずれも一九七六年効力発生、一九七九年八月四日公布（条約第六号・第七号））及びB規約の第一選択議定書（一九七九年三月二三日効力発生、日本は未批准）は、国際人権法の下での国家の責任は、国籍を超えた国際社会の構成員としての市民に対する直接の義務であることを明文で明らかにするに至ったのである。

（四）国際犯罪の被害者の賠償請求権

以上のような国際人権法、国際人道法に対する考え方は、万人に対する国際法上の義務の侵害に対しては、加害国は、当該国家の行為によって被害を被った被害者個人に対して、原状回復・損害賠償等の国家的義務を直接負担するという論理を認めるものである。

国連人権委員会と人権小委員会からの委託を受けた特別報告者テオ・ファン・ホーベン教授（オランダ・リンバーク大学、元国連人権委員会オランダ政府代表・国連人権小委員会委員・国連人権センター所長・現国連人権差別撤廃委員会委員）は、一九九三年七月に「人権および基本的自由の重大な侵害の被害者の原状回復、補償、リハビリテーションの権利に関する研究」と題する最終報告書を提出したが、その内容は文字とおり、人権と基本的自由の重大な侵害を受けた被害者の原状回復、賠償及びリハビリテーションを求める権利について現在の国際法上の理論的・実務的な到達点を示すものといえる。この特別報告の中で、ファン・ホーベン教授は、国家責任の一般原則として、国際法のもとにおいては、いかなる人権の侵害も、被害者に賠償についての権利を発生させること、すべての国家は国

際法の違反があった場合には、人権と基本的自由を尊重し、又は尊重を保障するため、賠償の義務を負っている、賠償は、直接の被害者及び適当な場合には被害者の家族ら特別の関係者が請求することができることなどの原則を提言している。

また、同じく国連人権小委員会の第五二会期（一九九六年一月）に提出された特別報告者ラディカ・クワラスワミ女史の報告書「女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の報告」(E/CN.4/1996/53/Add.

二)は、いわゆる従軍慰安婦問題に対する被告国の国際法上の責任を明確に指摘したものととして、同じく戦争犯罪の本質を有する本件強制連行・強制労働にも同様に引用できるものである。クワラスワミ女史は、右報告の中で、戦争犠牲者の権利が国際人権法の不可欠の要素であることを確認し、被告国が法的にも道義的にも「従軍慰安婦」とされた占領地の一般住民である女性に対して責任を負うと明言した。そして、世界人権宣言第八条、国際人権B規約第二条三項などによって明らかたとおり、基本的人権を侵害された個人が適切な損害賠償を請求するための手段を保障されることは

国際法上当然の権利として認められると結論づけている。

以上のように、今日国際人道法違反の行為によって被害を被った個人が、加害国家の国際法上の義務違反を追及して、個人の損害賠償請求を行なうことは国際法上個人に賦与された権利といえるのである。したがって、条約等の中に明文の賠償規定が存在しない場合でも、原告らには、前記二、1ないし4に述べた被告国の条約及び国際慣習法の義務違反により被った損害を、直接個人の資格において被告国対して請求する権利が認められるべきである。

2 ハーグ条約三条により創設された個人の損害賠償請求権

(一) ハーグ条約による個人の損害賠償請求権の明示

一九〇七年ハーグ条約は、それ以外の国際条約及び国際慣習法と異なり、個人の損害賠償請求権を条約中に明示した条約として画期的な意義を有するものである。すなわち条約第三条は、「前記規則（ハーグ陸戦規則―原告ら代理人）の条項に違反したる交戦当事者は、損害あるときは、之か

賠償の責を負うべきものとす。交戦当事者は、其の軍隊を組成する人員の一切の行為につき責任を負う。」と定め、交戦当事国の損害賠償責任を明記した。一九〇七年条約の前身の一八九九年ハーグ陸戦条約にはこの損害賠償規定は存在せず、一九〇七年の条約改定の主要な点はこの損害賠償条項の追加にあった。一九〇七年のハーグ平和会議において、ドイツ代表のファン・ギュンデルが「もし、法規慣例に関する規則違反によって被害を被った被害者が、政府に賠償を請求できず、加害者の将校や兵士にしか請求できないとすれば、それは賠償を取得するあらゆる可能性を被害者から奪うに等しい。したがって、政府は責任から免れてはならない。」と発言して規定されたものである。交戦当事国間における賠償の問題は、ハーグ条約制定前でも、国家は戦争法規に反する国際違法行為を行なった場合、原状回復、損害の賠償を含む違法状態の解除の責任を負うべきことは国際慣習法上当然のこととして認められていたのであるから、わざわざ第三条のような規定を置くことはなかったのである。したがって、第三条が新設された意味は、まさに戦争法規違反の行為によって被害を被った被害者個

人が、加害者である軍人だけではなく、当然にその当事国の政府に対する損害賠償請求権を取得することができるという点にあったのである。

ハーグ条約第三条によって確認された交戦当事国の損害賠償に関する国際的義務は、交戦当事者が、その軍隊を構成する軍人・軍属その他の者の、ハーグ規則違反の行為によって生じた損害について賠償の責任を負うことを意味し、その損害とは、ハーグ規則に違反する行為から生じた個人または財産に対してもたらされた損害をさす。

(二) ハーグ規則と個人の権利

ハーグ条約三条が、交戦当事国間の責任原則を定めたのではなく、ハーグ規則違反の行為の被害者個人を対象として、加害交戦当事国政府の損害賠償義務を認めたものであることは、条約改訂の経緯からだけでなく、規則の他の規定の内容からも明らかである。すなわち、ハーグ規則の中には、以下のような個人の権利に関する規則が置かれている。例えば、規則第五条は、占領地域における徴発と課役について定め、「現品の供給に対し

てはなるべく即金にて支払い、然らざれば領収証を以てこれを証明すべく速に之に対する金額の支払を履行すへきものとす。」としているが、占領地における物資の徴用に関するこの規則が、占領地の一般住民個人と占領軍軍隊との個別の関係を規律する定めであることは明白である。

(三) ジュネーブ条約追加議定書によるハーグ条約の原則の確認

前述したジュネーブ四条約の第一追加議定書（一九四九年八月一二日のジュネーヴ諸条約に追加される国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書≪ジュネーヴ諸条約追加第一議定書≫「日本国未批准」）は、第九一条で、「諸条約又はこの議定書の規定に違反した紛争当事者は、必要な場合には賠償を支払う義務を負わなければならない。紛争当事者はその軍隊を構成するものが行つたいっさいの行為について責任を負わなければならない。」として、ハーグ条約第三条の責任原則を確認した。

このことからわかるように、ハーグ条約が被害者個人の加害国に対する損害賠償請求権を条約の明文で認めたものであることは、その文言の内

容、条約制定の経過、条約と一体となる附属文書（規則）の内容、この内容を補完・追認する後発の条約の存在等からして明らかであるといわざるをえない。

3 条約、国際慣習法の国内法的効力

(一) 条約等の国内法的効力

大日本帝国憲法第一三条は「天皇は戦を宣し和を講じ及諸般の条約を締結す」とし、条約の締結は天皇の外交大権に属するものとされた。したがって、旧憲法下においては、条約は帝国議会の協賛を要せず、天皇の専断によって締結された。天皇の裁下は締結におけるとともに批准の意も有し、上諭を付して公布されれば国内法的効力を有するとされた。実際の取扱も、右手続によって条約を条約として公布すれば、その内容が法律をもってしなければ臣民の権利義務を生ずることができない事項に関する場合でも、一切構わず、直ちに国内法たる効力があるものとして扱われてきた。この取扱は、天皇大権によって締結・批准された条約が、国内法の制定を要する

とされれば、議会によって協賛を得られずに成立しない場合には、条約の義務の履行ができない結果となり天皇大権を侵害する結果になるとの理論によった。したがって、本件強制連行・強制労働が実行された旧憲法下においても、被告国が批准した条約は、常に直接的に国内法としての法的拘束力を有するものであり、この点に関しては争いが無い。また、日本国によって遵守を当然視される確立した国際慣習法も同様に直接的な国内法的効力を有することは言うまでもない。

(二) 直接適用の問題

もつとも条約若しくは国際慣習法が国内法的効力を有するという問題と、その条約が私人相互又は私人と国家機関との間の関係に直接適用され、執行されうるかという問題とは異なると一般にいわれている。国内法の制定等の特別の補完・具体化がなくても、条約や国際慣習法の内容がそのままの形で国内法として直接に実施され、私人の法律関係について国内の裁判所と行政機関の判断根拠として直接適用される場合を自力執行性のある、

とか自動的執行力のある (self-executing) 条約 (若しくは国際慣習法) というが、前記二、1ないし4に述べた各条約及び国際慣習法は、この直接適用可能性を有するものである。

直接適用の有無の問題は、畢竟国内法解釈の問題でもあるから、その理論は国によっても異なり、一般的に承認されている定義も存在しない。我が国では一般に、条約等が自動的執行力を有するといえるためには、立法者の意思という意味での当事国の意思、条約規定の文言や内容の明確性、条約上の義務の性格等を総合的に判断しなければならぬと理解される学説が多いようである。この基準に従っても、例えばハーグ条約についても、前項に述べたとおり、一八九九年の条約を一九〇七年に改正した経緯及びその改正の要点が損害賠償条項の追加であったという事実、及び条約の平和会議における議論の内容から、条約締結国が個人賠償請求権を認める意思を有していたことは明らかである。また、ハーグ規則によって禁止される行為は、それが国際慣習法上戦争犯罪を構成すると観念されるほど違法性の高く、また構成要件としても特定された行為であり、その損害

賠償の責任の主体及び範囲についても条約は明定しており、明確性の要件をも十分満たすことは明らかである。これらの規定が損害賠償責任の根拠規定としての明確性を有することは、国内法上の一般不法行為の規定 (民法第七〇九条) や、国家賠償法の規定 (国家賠償法第一項一項) の規定と比較してみれば自ずと明らかである。

なお、前記 (一、4、(五)) の法華教寺事件判決、東京水交社事件判決は、いずれもハーグ規則の直接適用を認めた先例である。

(三) 国内法としての請求

以上のとおり、本件強制連行・強制労働が実施された旧憲法下においても、国際法は直接的に国内法的効力を有するものであり、かつ、原告らが本件で引用する各条約及び国際慣習法は直接適用が可能なものであるから、原告らが、これらの条約等に基づいて請求する損害賠償請求は、条約等に基づく直接の請求権の行使であるばかりでなく、それらの国内法的効力を援用しうる私人が、条約等の遵守義務を負う被告国に対し、わが国の国内

法上の手続、すなわち民事訴訟法によってその請求を實現しようとするものともいえ、この意味では、国内法に基づく請求の面も併せもつといえるものでもある。

4 中国国内法による損害賠償請求権の成立

原告らに対する強制連行・強制労働が不法行為を構成し、被告国がその責任を負うべきことは、以下のとおり明らかである。

原告らに対する日本軍人等の行為は、前に述べたとおり当時の中国及び日本の国内刑罰法規のうち、暴行、脅迫、傷害、逮捕、監禁、強要その他の犯罪行為に該当する複合的な行為であり、これが民事上の不法行為を構成することは論をまたないところである。ところで、右の各行為は、当時の戦争遂行のための国策として実行された一連の行為の一断面にすぎないという要素を持つが、前に述べたとおり、その顕著な違法性の程度からしてこれが国策遂行上の過程に生じた行為であるという理由のみを以て、民事上の損害賠償の問題とは異なるとすることはできない。したがって、原

告らが被った損害を規律する法規の選択については、損害賠償についての一般抵触法規である法例を適用すべきであり、具体的には不法行為に関する第一条一項の規定により、当時の中国民法の適用が問題となる。そして、前記のとおり、本件当時の中国民法第一八五条、第一八六条及び第一八八条の規定により、被告国は原告らの強制連行・強制労働に關与した日本軍人等行為について責任を負うべきである。

5 債務不履行責任（安全配慮義務違反）の成立

三、で論じたとおり、被告国は、原告ら労働者を直接・間接に監督する立場にあり、被告国は、原告らに対して、原告らの生命・身体の最低限の安全を配慮すべく、労働条件・生活条件の確保のためのしかるべき政策の立案実行をし、かつ強制連行・強制労働下にある外国人の状態を監督し、これを適正なものに保つ信義則上の義務があったといふべきである。

したがって、原告らは被告国に対し、右の信義則上の義務違反としての安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権が認められる。この被告国の安

全配慮義務違反に関しては、日本法が適用になる。

6

日中共同声明による中国政府の賠償請求権放棄と個人賠償請求権の帰趨

中国の戦争犠牲者の謝罪・損害賠償の要求に対するこれまでの被告国の対応は、一九七二年の日中共同声明（「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」一九七二年九月二九日署名）の賠償放棄宣言を援用して、中国国民は日本政府に対して損害賠償請求権を行使することはできないとしている。しかしながら、日中共同声明の文言は「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」と述べているにとどまり、中国政府が国家として有する賠償請求権を放棄する意思を表明したものにしかすぎず、中国国民の個人の損害賠償に関する実体的な権利の放棄を意味するものではない。このことは、宣言の右文言とサンフランシスコ講和条約の日本政府の戦争請求権放棄条項の文言の違い（第一九条（a）項は、「連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し」としている。――

―傍線原告ら代理人）からも一見明白であるし、また最近の中国政府首脳の度重なる公式発言からも明らかである。

すなわち、一九九二年三月一日、全国人民代表大会に民間人の戦争被害の賠償を要求する法案が議員立法として提出される動きがあったが、これに対して中国の外務省スポークスマンは、賠償問題は両国政府間では解決済との見解を表明しながら、「一部の中国人被害者が日本と当事者として接触することは我々の干渉するところではない。」として、民間の被害賠償請求の動きを黙認する姿勢をとっていた。また、一九九五年三月七日には、銭其 副首相兼外相が、全国人民代表大会で台湾省代表の質問に答えて、日中共同声明で放棄したのは国家間の戦争賠償であって、「個人の賠償までは含まれない。」とした上、民間賠償を求める国民の動きを阻止しないと答えた、と報道されている。

仮に、日中共同声明の右賠償放棄条項が個人の損害賠償請求権に影響するとしても、それは中国政府が外交保護権の行使として、個人の損害賠償請求権を中国政府が日本政府に対して行使する権能を放棄したことを意味

するにすぎないのであって、中国国民が、日本において、日本政府を相手に損害賠償請求を提訴することを何ら妨げるものではない。

第一五 被告企業の責任

一 法的評価の対象となるべき被告企業の行為

1 違法評価の局面

本件で原告らが違法かつ有責であると主張する被告企業の行為は、以下の三つの局面から考察することができる。

(一) 強制連行への加担

前項までに述べたところから明らかなおり、中国人に対する強制連行・強制労働は、交戦国である中国の一般住民を組織的な奴隷労働に従事させることを目的として、被告国が企画・立案・実行した、侵略戦争遂行のための

政策の帰結なのであるが、この政策の決定に当たっては、日中戦争拡大にともない生産を拡大したこともあって深刻な労働力不足に悩んでいた被告企業が被告国に対して行っていた労働力確保の要求が大きな動因となって策定されたものである。強制連行の実行に当たっても、実態は日本政府の傀儡団体にすぎない華北劳工協会との間に移入契約を締結して、希望する人数の強制連行者を労働力として確保し、現に日本に連行する際には、担当者を中国国内の港まで派遣して、日本国内の事業所まで連行しているのである。このように、本件で被告企業の責任を論ずるに当たって第一にその違法評価の対象とされるべきは、中国人労働者の強制連行への加担である。

(二) 各事業所における強制労働

被告企業は、連行された中国人を実際に各事業所において使役したものであり、警察の協力を得ると共に、自らも守衛を置いて中国人労働者の逃亡を防ぎ、彼らを不衛生で劣悪な環境に置き、乏しい食事しか提供せずに重労働に従事させて多数の死傷者を発生させた張本人にほかならない。そこで、

第二に被告企業が各事業所において中国人労働者に強制労働を課したことが、違法評価の対象となる。

(三) 被告企業従業員等の個々の行為の違法

原告らに対する強制連行・強制労働を実行するにあたり、これに関与した個々の被告企業従業員等の違法行為は、当然に被告企業の責任を発生させる根拠事実となる。したがって、第三に、これら被告企業従業員等の個々の行為が違法評価の対象となる。

2 企業の責任と被告国の責任の関係

右に述べた被告企業の中国人の強制連行・強制労働に対する法的責任を考える場合、被告国の責任との関係が問題になるが、被告企業と被告国とは、中国人の強制連行・強制労働に関して、共同不法行為者若しくは（安全配慮義務違反に基づく）債務不履行の場合の不真正連帯債務者の地位にあるといえる。したがって、被告国、被告企業共に、強制連行・強制労働のいずれの

局面についても全面的に法的責任を負う立場にある。

3 違法評価の規範（中国法と日本法）

(一) 準拠すべき国内法

原告らに対する強制連行・強制労働に対する被告企業の法的責任を論ずるに当たっては、原告らが中国人であり、強制連行の行為地が中国、強制労働の行為地が日本と別れているため、国内法適用を考える場合に中国法の適用があるのか日本法の適用があるのかが問題となる。

本件においては、強制連行・強制労働にかかる行為を一連のものとして考え、かつ右に述べたように、被告国の行為と被告企業の行為は共同不法行為としての性格を持つものであって、一体として考察すべきものであることを考え合わせると、被告企業の不法行為責任に関しても、連結点として、原告らの国籍及び当初の行為発生地を考慮し、法例第一一条一項により中国の国内法を準拠法として考えるべきである。

なお、債務不履行責任と不当利得返還請求の準拠法については、それらに

ついて論ずる際に述べる。

(二) 損害賠償に関する中国法の規定

強制連行・強制労働を実施するために行なわれた日本軍人等の行為が、中国刑法上様々な違法行為を構成することは前に述べたとおりである(4(3))。これらの行為は当然ながら民事上も不法行為として損害賠償請求の対象となる。

一九二九年一月二二日国民政府公布、一九三〇年五月五日施行の中国民法第一八四条は、故意又は過失により他人の権利を不法に侵害したものは損害賠償の責任を負う、故意に善良の風俗に反する方法をもって他人に損害を加えたものはまた同じ、他人を保護する法律に違反したものは過失があるものと推定する、と定め、同第一八五条は、複数で共同して不法に他人の権利を侵害した者は損害賠償責任を連帯して負うとし、第一八八条は、被雇用人が職務の遂行にあたって他人の権利を不法に侵害した場合、雇用人と行為者は連帯して損害賠償責任を負う、とそれぞれ規定している。

原告らに対する強制連行・強制労働が、右の各条項の不法行為に該当することは明らかである。

二 中国国内法による損害賠償請求権の成立

先に述べた奴隷条約及び国際慣習法としての奴隷制の禁止、人道に対する罪、ILO第二九号条約「強制労働に関する条約」、国際人道法(ハーグ条約及び附属規則)は、中国の国内法においても公序の内容をなすものである。被告企業が被告国と共同して行った強制連行・強制労働は、前述の国際法に違反するばかりでなく、右に述べた中国民法第一八四条の「他人の権利を不法に侵害した」こと、「故意に善良の風俗に反する方法をもって他人に損害を加えた」ことに該当することは言うまでもなく、かつ右の国際法違反はその不法の程度の著しさを基礎づけるものというべきである。

また、原告らに対する被告企業従業員等の行為は、前に述べたとおり当時の中国及び日本の国内刑法規のうち、暴行、脅迫、傷害、逮捕、監禁、強要その他の犯罪行為に該当する複合的な行為であり、これが民事上の不法行為を構

成することは論をまたないところである。したがって、前記のとおり、本件当時の中国民法第一八五条及び第一八八条の規定により、被告企業は原告らの強制連行・強制労働に関与した被告企業従業員等の行為について責任を負うべきである。

こうして、原告らに対する強制連行・強制労働が不法行為を構成し、被告企業がその責任を負うべきことは、明らかである。

三 債務不履行責任及び不当利得返還請求権の成立

1 安全配慮義務違反

被告企業は各事業所において、直接原告らを使役していたのであって、被告企業が原告ら労働者を直接に監督する立場にあつたことは間違いない。したがって、被告国の責任の項で論じたと同様に、このような被告企業と原告ら強制労働に従事された労働者との間の法的関係を基礎として、被告企業は、原告らに対して、原告らの生命・身体の最低限の安全を配慮すべく、労働条

件・生活条件の確保のためのしかるべき措置を取り、かつ強制連行・強制労働下にある中国人の状態を人としての尊厳を保ちうるものとする信義則上の義務があつたというべきである。

したがって、被告企業についても右の信義則上の義務違反としての安全配慮義務違反が認められ、原告らは被告企業に対し、右安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権を有している。

なお、安全配慮義務の準拠法については、被告国の安全配慮義務違反の場合と同様、本件のように債権関係に基づかずに特別な社会的接触の関係に入った場合には、当事者の意思が分明ならざる場合として行為地法によるべきである（法例第七条二項）。したがって、被告企業の安全配慮義務違反に関しても、日本法が適用になると考えるべきである。

2 賃金請求権

原告らと被告企業との間には、労働契約その他何らの契約関係も存在しなかつた。華北劳工協会と被告企業との間の労働者移入契約もまた、虚偽仮装

のものというべきある。しかしながら、原告らが被告企業のために労働をしたという厳然たる事実は存在する。そして、労働関係においては、雇用契約ないし労働契約全体が無効であったり、取り消された場合であっても、遡及的無効として不当利得関係などによって事態を処理することは、いたずらに法律関係を複雑にするだけであり、かつ労働者にかえって不利益を及ぼしかねないという理由から、いったん労務に服した以上は、賃金請求権等の法律効果は発生するというのが民法学界、労働法学界の通説的な見解である（新版注釈民法一六卷二七頁）。強制労働のような労働契約が不成立の場合においても、同様の考え方が妥当するものというべきである。前述の華北劳工協会と被告企業との間の労働者移入契約には、労働者一人当たり一日五円という賃金の定めがある。したがって、被告企業は原告らに対して一人当たり一日五円の割合で賃金を支払う義務がある。

なお、右の賃金請求権の準拋法について付言する。賃金債権は通常は労働契約ないし雇用契約上の義務として生ずるものであり、その場合は債権の準拋法によるべきであるから、当事者の意思によるべきところ（法例第七条一

項）、本件のように労働契約に基づかずには賃金請求権が発生する場合には、当事者の意思が分明ならざる場合として行為地法によるべきである（法例第七条二項）。したがって、右の賃金請求権に関しては、日本法が適用になると考えるべきである。

3 不当利得

原告らと被告企業との間には、およそ労働契約の外形も存在しなかったことから、賃金請求権が発生しないとしても、被告企業が原告らの就労によって労働の成果を受益し（ないしは無償で労働をさせること）によって賃金の支出を免れるという受益を得、原告らが労務を提供しながら何らの対価も得られないという損失を被っているということは疑う余地がない。不当利得における損失は、不法行為による損害のように既存財産の減少のみならず、得べかりし利益の喪失、すなわち増加すべき財産の不増加をも含むことはもちろんであるが、これよりも広く、当該の事実がなければ、確実に財産の増加したことが証明されることを要せず、不法占有の場合の賃料相当損害金のよ

うに、その事実がなければ財産の増加することが普通であると認められる場合には、なお損失ありと解せられるべきである。この受益と損失の間には因果関係はあるがこれを正当化する法律上の原因はなく、原告らは被告企業に對して不当利得返還請求権を有している。被告企業が悪意の不当利得者であることは言うまでもない。

なお、不当利得の準拋法について付言する。不当利得の準拋法は、その原因たる事実の発生した地の法律によるので（法例第一一条一項）、日本法が適用になると考えるべきである。

第一六 蹂躪された原告らの名誉の回復

原告らの祖國は当時、日本軍の侵略を受けてこれと戦う十五年に亘る戦争の最後の段階にあり、極めて厳しい状況下にあつた。従つて原告らにとつて日本のために働くことは利敵行為であり、これを強いられたことは耐えられないことであつた。原告らは約四万人の同胞とともにこれを強いられたばかりか、強制労働のための宿舎^{II}たこ部屋に容れられ、衣食住などの最低限の生活条件も保障されず、消耗品扱いの文字通り残酷な強制労働をさせられた。これが原告らの名誉感情を害されただけでなく、客觀的にも名誉は完全に蹂躪された。

すなわち、原告らは帰国後このことについて同胞から厳しい指弾を受けざるを得なかつた。それは同胞が日本と戦つているときに日本に出稼ぎにゆき、日本のために働き、利敵行為をしてきたというものであつた。これは全く誤解に基づくものであつたが、同胞が被つた被害が大きいだけに、また当時情報が少ないこともあつて、この誤解は容易に解けなかつた。そのような誤解のために、被害者である原告本人ばかりか、その家族親類まで不利益を受けた者もあるくらいである。その要因の一つは、日本が強制連行・強制労働の事実を認めないことにある。この言われなき汚名を原告らが回復するには、請求の趣旨記載の謝罪文の公表と掲載を必要とする。したがつて、原告らは民法第七二三条に基づいて名誉の回復を求める。

第一七 原告らの損害

一 不法行為、安全配慮義務違反による損害

以上のとおり、原告らは、国際法上、国内法上いずれの手続によっても、原告らが受けた数々の試練、迫害、苦難について、被告国に対しその責任を問うことができない地位にあり、かつ国内法に基づいて、被告企業に対し、その責任を問うことができる地位にある。本質的な問題は、原告らが被った損害の請求を許さないことが国際法、国内法いずれの法秩序の観点からみても正義にかなうといえるかどうかである。原告らの請求を否定するものは、果たしてその否定の論理を正義の名の下に正当化できるであろうか。

戦闘員でも何でもない一般の市民が、ある日突然異国の軍隊によって暴力的に拉致され、愛する家族と文字とおり別れを惜しむ間すら与えられずに引き裂かれ、極めて非人道的な方法で家畜のように「移入」され、あげくの果ては遠い異国において自国を侵略している国の国策に資するための奴隷労働に従事させられた、というのが原告らの体験である。原告らが述べる、強制連行・強制労働によって被った被害の深刻さは、目を覆い、耳をふさぎたくなくなるようなものであるが、日本人として直視しなければならぬ真実である。

これに対して、これまでの被告国の対応は、原告らのささやかな要求に対してこれを一顧だにしないという不誠実極まりないものであり、人道に対する罪を犯したとして国際社会から断罪された歴史的経緯を持つ政府が被害国民に対してとる態度とは到底思えない態度を示してきた。被告企業の態度もまた同様に不誠実極まりないものであった。

人間として最も精力的に活動できた年代を、家族との関係を無理やり引き裂かれ、異国での奴隷に等しい強制労働によって、あるいは度重なる暴行行為によって怪我をさせられ、また病気に罹患させられるなどの肉体的苦痛を与えられたのである。こうした怪我や病気のために、原告らは戦後本国に帰還したあとも重い治療費の負担に苦しみ、あるいは労働能力を喪失して思うように就労することができなかつたのである。こうした原告らの損害は、本訴においても完全に回復することは到底不可能なことである。しかしながら、現代社会に生きる日本国民には想像すračかないであろうその悲惨な経験から生じた財産的及び精神的損害は、どんなに少なく見積もっても金二、〇〇〇万円を下回ることはないといえる。

二 原告らが請求する賃金の額

前述のとおり、被告企業は原告らに対して一人当たり一日五円の割合で賃金を支払う義務がある。各原告が、被告企業に就労させられるべく中国の港を出港してから、日本の敗戦によって強制労働関係が終了する一九四五年八月一五日までの各原告の日数及び各原告の有する賃金債権の金額は、本訴別表記載の日数欄及び金額欄記載のとおりである。したがって、原告らは右の賃金債権の金額及びこれに対する一九四五年八月一六日から支払い済みにいたるまで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払いを求めらる。

三 原告らが有する不当利得返還請求権の請求額

前述のとおり、華北劳工協会と被告企業との間の労働者移入契約には、労働者一人当たり一日五円という賃金の定めがある。そして、華北劳工協会と被告企業との間の労働者移入契約に定められた労働者一人当たり一日五円という賃金は、当時の原告らの労働に見合った相当賃料と推定される。各原告が、被告企業に就労させられるべく中国の港を出港してから、日本の敗戦によって強制労働関係が終了する一九四五年八月一五日までの各原告の日数及び各原告の有する不当利得返還請求権の請求金額は、本訴別表記載の日数欄及び金額欄記載のとおりである。したがって、原告らは、右に述べた賃金請求権が認められない場合には、右の賃金債権の金額及びこれに対する一九四五年八月一六日から支払い済みにいたるまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求めらる。

以上の次第であるから、請求の趣旨記載のとおり、本訴の提起に及ぶものである。

以上

一 訴訟委任状
二 資格証明書

四二通
一〇通

一九九七年九月一日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 尾山 宏

弁護士 小野寺 利孝

弁護士 高橋 融

外

東京地方裁判所 民事部 御中

謝罪広告

日本国は、貴殿を第二次大戦中、中国本国において身体を拘束し監禁した上、日本へ強制的に連行しました。そして、貴殿は弊社管理下の事業場に強制的に送り込まれ、同事業場で一九四五年八月一五日まで極めて過酷な条件の下で強制労働をさせられました。しかも貴殿は弊社より賃金も一切受け取られていません。

当時貴殿の祖国である中国と日本国は戦争状態にあり、貴殿が敵国である当国や弊社のために働くいかなる根拠もありませんでした。にもかかわらず、これを強制したことは貴殿の人格と中国人としての名誉を著しく蹂躪した全く不法なことであり、法律上も人道上也許されないことでした。

ここに日本国と弊社は、貴殿に対し深くお詫び申し上げるとともに、その名誉を回復するため本書を公表いたします。